

H 1 2 —企画部会—電子政府委員会

電子政府委員会報告書

平成 1 3 年 3 月



電子商取引推進協議会
電子政府委員会

目 次

1	はじめにー電子商取引と電子政府.....	1
2	電子政府実現の取組みとソリューション.....	4
2.1	電子政府実現に向けた取組みについて.....	4
2.2	電子政府向けソリューション.....	7
2.2.1	沖電気のe社会ソリューション.....	8
2.2.2	日本アイ・ビー・エムの考える電子政府.....	11
2.2.3	NECの電子政府への取組み.....	15
2.2.4	日立の提供する電子行政ソリューション ～Solutionmax for CyberGovernment～ ..	19
2.2.5	NTTデータ.....	22
2.2.6	富士通.....	25
2.2.7	日本ユニシスが考える電子政府.....	29
2.2.8	マイクロソフトの電子政府イニシアティブ	32
2.2.9	GFL.....	36
2.2.10	東芝の提案する電子政府ソリューション ～G-EC Solution ～	38
2.3	電子政府に向けた各国の取組みと推進策について.....	42
3	WG活動テーマ.....	43
3.1	電子政府の定義.....	43
3.1.1	対象範囲	43
3.2	活動テーマ案	44
3.2.1	行政アウトソーシングの仕組みと促進.....	46
3.2.2	行政ポータル	49
3.2.3	電子政府・自治体のベンチマーク.....	52

資料1：電子政府実現に向けた取組について

資料2：電子政府実現に向けた各国の取組みと推進策について

メンバーリスト

1 はじめに—電子商取引と電子政府

電子政府は、ITがもたらす効果を日本全体で活用するための社会的基盤となる。¹

これまで、電子商取引の主たるプレイヤーは消費者としての個人と企業であり、主たる取引分野は企業と消費者間（B to C）と企業間（B to B）であった。インターネット利用人口は増加しているが、2003年における電子商取引実施率の予測は、B to Cで1%弱、B to Bでは11%強であり²、新たな経済の時代に向けて順調な歩みをしているとは言い難い。

B to C分野における電子商取引が着実に成長するには、安全なインターネット活用型消費者向け取引市場の基盤を整備しなければならない。また、B to B分野において、電子商取引の実施率が一定の閾値を超えなければ、情報装備を積極的に進めている企業が、ネットワーク活用型取引のメリットを享受するために十分な割合の顧客や取引先とのビジネス活動を行えない。

電子政府の推進は、上記の課題を側面から支援する。電子認証や署名の周知、電子取引や電子文書の公証、電子支払いシステムの定着、など安全な電子的取引を行うインフラが広く整備されることが期待できる。また、企業や住民としての個人が行政機関の提供する電子行政サービスに触れる利用拠点の整備などにより、その使い勝手の良さを体験し利便性を享受する機会が増加する。

高度情報通信ネットワーク社会の形成における民間の主導的役割

IT基本法³においては、高度情報通信ネットワーク社会の形成に民間が主導的役割を担うことを原則としている。今後、国や地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直しなど高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消や民間の活力が十分に発揮されるための環境整備などを中心とした施策を策定する。また、行政の情報化を積極的に推進し、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化と質の向上に必要な措置が講じられることになる。

すでに、国・都道府県・市町村において行政改革の一環として「行政の情報化」が進展している。政府は、「21世紀初頭にも世界でも最高水準の電子政府の実現を図る⁴」と宣言しているが、電子政府とは、行政サービスの受益者である国民や企業と行政機関との間の業務プロセスや行政部内のIT化により行政を改革するものである。

しかし、行政機関における政策や施策の策定および事務や事業の遂行における時間軸と情報通信やネットワークの技術の進展やアプリケーションの最新化の時間軸は、必ずしも同期していない。

電子政府実現に向けた官民のパートナーシップ

利用者（国民や企業）への行政サービスは、国や地方公共団体の行政機関が一体となり提供すべきであることから、利用者から見て「一つの」電子政府実現に向けた政策・施策の策定に対する提言がある⁵。ここで、電子政府化の取組みには、技術革新成果の速やかな活用の観点から、アウトソーシングの推進による官民パートナーシップ確立を提言している。

電子政府の実現は、「我が国が五年以内に世界最先端のIT国家と成る」ための四重点政策分野の一つである。電子政府実現の目標を達成する方策の三原則の一つは、民間へのアウトソーシングの推進である。早期に施策や事業を円滑に実施するために、ITを企業活動に積極的に取り組み、

¹ 「e-Japan 戦略」、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、2001年1月22日

² <http://www.jipdec.or.jp>

³ 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（2001年1月6日施行）

⁴ 「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」、1999年12月19日
内閣総理大臣決定

⁵ 「『一つ』の電子政府実現に向けた提言」、（社）経済団体連合会、2000年8月2日

ビジネスプロセスの主流として取り込んでいる民間部門にパートナーシップを求めることが望まれる。

利用者の視点からの電子行政サービス

電子政府の実現は、①公共サービスの向上、効率化をもたらす、②民間部門の情報化を促す、③電子情報技術の開発の先導的役割を果たす、の三つの意義があるといわれている。

電子政府の効果的な実現には、利用者志向のコンテンツ、コミュニティ（住民、企業）、コマース（手続き）、コラボレーション（提供形態）、コネクティビティ（利用拠点、接続性）が鍵となる。

行政サービスを利用するのが利用者の最終目的ではないことが多い。たとえば、車検、車庫証明など自動車保有に必要な手続きは、利用者の自動車購入のための前提手続きであり、民間部門の自動車販売手続きに組み込まれ代理人により実行される方が顧客の満足度は高いと考えられる。行政部門の提供するワンストップサービスの実現、さらに民間部門において行政サービス機能を組み込んだ複合的なワンストップサービスを実現できる形態での提供へと、より利用者に近づくソリューションの最新化が望まれる。このためには、民間部門のスピード重視のオンライン業務プロセスや各種標準などが尊重されなければならない。

行政機関は、基本的に競争環境になく、また利用者は行政区域内の住民や企業である。しかし、利用者の視点から見ると、利用者、とくに企業は複数の行政機関と係わる。各行政機関が提供する行政サービスの利用規定、ビジネスプロセス、接続形態などは、標準的なルールに従っていることが必要となる。

また、電子自治体の構築は、行政の情報化と地域の情報化に留意して推進されている。多様な情報拠点の整備により、多くの企業、個人事業者、住民がくるべき行政面からの高度情報通信ネットワーク社会の生活を体験する機会を得ることになる。遅れた民間セクターの人や組織が、高度情報通信ネットワーク社会に円滑に入ることができる社会基盤（電子政府）を早期に整備する必要がある。

電子商取引推進協議会の電子政府委員会

電子商取引推進協議会（E COM）は、一般消費者や企業間取引の別を問わず安心して電子商取引が実現できるためのルール作りや政府への提言、ユーザのニーズに基づいた国際標準等の制定・維持・管理を行い、電子商取引の一層の推進と当該分野において国際的に貢献し得る成果を目指し活動を行う。その活動の基本理念は、「電子商取引による新たな経済においては、新たなルールや仕組みの整備が重要である。民間企業による自由な展開が基本であるとの原則から、こうしたルールや仕組みは民間企業の自主的な取組みによって構築されるべき」である。

会員企業からの専門家や有識者などが参加するWG活動は、E COMの核とも言うべき活動で、電子商取引全般について国内外に向けて情報発信する源である。

アド・ホックな電子政府委員会は、既存のWGが主たる検討対象としていない、民間セクターにおける電子商取引の普及程度に大きく影響する「行政部門の情報化」分野を、利用者の視点でどう取り組めるかを検討し、今後新設予定のWGの活動課題・実施事項・成果物などを規定する。

電子政府委員会における「電子政府」の検討

1. 検討方針

行政の情報化が進展しているが、利用者（住民、企業）としての立場から、行政の提供するサービスを効果的に活用するために、複合サービスを開発しやすい提供形態を実現する課題を把握する。

2. 検討範囲

「行政情報化推進基本計画」に基づき推進されている行政サービス。

3. 検討要領

会議体（1回／月程度）形式で実施し、数回の会議で検討結果をまとめる。

電子政府委員会の運営

当委員会の委員は、ITベンダ、SI、コンサルタントなどからなっており、競合する立場にあるメンバーも多いが、競争と協調の観点で運営された。また、それぞれの立場から、電子政府の実現に向けたマクロな判断基準の表明、中長期的なシステム具体化における懸念表明・提案があった。利用者の立場に立った、とくに、電子政府実現の過程（時間軸）を強く意識した。（委員長）

本報告書の構成

本報告書は、電子政府委員会における「電子政府をテーマとするWG」の活動目的などを設定するために得た電子政府関連情報を整理したものであり、電子政府委員会の提案でもある。

第二章は、電子政府委員会の提案を理解するために必要な共通基盤となる情報を整理した。政府の電子政府実現の取組み、民間部門のソリューション提供者としての電子政府の理解、構築のフレームワーク、ソリューションの考え方、および各国の取組みを紹介する。

第三章は、電子政府委員会が提案する「電子政府とテーマとするWG」の三つの課題を紹介する。

2 電子政府実現の取組みとソリューション

電子政府委員会の提案を理解するために必要な共通基盤となる情報を整理する。

2. 1節では、政府による電子政府実現の政策、施策や事業などを概要する。2. 2節では、電子政府の構築を支援する民間部門のソリューション提供者として、電子政府の理解、構築のフレームワーク、ソリューションの考え方などを紹介する。2. 3節では、米国の取組みや世界の動向を整理する。

2.1 電子政府実現に向けた取組みについて

インターネット、低廉なパソコンの爆発的な普及、情報通信技術の目覚ましい進歩は、世界規模で産業構造、社会経済の大きな変革をもたらしており、行政分野においても例外ではない。

行政のあらゆる分野へ情報通信技術を活用することにより、国民、企業と行政との間のインターフェース、さらには行政内部事務を改革する「電子政府の実現」は我が国の喫緊の課題となっている。

このため、政府は、行政改革推進の一環として、「行政情報化推進基本計画の改定について」（平成9年12月20日閣議決定）に基づき、21世紀初頭の電子政府の実現を目指し、①行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化等の社会と行政との接点の情報化、②文書の管理・流通のシステム化、ペーパーレス化等行政内部の情報化、③省庁内・省庁間のネットワーク基盤、安全性、信頼性の確保等行政情報化推進のための基盤整備を柱として、「電子政府の実現」に向けた具体的な取組みを行ってきたところである。

21世紀を迎えるに当たり、国は、時代の要請に対応する新たな行政システムを構築するため、平成12年12月日に行政改革大綱を閣議決定したが、「電子政府の実現」を重要課題の一つとして掲げ、情報通信技術の活用と既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上及び国民に開かれた行政の実現を図るとともに、行政運営の総合性・機動性を高め、その簡素・効率化を進めることとし、約1万件の行政手続について、原則2003年度までにオンライン化するなど、具体的に推進することとしている。

また、我が国社会全体の高度情報通信社会の実現、IT革命の恩恵を全ての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成を図る観点から、「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成11年12月 内閣総理大臣決定）において、世界最高水準の電子政府の実現を目指すこととされた。さらに、「IT基本戦略」（平成12年11月IT戦略会議報告）において、新しいIT国家基盤として、①超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、②電子商取引と新たな環境整備、③電子政府の実現、④人材育成の強化が、重点政策分野と位置づけられ、集中的に取組む必要があるとされた。

さらに、本年1月6日に、新府省体制の開始と同時に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が施行されたが、本法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、①高度情報通信ネットワークの形成、②教育・学習の振興と人材の育成、③電子商取引等の推進、④行政・公共分野の情報化、⑤高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保の各分野について、重点計画を策定することとされている。

このように、行政の情報化は、行政改革の観点のみならず、我が国における高度情報通信社会の形成の観点からも、重要政策課題の一つとされている。

表 2.1-1 電子政府実現のための主要推進事項

国民、企業と行政との間の情報化	● インターネット等による行政情報の提供 ・ 「電子的提供に関する基本的考え方」を平成12年度内に取りまとめ ・ 各省庁の情報の一元的提供を可能とする総合窓口システムの整備 ● 国民、企業と行政との間の手続の電子化 ・ 申請・届出等手続約1万件について、原則、平成15年度までにインターネット等によるオンライン化 各省庁の共通基盤として、政府認証基盤及び受付・結果の通知等が汎用的に行えるシステムの整備 ・ オンライン化のための課題（①大量データ、②添付書類としての国・地方公共団体が発行する証明書、③オンライン化に対応した手数料納付）の解決方策とスケジュールの提示（平成12年度内） 実施時期の前倒し、手続自体の簡素化等の観点からの現行アクション・プランの見直しによる「新アクション・プラン」の策定 ● ワンストップサービス ・ 行政手続の案内、様式等を横断的に提供できる総合窓口の整備（平成13年度）と個別手続のオンライン化に合わせ、本システムを経由したアクセスによる申請者の利便性 ・ 輸出入及び港湾諸手続など特定分野のワンストップサービスの拡大 ● 政府調達手続の電子化 ・ 政府調達手続について、非公共事業について、平成15年度末までに電子化 ・ 公共事業について、国土交通省における平成13年度の一部直轄事業の電子化から開始など、政府調達の電子化推進 ● 国庫金事務（歳入・歳出事務）の電子化 ・ 国税、年金の徴収・支払等事務について、国税の申告等手続の平成15年度からのインターネット等による申告を可能とするなど、電子化を推進
行政の事務・事業の情報化	● ペーパーレス化及び情報の共有 ・ 「行政事務の電子化行動計画」に沿って、連絡・通知、協議等各省庁共通的事務を平成14年度までに電子化 制度官庁は、各省庁からの報告等のペーパーレス化について、平成15年度までに実施 ・ 各種情報について、積極的なデータベース化と国民、企業へのオープン化 ・ 行政文書ファイル管理システムの平成12年度までの整備、各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合窓口システムを整備（平成13年度運用開始）

環境整備	● 情報セキュリティ対策 ・ 不正アクセス、情報漏えい、災害等の脅威から政府の情報システムを防護するため、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、各省庁の「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策の充実・強化 ● アウトソーシングの推進 ・ 「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」に沿った外注化の積極的推進
地方公共団体における情報化の推進	● 国・地方公共団体間のネットワーク整備 ・ 地方公共団体を相互に接続する「総合行政ネットワーク」について、平成15年度までの整備要請と速やかな霞が関との接続（平成12年度実証実験） ● 地方公共団体における申請・届出等手続のオンライン化 ・ 地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンライン化による実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等環境整備 ・ 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムの検討、平成15年度までの構築要請

2.2 電子政府向けソリューション

本章では、各社の電子政府ソリューションを紹介する。

電子申請や電子調達など、インターネット上で国民／市民／企業に対してサービスを提供するためのソリューションは、各社一様に用意している。

ある行政機関で電子政府を実現する場合、一社ではなく各社のソリューションを組み合わせることが予想される。また、ワンストップサービスなど、複数の行政機関がインターネットを介してシステムを連携し相互運用することもありうる。

今後は、各社のソリューションを組み合わせ、『一つ』の電子政府・電子行政を実現するために抛ってたつアーキテクチャやフレームワークを整備するとともに、相互運用性を確保する開発・運用基盤が必要となる。

2.2.1 沖縄電気のe社会ソリューション

2.2.1.1 沖縄電気の考える電子政府

沖縄電気の電子政府に関するソリューションは、技術提供のソリューションと業務効率化のソリューションからなる。

まず、技術提供のソリューションは、電子政府に必要とされるシステムの構築を提供するソリューションである。電子政府を構築するためにはさまざまな国の施策が必要とされ、様々な最先端技術を要する。これらは、ネットワーク技術、セキュリティ技術、認証技術、Web技術等であり、民間業界において活用されているものと共通している。その為これまで民間で培ってきた技術を利用することが望ましい。「図 2.2.1-1 OKI e社会 ASPソリューション（電子政府編）」に示すような共通適基盤構成をもったソリューションを提供することにより電子政府の実現に協力するものである。

もう一つの業務効率化のソリューションについては次のように考えている。電子政府は従来の行政スタイルを変える行政改革を意味するものであり、単に現業務のシステム化であってはならないと考える。これまで沖縄電気がこれまでのシステム開発で御協力させていただいた際に業務分析を行った経験から、個々の作業が本質的に必須なのかあるいは簡略化できるのか、あるいは他の手段に代替できるかといった、業務の効率化に直結するソリューションを提供するものである。

2.2.1.2 沖縄電気のソリューション紹介

沖縄電気は、今後の電子政府の進展をにらみ、沖e社会ソリューションの考えに基づき、以下のソリューション提供に重点的に取り組んでいる。

- ① 届出申請システム
- ② 情報公開システム
- ③ 文書管理システム
- ④ 統計公開システム
- ⑤ 認証システム（アイリス含む）

これらは、「図 2.2.1-1 OKI e社会 ASPソリューション（電子政府編）」に示すようにプラットフォーム・サービス、セキュリティサービス、共通コアサービスの基盤の上に成り立つ利用者側のアプリケーションシステムである。さらにこれらはネットワーク接続サービスによるインフラ構築と、運用後のエンドユーザサポートサービスの上に成立している。

以下に、重点的に取り組んでいる5つのソリューションについて説明する。

「申請届出システム」

このシステムは、民間側からインターネットを介して政府へアクセスするシステムであり、認証基盤にはPKI(公開鍵認証基盤)を採用し、申請者認証にICカード利用を前提としている。手数料決済方式はインターネットによる口座振替を基本的な仕組みと想定し、その他の多様な決済方法に切り替え可能である。

届出申請業務は必ずしも画一的な業務でなく、その許認可対象業態によって必要とされる機能が異なっている。其の為、届出申請業務の機能分析を行った結果、その機能をコンポーネント化し、業務内容によってそのコンポーネントを組み合わせるシステムを実現している。

「情報公開システム」

情報公開法に基づく行政情報を公開するシステムである。情報公開そのものは、インターネットを介して行うシステムと、情報提供可否の判断支援等を行う情報公開支援システムに別れる。

インターネットからブラウザを使用して情報を提供だけでなく、C T I システムによる情報公開も行う。

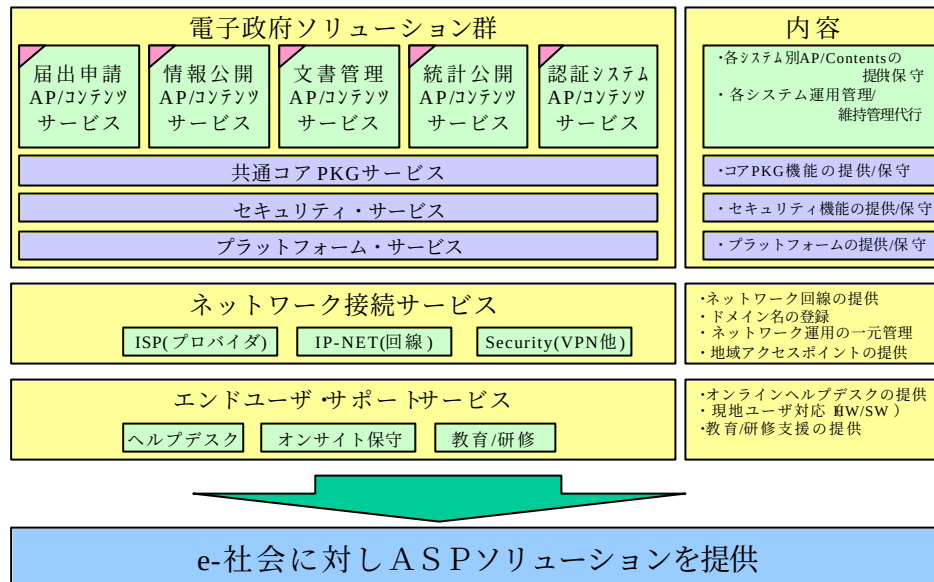


図 2.2.1-1 OKI e-社会 ASPソリューション 電子政府編

「文書管理システム」

文書のみでなく、音声・動画などのマルチメディアファイルも対応し行政機関のドキュメントの体系的な管理を可能とする。保存データに対する全文検索も実現する。

この結果業務処理の電子化により、紙資源の減量化、業務の効率化が実現される。

「統計公開システム」

行政府に蓄積された統計情報を公開するシステムである。インターネットを介して統計情報を公開し、データウェアハウス技術の導入により、多角的に分析可能とする。

「認証システム」

電子文書交換システムにおける実績に裏付けられた、行政側組織認証を行うシステムである。

また、個人認証においてセキュリティ強化を必要とされる場合、虹彩による個人認証システム（アイリス）を装備することで、PKIによる認証だけでなくバイオメトリクス認証を行うことで、完全な個体認証が実現可能である。

2.2.1.3 電子政府の将来像

今後の環境変化は、さらに激しくなるものと想定される。全国に光ファイバー網が敷設され潤沢な通信空間が確保され、認証手段のためのPKIやICカード、決済手段としての電子マネー等が普及している。

地方分権一括法の施行によりの自治権限が強化される環境が整うとともに、地方行政の財政危機が深刻となる。

これに伴い、地方における行政業務のスリム化、地域社会の個性化が進むことになる。地方公共団体が独自性を発揮する中、中央省庁に対しても同様の行政サービスを行っていく必要がある。その結果、地方・中央省庁全体で「図 2.2.1-2 沖電気の電子政府全体将来構造」のような行政サービスの構造を持つようになるであろう。

また、電子政府が実現されるに当たり、それに対するサーバーテロは激しさを増す可能性がある。その対抗手段としてセキュリティ運用サービスの充実が不可欠であることを忘れてはならない。

便利さの反面、常に危険と隣り合わせであることを認識しつつ、セキュリティ評価を常に実施しなければならないであろう。

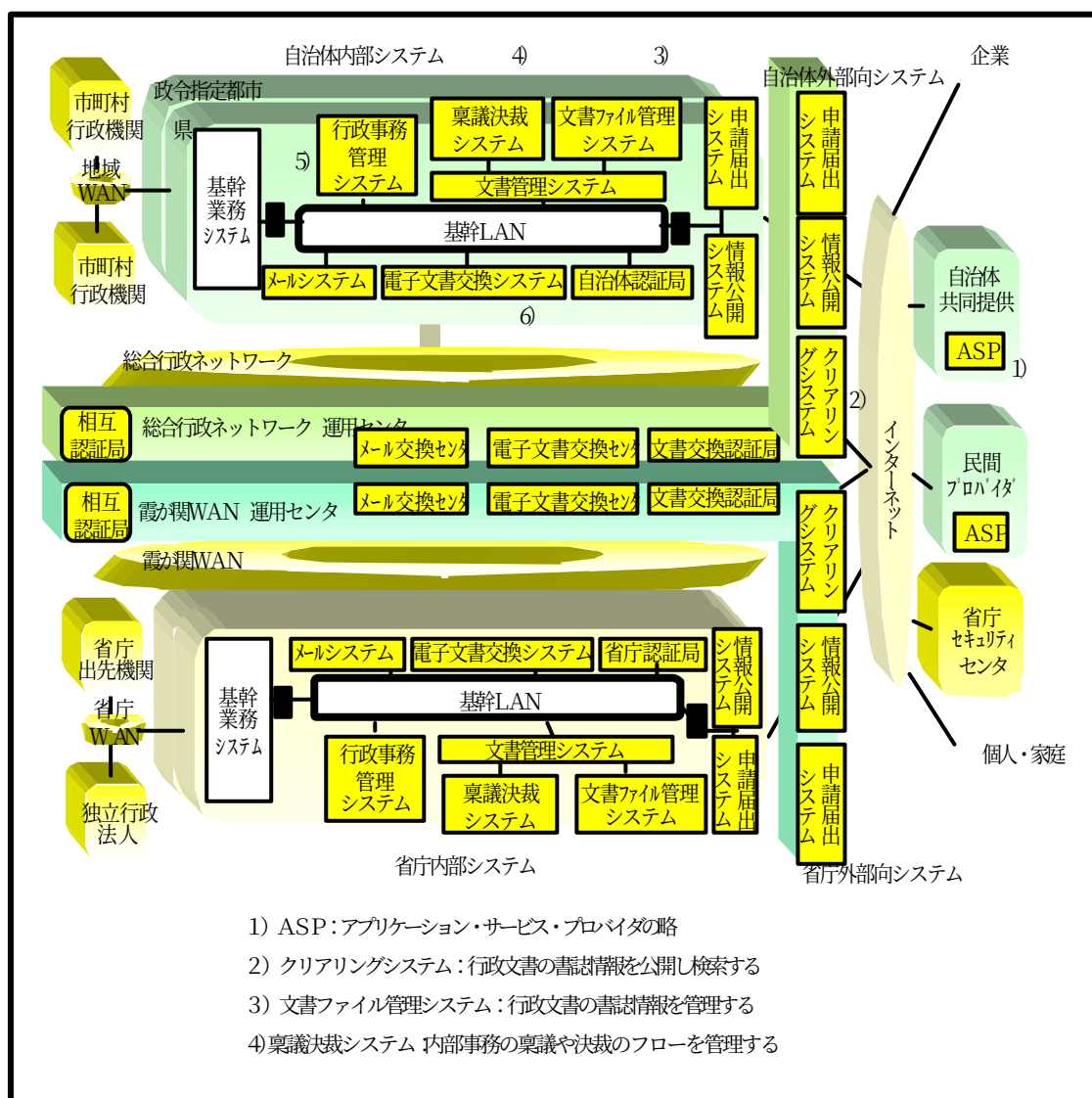


図 2.2.1-2 沖電気の電子政府全体将来構造

2.2.2 日本アイ・ビー・エムの考える電子政府

電子政府は、インターネットを利用した行政手続きの電子化でありネットワーク社会における行政機関の新しいスタイルである。

行政機関のコンピュータは、職員間を結ぶイントラネットから、他省庁等とつながるエクストラネットへ、さらに民間企業、国民、世界とつながるインターネットへ。縦横無尽に張り巡らされたネットワークを介して、ネットワークに接続された人々が情報を自由に共有し対話できる民主主義の未来像、電子政府の世界がそこにある。

I B Mは、ネットワーク社会の行政機関を支える、電子政府ソリューション（High Performance Government Solution）とその基盤技術を提供する。

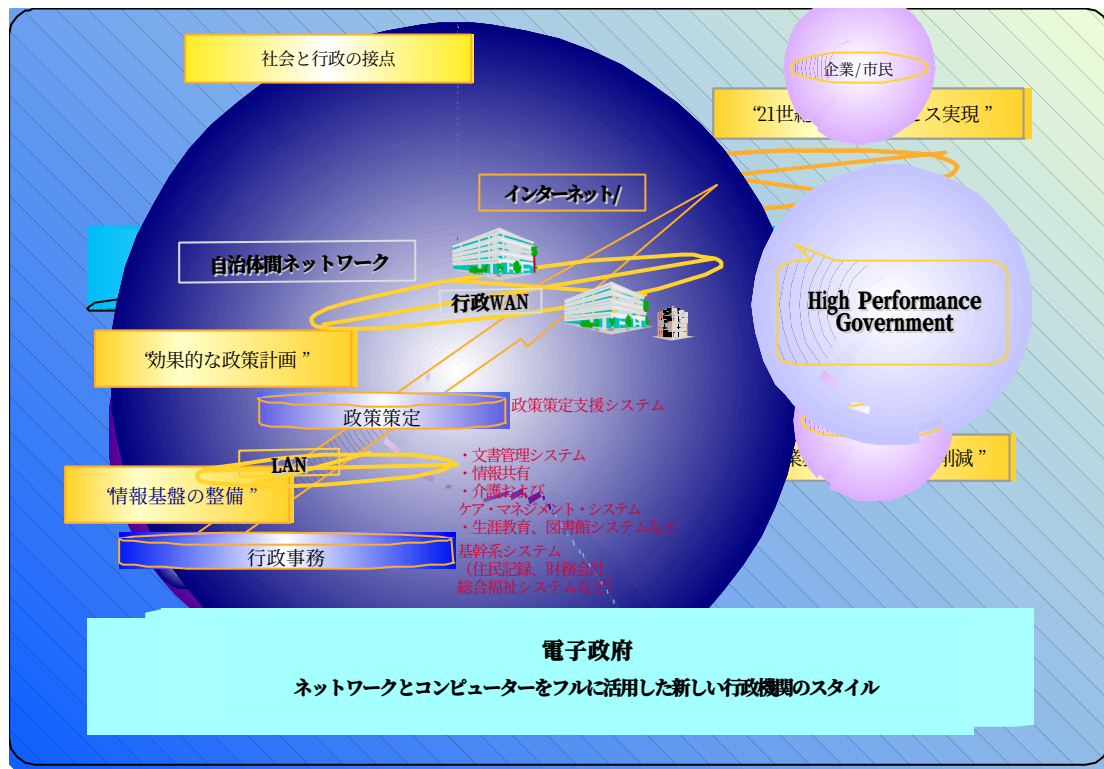


図 2.2.2-1 IBMの電子政府概念図

2.2.2.1 電子政府ビジョン

「電子政府とは、行政の便宜のためではなく国民・企業等の利用者（顧客）のニーズに基づく、技術革新（I T）主導による行政サービスの改革である。」とI B Mは考えている。

- 電子政府とは自動化というよりは改革である。
- 電子政府は国民・企業・地域等々の多種多様な顧客のニーズに基づくものである。多くの異なるニーズに対してはワンサイズサービスでは対応できず、個々のニーズに合った多種多様なサービスを提供する事になる。
- 政策・手続・手順は顧客である利用者の行動パターンに基づくものでなくてはならない。電子政府は顧客の要望と政策の結果とを効率的に合致させる事ができる。政策遂行プロセスは柔軟でなくてはならず、行政の便宜のためだけであってはならない。
- 電子政府は技術主導である。主要な技術はインターネットである。

2.2.2.2 電子政府アプリケーションとソリューション

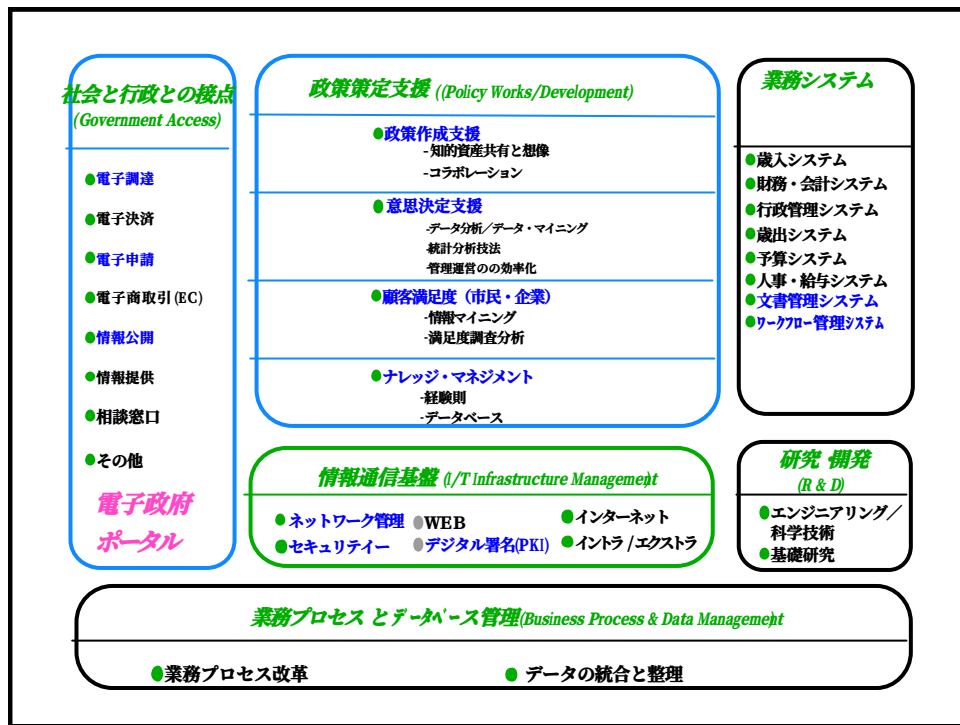


図 2.2.2-2 IBMの考える電子政府

電子政府アプリケーションで「社会と行政の接点」のカテゴリーの電子調達システム、電子申請・届出システム、情報提供システムと行政案内システム、および行政事務の文書管理システムを概要する。

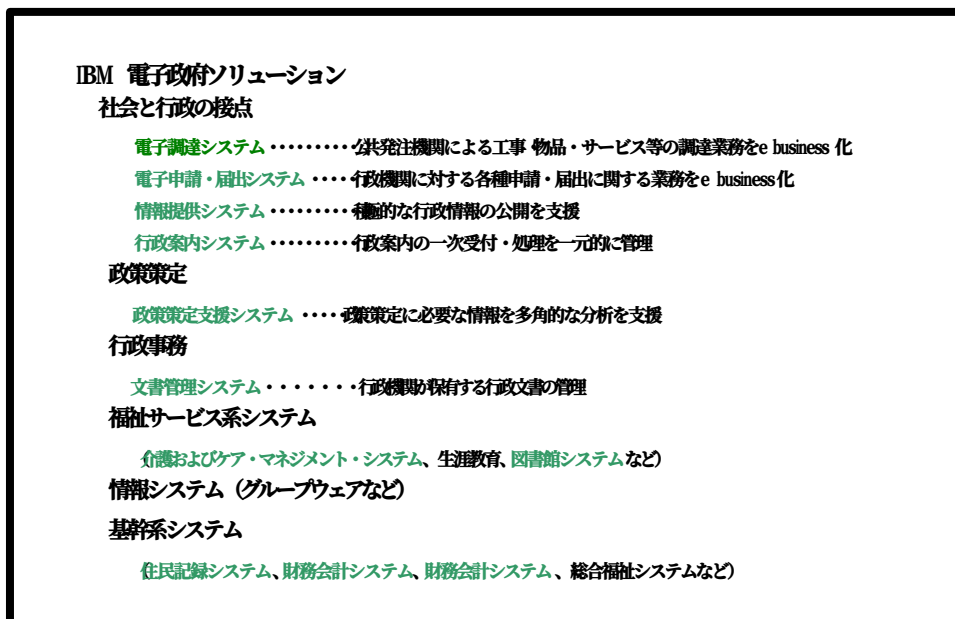


図 2.2.2-3 IBM電子政府アプリケーションのソリューション

2.2.2.3 電子政府ポータル

電子政府はともすればWebさえあれば事足りると思われがちである。市民や企業に有用な行政情報を提供するという「情報軸」を確立することは、電子政府の出発点としては良い着眼であり重要な事である。しかしながら、これでは本当の意味での電子政府を構築するものではない。

民間部門で実証されていることであるが、eビジネス技術は、運営コストの削減、顧客志向、他の企業とのより効果的で効率的な折衝を可能にすることより、企業が経営を変革しオペレーションを簡素化することを支援する。同様の事が行政においても当てはまるのではないか。

競争力が有る行政であるためにはWebの設立にとどまっていはいけない。「情報軸」から「トランザクション軸」へとシフトしなければならない。つまり国民や企業へのトランザクション・サービスが「行列待ち」からオンラインへと変わるのである。電子申告・納税、オンライン自動車登録、オンライン支払などが一例である。

しかしこれだけではない。情報提供システムやトランザクション・システムは現在大半が単一機関ごとにある。利用者はその機関内のことでしか利用できないし、かつその行政機関の複雑な組織構造を理解していないと利用しづらい。

電子政府実現のための次のチャレンジは「総合軸」の確立である。行政は住民の視点からプロセスを見直し、再設計する必要がある。住民は行政の組織を知る必要はない。情報にアクセスしたり、税金を払ったり、給付金を受け取ったり、事業登録をしたり、免許申請をしたいだけなのである。

究極の電子政府のビジョンは、行政サービスと行政情報へのシームレスでタイムリーなアクセスを提供することにより行政サービスと内部ワークフローを変革することになる「電子政府ポータル」である。

2.2.2.4 電子政府ポータル・フレームワーク

究極の電子政府のビジョンは、行政サービスと行政情報へのシームレスでタイムリーなアクセスを提供することにより行政サービスと内部ワークフローを変革することになる「電子政府ポータル」である

I BMの電子政府ポータル・フレームワークは、業界標準にまさしく準拠している。フレームワークは柔軟性があり新しい技術や斬新な技術をいつでも採り入れることができるようになっているので安心して採用できる。

電子政府ポータルのインフラストラクチャには、次のようなコンポーネントがある。

- アクセス／検索
利用者は一度の照会ですべての関連情報を入手できる。
- 類型化
類型化は、いろいろな情報源からのデータからレベルの高いものを自動的に抽出しそれらの関連付けを行う。これは正しい情報を適切な人に適切な時に配布するための基礎となる。
- コラボレーション
与えられた情報のコンテキストから関係者を組織化しチームワークで政策や戦略を変更したりするなどが求められる。共有データベースを通してそれをリアルタイムに行えるようにする。
- 個人化
役割、好みおよび習慣などに合わせたシステムの環境設定ができる。これにより生産性を飛躍的に高める事ができる。
- 専門性とプロフィール
個々人の専門性や経験をプロフィールとして持ち、情報とリンクして提供することができ

る。これにより情報が更に活きる。

- アプリケーション統合

情報収集、意思決定、政策実行などのプロセス間の障壁が無くなる。アプリケーションが統合される、あるいは統合されたように見える。その結果、情報が早く流れプロセスが効率よくなる。

- セキュリティ／管理

情報の機密は保全されねばならないが、アクセス権限の付与は容易でなければならない。利用者の立場からは、シングル・ログオンがのぞましい。

- 開発

ソリューション開発者に対し諸々のツールやインタフェースを与えるシステムでなければならない。

2.2.3 NECの電子政府への取組み

政府から1997年12月に発表された「行政情報化推進基本計画（改定）」が電子政府構想の契機となり、中央省庁における行政手続きの電子化が進められ、これを加速すべく1999年12月に発表された「ミレニアムプロジェクト」において、電子政府実現が主要な課題として掲げられ、中央省庁だけでなく自治体をも含んでその展開が進められている。

このような状況のもとで、当社では他社に先駆けて早い時期から電子政府プロジェクトと取り組み、1999年6月に電子政府の実現を支援するための電子政府ソリューション体系として、iBestSolution / Electronic Governmentを発表した。次いで、2000年4月に自治体における行政サービスの向上と行政事務の高度化などを目標とする電子自治体の実現を支援するための電子自治体ソリューション体系 iBestSolution / Community Services を発表している。以下において、電子政府 及び 電子自治体ソリューション体系について紹介する。

2.2.3.1 電子政府ソリューション体系 (iBestSolution / Electronic Government)

電子政府ソリューションは、政府が「行政情報化推進基本計画」の中で目標としている、行政サービスの向上、民間部門との電子データ交換、政府内部の情報化、情報化基盤整備などに対する総合的なソリューションを、コンサルティングサービス、システム構築、運用、保守サービス、アウトソーシングサービスなどを通じて提供するものである。この電子政府ソリューションを適用した電子政府の実現イメージを「図 2.2.3-1 NECの電子政府実現イメージ」に示している。

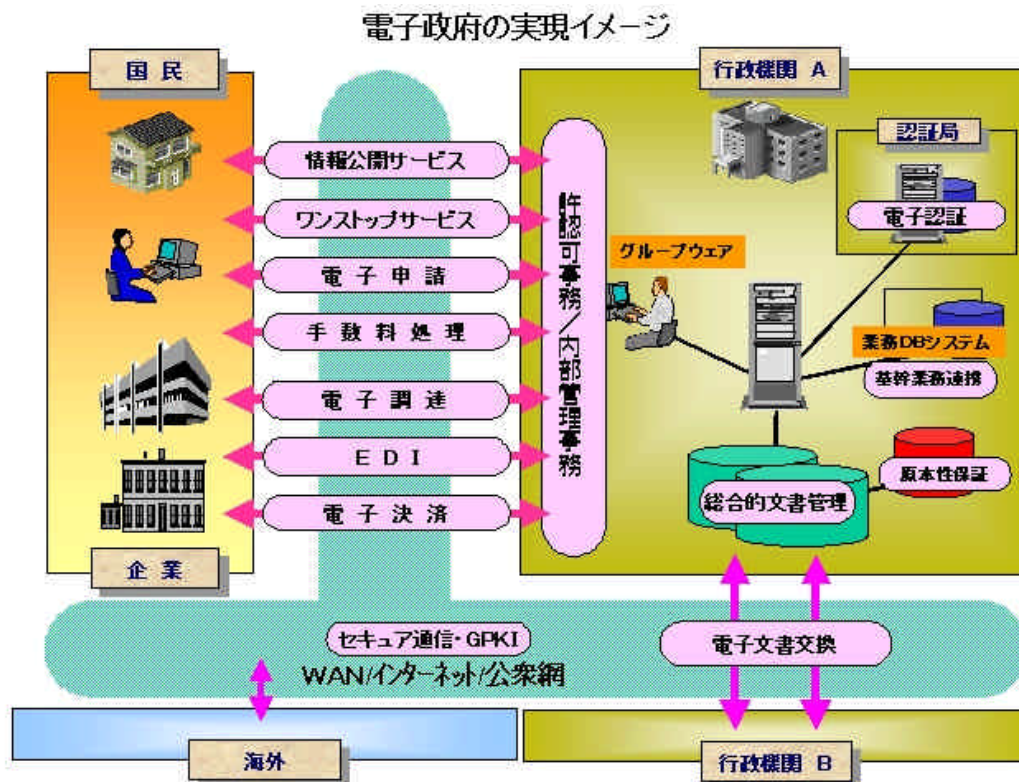


図 2.2.3-1 NECの電子政府実現イメージ

電子政府ソリューションフレームワーク

電子政府実現のための前提として、文書管理、認証、決済の3つの機能が求められ、当社はこれらの機能を情報システム全般で共有することが効果的であると考え、共通基盤として構築することを提案している。この共通基盤にのっとして展開される電子政府の各種システムを、電子政府ソリューションフレームワークとして、次の4つに体系化している（表 2.2.3-1 NECの電子政府ソリューションフレームワーク）。

1. 行政サービスソリューション

G t o C または G t o B の領域、つまり国民・企業向けのサービスを提供するもので、情報公開、ワンストップサービス、電子申請、コールセンターなどの各システムが含まれる。

2. 官民データ交換ソリューション

G t o B の領域でサービスを提供するもので、政府と企業の間で行われる商取引が中心になる。電子調達システムや EDI (Electronic Data Interchange) システムがこれに該当する。

3. 行政事務システム化ソリューション

許認可事務システム、内部管理システム、統計情報システムのように、行政内部(in G)や行政機関の間(G t o G)で、作成・交換される各種情報を電子化するものである。

4. 情報化基盤整備ソリューション

先に述べたように、これは複数のアプリケーションの共通基盤として構築されるもので、行政文書管理、電子認証、電子決済の各システムで構成される。

表 2.2.3-1 NECの電子政府ソリューションフレームワーク

ソリューション	システム	適用例	構築のための製品群
行政サービス	情報公開サービス	ホームページ公開	アプリケーションサーバ構築 ・Web Computing アプリケーションサーバ ナレッジマネジメントシステム構築 StarKnowledge セキュアネットワーク構築 SecureConnectionServer SECURE MASTER ・DevaGate 指紋認証システム構築 SecureFinger 認証局構築 ・Carassuit ICカード応用システム構築 SmartCardGlobe 文書管理システム構築 Recdam
		クリアリング	
		情報開示手続	
	ワンストップサービス		
	電子申請	行政手続一元受付	
	コールセンター	各種案内 苦情受付	
官民データ交換	電子調達	公共工事入札 物品調達	アプリケーションサーバ構築 ・Web Computing アプリケーションサーバ ナレッジマネジメントシステム構築 StarKnowledge セキュアネットワーク構築 SecureConnectionServer SECURE MASTER ・DevaGate 指紋認証システム構築 SecureFinger 認証局構築 ・Carassuit ICカード応用システム構築 SmartCardGlobe 文書管理システム構築 Recdam
	EDI		
行政事務システム化	許認可事務	受付 稟議 決裁 施行	
	内部管理事務	人事 給与 共済	
		勤務 出張 出納	
		図書 施設 共用品管理	
	統計情報	国勢調査	
		人口統計	
情報化基盤整備	行政文書管理	総合的文書管理	
		電子文書交換	
		原本性保証	
	電子認証	法人／個人認証	
	電子決済	金融機関決済・手数料電子化	

2.2.3.2 電子自治体ソリューション体系 (iBestSolution / Community Services)

自治体における行政内部事務の情報化の一層の推進、庁内の情報を有効に活用した高度な政策意思決定の実現、住民との接点の強化による行政サービス向上などを目標とする電子自治体の実現を支援するソリューションを体系化(iBestSolution / Community Services)している。

この電子自治体ソリューションを適用した電子自治体の実現イメージを「図 2.2.3-2 NECの電子自治体の実現イメージ」に示している。

当社では、電子自治体の実現に向けて、iBestSolution / Community Services を核として、豊富な業務パッケージの提供をはじめ、コンサルティングサービス、システム開発・構築、運用・保守サービス、アウトソーシングサービスまでを含めた最適なトータルソリューションを提供する。

電子自治体ソリューション体系は、以下の4つから構成される。

1. 内部業務ソリューション

インターネットを利用して短期間での基幹業務システムの構築はもちろん、電子文書管理や電子決裁システムなど、組織を横断するシステムの構築により、全庁的な内部業務統合システムを実現するソリューションを提供する。電子認証基盤やワークフロー技術を採用し、拡張性、信頼性の高いシステム構築が可能となる。

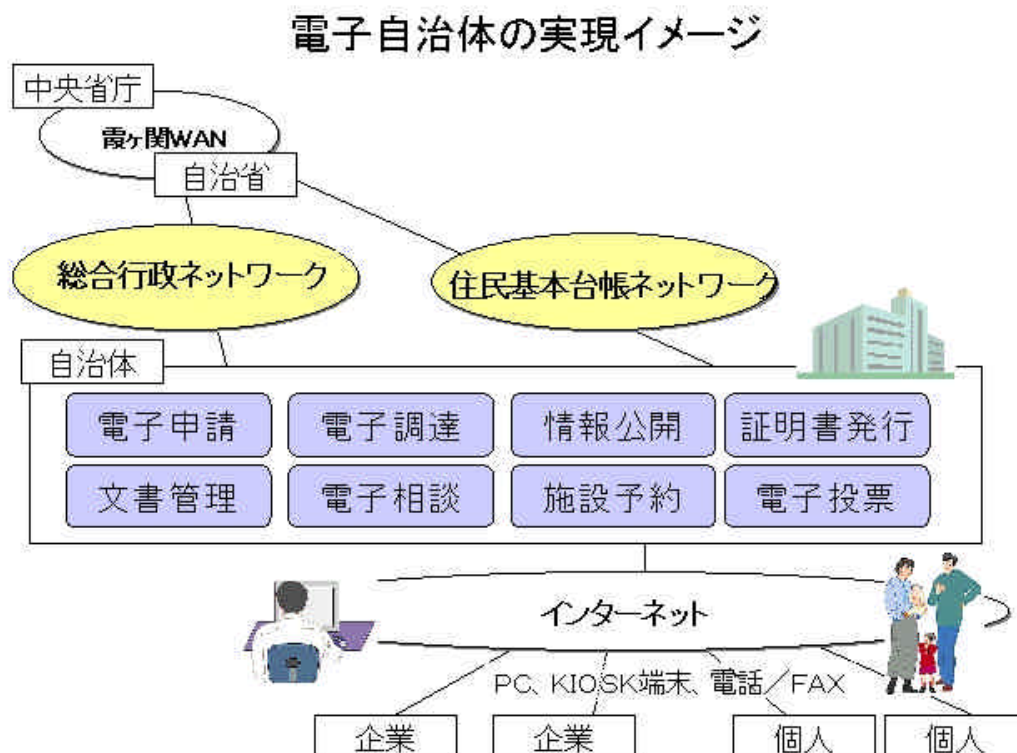


図 2.2.3-2 NECの電子自治体の実現イメージ

2. 住民サービス・窓口業務ソリューション

地域住民に対する申請・予約などワンストップサービスの実現、取引企業との物品購入や公共工事などの調達事務の電子化など、インターネット技術を活用した次世代の行政サービスを実現するソリューションを提供する。住民・企業は、パソコンや KIOSK 端末、電話・FAX など、利用しやすい情報端末からサービスを利用可能である。

3. 電子政府連携ソリューション

中央省庁で推進中の電子認証基盤(GPKI)、総合行政ネットワークなどを考慮した国や他自治体との連携や、住民基本台帳ネットワークシステムの実現に伴う住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理など住民基本台帳事務の効率化を実現するソリューションを提供する。

4. 共通基盤ソリューション

ICカード、電子署名、指紋認証などを活用し、システムを利用する個人や法人を認証・特定する電子認証基盤や、データの信頼性を保証するセキュリティ基盤、取引業者との決済自動化のための電子決済基盤などを整備するソリューションを提供する。

2.2.4 日立の提供する電子行政ソリューション

～Solutionmax for CyberGovernment～

この数年、生活時間帯の変化など、住民の生活様式は変化しつつある。それに対応して、行政サービスも時間的、空間的な拡大が求められている。また、省庁、自治体内部事務においてもITを活用して運営を効率化・高度化することは、今や必須の課題である。

日立では、行政に携わる方とサービスを受ける住民の方、すべてにご満足いただき、豊かな国民生活を実現するために、申請、届出、情報提供など各種行政サービスの電子化を、コンサルティングからシステム構築、運用、さらには評価支援まで一貫したソリューションを提供する。

2.2.4.1 ソリューション体系

日立の提供する、Solutionmax for CyberGovernmentは、4種類のソリューションから構成されている。

一つ目は、安全で信頼性の高い行政サービスの基盤を実現する、行政サービス基盤ソリューション。

二つ目は、申請、届け出、調達などの業務を電子化する、行政サービス開発ソリューション。

三つ目は、システム運用の企画、設計、運用や、アウトソーシングセンターなどをご用意する、行政サービスアウトソーシングソリューションである。

四つ目は、行政サービスのシステム面、事業面からの評価を支援する、行政サービスコンサルティングソリューションである。

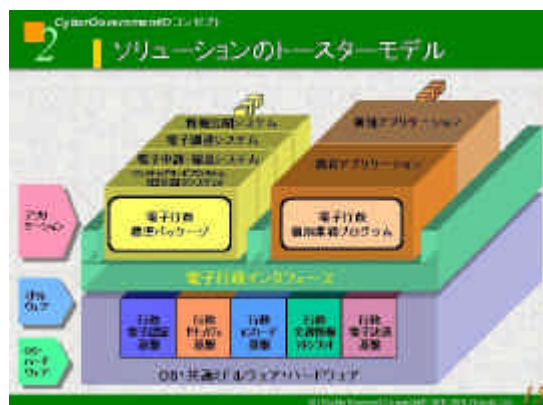


Solutionmax for CyberGovernmentで提供する電子行政ソリューションには、三つの特長がある。

一つ目は、これまでの省庁、自治体システムでの構築実績や、豊富なノウハウを活かし、企画、構築、運用から評価支援まで、トータルなソリューションを提供することである。

二つ目は、多様な行政ニーズに活用できる情報KIOSK端末や、CyberGovernmentの接続規約である、電子行政インターフェースなどで、行政と、企業・個人を結ぶ接点を提供することである。

三つ目は、日立の得意とする認証技術や、暗号化技術をベースに、信頼性や安全性を重視した、安心して使えるシステムを提供することである。

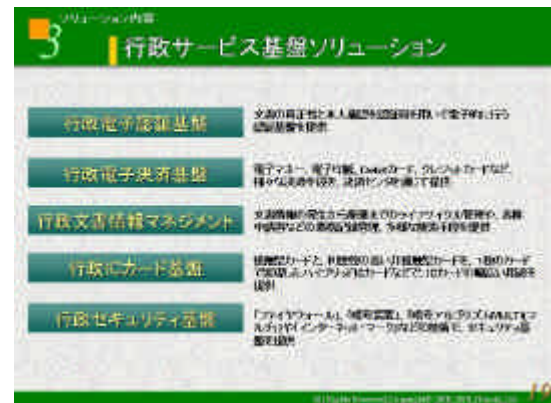


これは、日立の考える電子行政ソリューションのトースターモデルです。OS、共通ミドルウェア、ハードウェアの上位に、電子認証などの基盤技術があり、その上にアプリケーション業務を構築する。

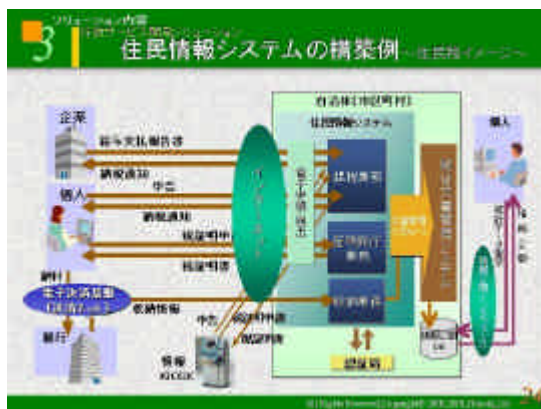
特筆すべき点は、基盤とアプリケーションを、アプリケーションとアプリケーションを、統一的に連携させる「電子行政インターフェース」の構築にある。電子行政インターフェースを使うことで、新規に導入するアプリケーションはもとより、既存のアプリケーションとの連携も可能となる。

2.2.4.2 行政サービス基盤ソリューション

行政サービス基盤ソリューションは、この五つの基盤から構成される。電子行政を実現するために必要な、電子認証基盤、電子決済基盤、文書情報マネジメント、ICカード基盤、セキュリティ基盤と言った、基盤技術を提供する。



2.2.4.3 行政サービス開発ソリューション



行政サービス開発ソリューションでは、「電子調達」、「税」、「介護保険」、など、実際の業務でご利用いただくシステムモデルをご提供する。ここでは、住民情報システムの例をご覧いただくことになる。

住民情報システムの導入イメージとして、住民税の通知、申告、納税などの業務例です。住民情報システムを利用することで、電子行政の特長にもある、行政機関の窓口や銀行に行かなくても、住民税を納めることなどができる。

2.2.4.4 行政サービスアウトソーシングソリューション

電子行政を実現する上では、ここに上げるような従来からの課題に加えて新たな課題となる、セキュリティの確保、ワンストップ、ノンストップサービスへの対応、IT革新への即応などいろいろな課題を解決していかなければならない。

これらの課題を解決するために、行政サービスアウトソーシングソリューションを提供する。アウトソーシングすることにより得られる効果として、技術革新のスピードアップに追従できる、共同利用などによるコスト低減を期待できる、セキュリティ基準の高い設備環境を利用できる、などの効果が期待できる。

これは、行政サービスアウトソーシングソリューションで、日立が提供するiDC、インターネットデータセンターのサイトを示している。

この事業では、i e ネットサービス事業グループと連携していく。



2.2.4.5 行政サービスコンサルテーション

ソリューション内容

行政サービスコンサルテーション

行政評価・企業会計方式導入の支援に関する自治体職員に対する研修サービス

手続の分類	提供するソリューション	内容
行政評価	行政評価ソリューション	行政評価に関するコンサルティング (行政評価の仕組みの提供)
企業会計方式導入	企業会計方式導入ソリューション	行政評価に関するコンサルティング 企業会計方式の導入に関する支援
コスト削減	監査	監査に関するコンサルティング (コスト削減の支援)
システム評価	監査	システムに関するコンサルティング (システム評価の支援)

※ 行政評価・企業会計方式導入の支援に関する研修サービスは、自治体職員に対する研修サービスとして提供いたします。

© Copyright 2019 Hitachi, Ltd. All Rights Reserved.

行政サービスコンサルテーションでは、行政サービスについて様々な角度から評価、支援する。

公共サービスへのニーズが拡大・多様化する中で、自治体の経営改革が求められており、民間の経営管理手法を適用して行政の効率化や透明性を高めていこうとする考え方が注目を集めている。日立では、まず行政評価・公会計への企業会計方式導入の支援を中心として、これらの取り組みをお手伝いしていきたいと考えている。

2.2.4.6 CyberGovernment Square

C GSの特長は、21世紀の行政サービスを体験・評価していただくための、日本初の電子行政ショールームであること、映像、デモンストレーション、コミュニケーションを通して、わかりやすさを重視したプレゼンテーションを提供すること、定期的なリニューアルにより、常に日立の最新のノウハウや技術を提供する、発展するショールームとして運営していくこと、という3点である。



2.2.4.7 おわりに

日立は、電子行政ソリューション Solutionmax for CyberGovernmentを通じ、豊かな国民生活の実現と行政システム運営の向上に貢献していく。

2.2.5 NTTデータ

2.2.5.1 電子政府への取組みスタンス

NTTデータは、『電子政府とは、「行政事務の効率化」および「国民への行政サービスの向上」を目的に、ITを積極的に導入するとともに、これに伴う制度・慣行の抜本的見直しを総合的・計画的に実行することで実現される、高度に電子化された政府組織。電子政府は行政内部 および 国民に対し、安全で多様かつ シームレスなサービス提供を可能にする。』と捉えている。

また、そうした電子政府に対する取組みスタンスとして、以下の3点が掲げられる。

(1) 非ベンダ系システムインテグレータとしての取組み

自社製品のみならず他社から供給されるさまざまな製品の中から、特定ベンダに偏ることなくニーズに最適な製品を選択し、顧客の立場に立ったソリューションを提供する。また、電子政府の実現にあたっては、各省庁や自治体のさまざまなシステムの効果的な相互接続、システムリソースの効果的再配置、有機的な統合化が不可欠であり、これによりはじめてシームレスでかつ高度なサービス提供が実現できる。そのためには、個別SIではなく System of Systems のSIが重要である。さらには、当社の企業コンセプトである「情報から価値を生み出すバリュー・クリエイター」を基盤とした取組みを行う。

(2) 大規模基幹システムの開発実績を生かす

電子政府の先駆けとなる大規模基幹システムを数多く開発してきた実績を生かす。

(3) 社会情報システムの観点からの取組み

NTTデータは、かねてから「社会情報システム」(Information Systems for Society)を提唱しており、この視点から電子政府に取り組む。社会情報システムとは、電子政府はもとより、その電子政府にアクセスする国民側からインフラとしても位置づけられる電子取引(EC)等も含む広い概念である。

2.2.5.2 取組み体制

GtoB、GtoCといった官民接点の電子化領域においては、いかに現在のIT技術を活用して、国民または企業にとって身近な電子政府・電子自治体を実現していくかという観点が重要であると同時に、新規ビジネスの創出が期待される領域であるともいえる。

このような視点に立って、積極的なビジネス展開を図るために、2000年12月1日より推進体制を強化し、「図 2.2.5-1 NTTデータの電子政府・電子自治体の推進体制」に示す体制で取組みを行っている。

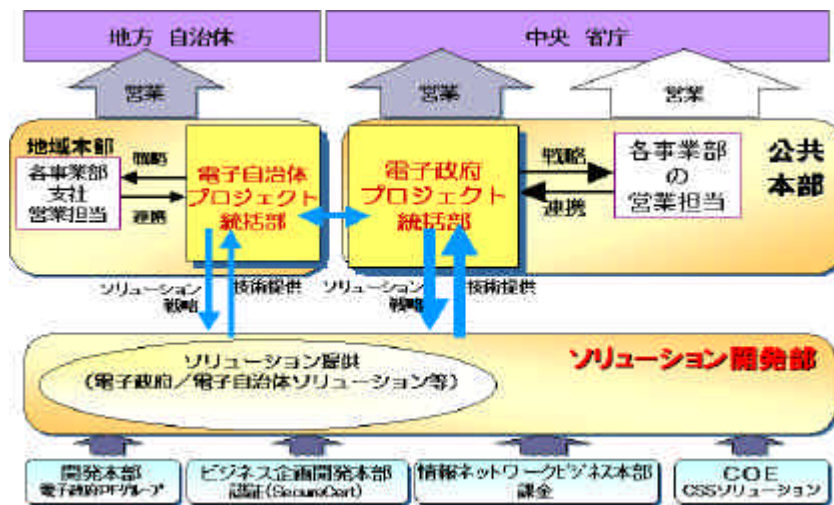


図 2.2.5-1 NTTデータの電子政府 電子自治体の推進体制

なお、2000年4月には、東京・霞が関ビル内に電子政府ショールーム「Digital Government Zone」を設置し、電子政府に関連したシステムの紹介を行っている。

2.2.5.3 ソリューション

これまで数多くのシステム構築で培ったノウハウ等をベースに、電子政府及び電子自治体の実現に向けNTTデータが提供するソリューションの概要は次の通りである。

1. 電子認証ソリューション

政府による政府認証基盤GPK I (Government Public Key Infrastructure) の構築・運用支援はもちろん、これと連携する自治体や民間側の各種認証局について、コンサルティング、構築、運用サービスを提供する。

2. 電子申請／ワンストップソリューション

特許庁ペーパーレス等、我が国の代表的電子申請システムともいえる大規模基幹システムでの実績を生かし、各省庁や自治体で行われる申請・届け出業務の電子化に対して、コンサルティング、構築、運用サービスを提供する。

3. 電子文書ソリューション

省庁や自治体向け行政文書管理システム「ADVANCE VISIO II」を提供し、電子文書システムに関するコンサルティング、構築、運用サービスを提供。さらに電子文書の登録時刻と非改ざん性を証明するサービス「Secure Seal」を提供する。

4. 電子調達ソリューション

電電公社以来、自ら数多くの国際調達を実施してきた経験を活かし、各省庁や自治体が行う調達の電子化に対し、コンサルティング、構築、運用サービスを提供する。なお、当社はマレーシア政府が推進している「マルチメディアスーパーコリドー計画」の重要な施策の一つである電子調達システムを担当している。

5. 電子決済ソリューション

金融機関に係わる「ANSER」、カード決済やデビット決済に関わる「CAFIS」といった、各種決済サービスでの豊富な実績を生かし、申請・届け出に関わる手数料納付等の電子化に対して、コンサルティング、構築、運用サービスを提供する。

6. トータルセキュリティソリューション

強固なセキュリティが必要とされる電子政府・電子自治体ではICカードの導入は必須であり、ICカードを導入する様々なシステムに関し、コンサルティング、構築、運用サービスを提供している。

さらに、システムトータルとしてのセキュリティを確保するために、コンサルティング、セキュリティ監査・診断、システム設計・構築、運用・監視の各サービスから構成される「Easy & Safe」を提供しており、例えば、証明書発行サービス、認証局構築サポート、認証局運用サービスを提供する「Secure Cert」や、電子文書の「存在時刻証明」と「原本性証明」の二つを提供する「Secure Seal」等が挙げられる。

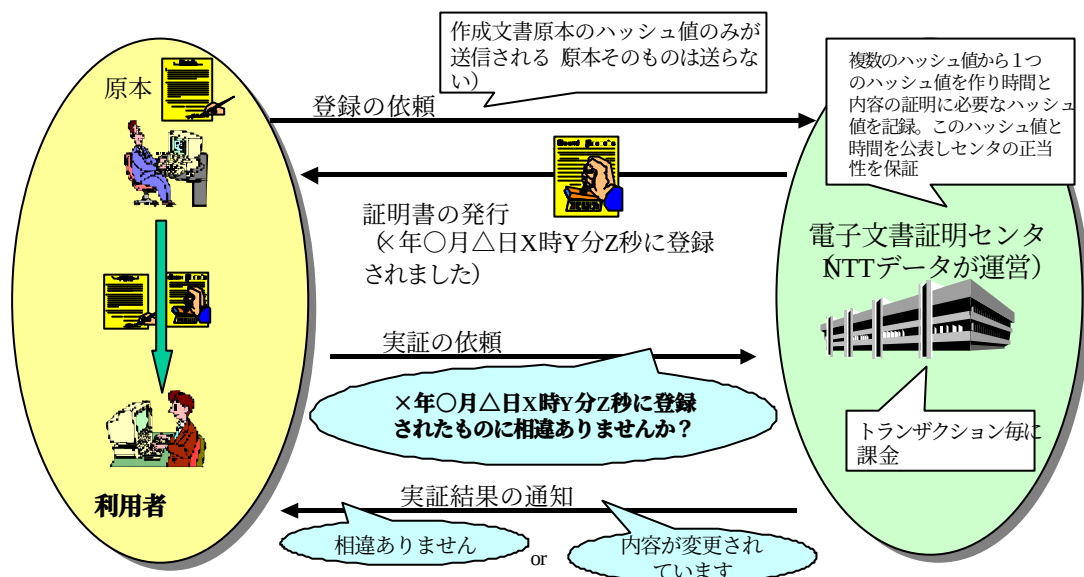


図 2.2.5-2 NTTデータの Secure Seal サービス概要

NTTデータでは、この「Secure Seal」による電子文書証明センターを運用し、その証明サービスを提供中（「図 2.2.5-2 NTTデータの Secure Seal サービス概要」を参照）である。

センターの運用に関しては、毎週1回、新聞紙上に運用記録（集約ハッシュ値）を掲載するなど、監査情報の公開を積極的に行い、証明機関に相応しい公正で明瞭な運営を行っている。また、今後、この「Secure Seal」を組み込んだ、ドキュメント管理システムや文書配送システム、電子申請システムなどの各種システムを幅広くインテグレートしていく。

2.2.6 富士通

電子政府の実現に当たって、2通りの考え方をご提案する。

- Basic Approach for e-Government
- One More Approach for e-Government

2.2.6.1 Basic Approach for e-Government

現状の政府の機能・処理を、インターネットを道具として展開していくという考え方である。これは、現在一般的に理解されている、と考えられる実現方法である。この方式では、

- インターネットを道具として使う。すなわち、現実の社会で行われている政府の機能や処理をインターネットの機能を使って実現する(射影)。
- 例えば、現実社会において紙で行っている申請をインターネットのWeb機能を使って実現する。
- インターネットという便利な道具を使うことにより、処理に費やされる時間が短縮されたり、使い易くなったりして、現実社会の活動が効率的になるといった効果が期待できる。

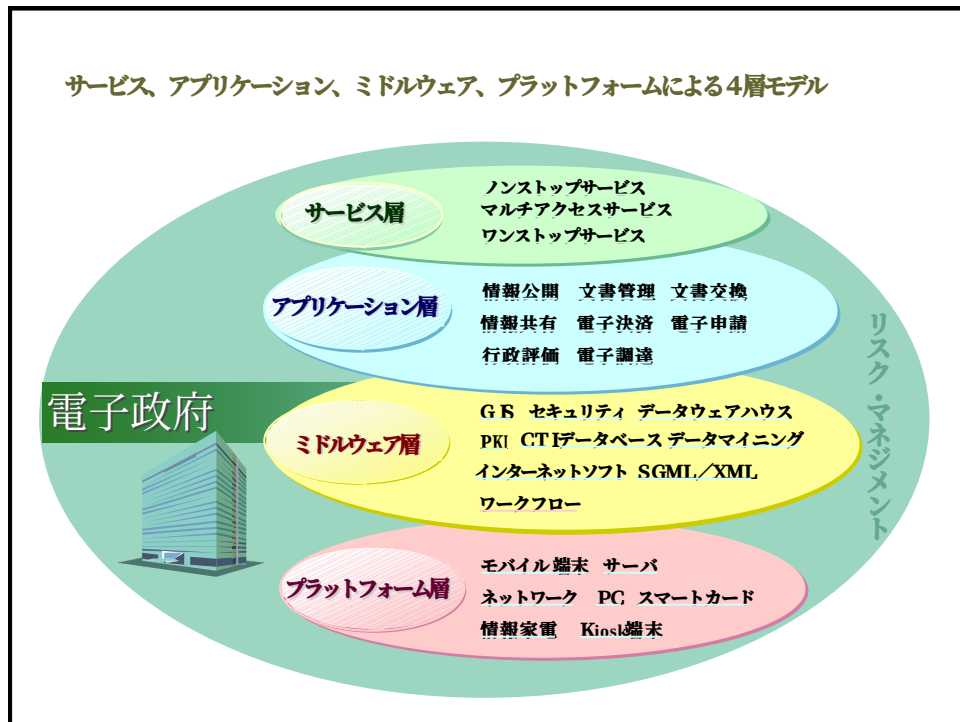


図 2.2.6-1 電子政府実現に向けた富士通からの提案1

富士通は、電子政府のシステム構造について、安全性と信頼性を確保するリスクマネジメントを考慮し、4層モデルをご提案している(図 2.2.6-1 電子政府実現に向けた富士通からの提案1)。

- サービス層：電子政府の機能を利用、提供するにあたり、その利用形態や運用方法を含むサービス全体を表す。
- アプリケーション層：文書交換、申請手続き・届出等の業務オリエンテッドな処理を実現するための機能層。
- ミドルウェア層：アプリケーション層の各処理機能に対して、共通基盤として作用する機能層。ミドルウェア層は、多種多様なプラットフォームの相違を吸収し、上位層の構築を容易にするための役割を果たし、システム全体のオープン性を保証する。

- プラットフォーム層：システムを実現するために利用するシステム基盤層。大別すると、ネットワーク、サーバ、アクセス端末がある。

電子政府を構築するための道具や解決手段は、電子政府に特別のものだけではない。電子認証や電子決済、文書管理や文書交換等々、既に多くのシステム構築で用いられている機能も多く、富士通でも色々な分野に向けた@Vision 製品の中で多くのソリューションを提供している。

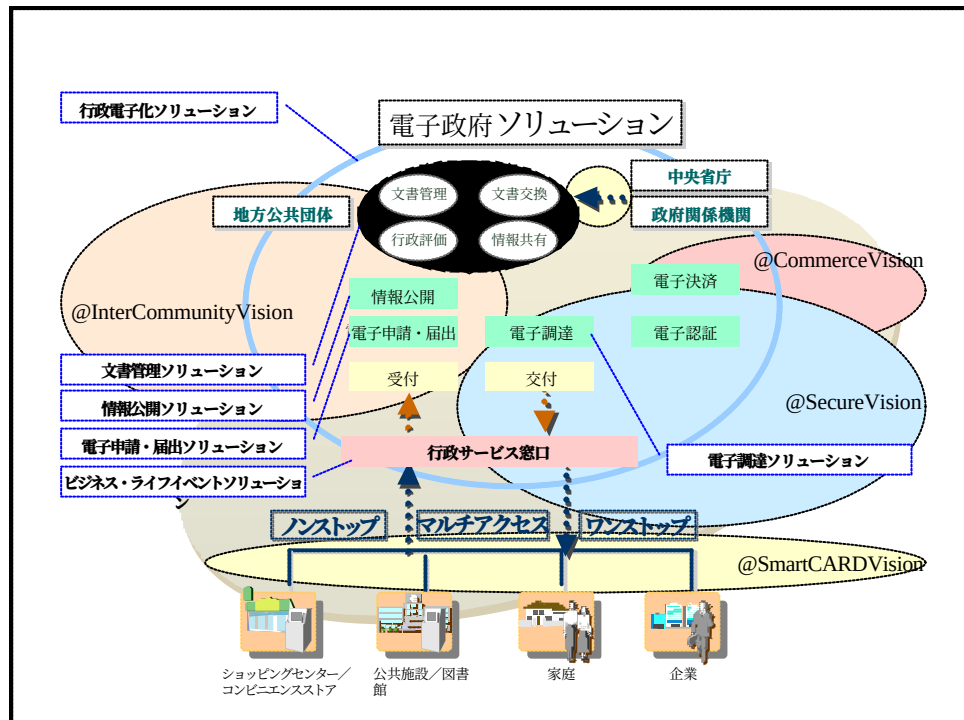


図 2.2.6-2 富士通の電子政府ソリューション

これらのソリューション、さらに電子政府固有のソリューションを体系的に整理し、『富士通の電子政府ソリューション』としてご提案していく(図 2.2.6-2 富士通の電子政府ソリューション)。

このように、インターネットを道具として現実の政府機能を実現していくに当たっては、3つの重要なポイントがあると考えられる。

1. 新世紀に向け、民間も含めたネットワーク社会の中で、長期的な時間的視点（電子データの長期保存）や広範囲な空間的視点（行政機関として中央省庁・地方公共団体・政府関係機関まで、サービス対象として海外まで）を考慮した電子政府の実現
2. 電子認証、ネットワークセキュリティ、業務構築の実績に基づき、プライバシーの保護にも十分配慮した、安全で信頼性の高い電子政府の実現
3. 情報弱者の視点を盛り込んで、様々な条件の人にも容易に利用できる電子政府の実現

2.2.6.2 One More Approach for e-Government

もう一つの考え方を紹介する。

これは、「IT革命」といわれる様に、現在爆発的なインターネットの普及と共に顕著になっている社会経済活動の変革において、本質的と考えられる現象に基づいて、電子政府の構築アプローチを考えようとするものである。

この考え方の大きな前提は、インターネットが、既に「道具」の域を越え、「活動環境」として新しい世界を我々の前に拓いている、ということである。すなわち、インターネットはインフラと

いう考え方では捉え切れず、既に立派な社会がそこに出来上がりつつある状況なのである。このような、新しい活動環境で実現される機能や活動の結果は、現実到我々が生きる社会の活動自体に影響を与える程になっている(図 2.2.6-3 電子政府、電子行政のもう一つの考え方)。

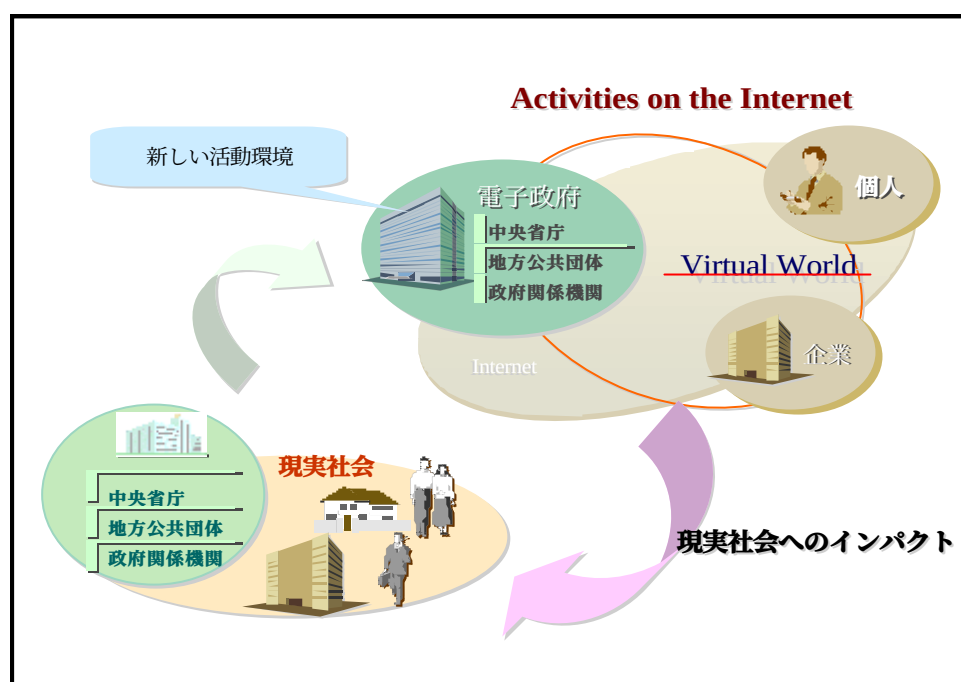


図 2.2.6-3 電子政府、電子行政のもう一つの考え方

例えば、物品の販売について考えてみる。現状では、商店などによる実物の対面販売を基本とし、カタログやTV、電話などによる通信販売なども現実社会の活動として行われている。基本的には、人が介在する場面が多く現れ、主に情報伝達の道具として情報通信媒体が利用されている。

ところが、インターネットを利用した仕組みでは、人が介在する場面は皆無といって良い状況が生まれている。商品の選択から注文、決済までの全てを、人を介することなく処理が行われ、配送されてくる所に初めて人が登場する、といった仕組みである。このような仕組みがインターネットという活動環境で実現されたことにより、現実社会での商品販売という活動はまったく異なるものになっている。「ビジネスモデルの変革」が発生した訳である。これは、現実の販売活動の一部をただ道具で置き換える、という考え方で実現されたものではない。

インターネット環境では、政府や行政が提供している公的サービスも、その形態が変わってくる。パスポートについて考えてみる(勿論、実現性云々はともかくとしての話である)。インターネット上で申請し許可された情報は「パスポート」として本人が所持せず、その情報がネットワーク上のセンターに保管される。必要な時、例えば出国審査時には、本人であることを証明すれば(ICカードによる本人認証など)、パスポート情報を照会できる、という仕組みである。海外でも同じ仕組みができれば、「パスポート」というものは不用になる訳である。

IT技術を活用した新しい活動モデルとは、端的に言えば「ビジネスモデルの変革」と「現実社会では実現の困難なマス・マーケットの容易な創出」による革新的なモデルと言える。電子政府を考えるに当たっても、この本質的特性に目を向けた考え方が重要である。すなわち、今までのような効率化のために道具として利用する、という考え方では不十分で、IT活用による新しい行政モデルの実現と、それによる行政活動の革新という考え方が重要である(図 2.2.6-4 富士通の One More Approach)。

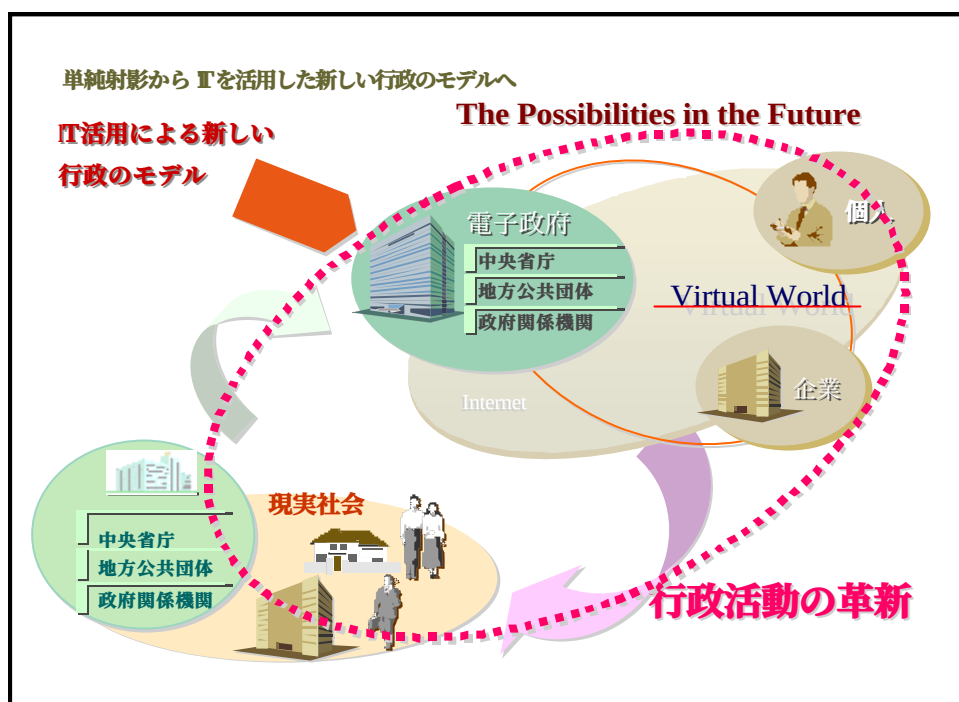


図 2.2.6-4 富士通の One More Approach

富士通は、このような考え方にに基づき積極的な提案を行おうと考えている。この提案に当たっては、「電子政府実現に向けた富士通からのご提案2」として3つのポイントがある。

- 新しい電子政府には新しい価値とサービスの創造の視点が必要(IT 技術の活用により、従来では不可能だった行政サービスの提供)
- 電子政府の実現により、その利益を享受し成長する分野と、その逆の分野が生じることに考慮する(産業の育成強化とセーフティネット)
- デジタルデバイドの発生とその対策への配慮

今、IT 活用は民間が先行している。それは、企業活動、経済活動における様々な閉塞感から生じた大きな改革の流れの中で、「IT 活用」が重要な命題として認識されているためである。富士通も、自身の活動と数多くのお客様へのサポートを通じ、多くの経験と実績を重ねている。これを活かし、電子政府実現に向けてなお一層の努力を続けていく。

- カスタマーフォーカス：行政部門だけでなく個人や企業の声も幅広く反映したサービス層のご提案
- 豊富な業務ノウハウ：行政機関の情報システム開発を手掛けた経験を十分生かし、お客さまの要望を十分盛り込んだ、短期、低コスト、高品質のシステム作り
- 先進的 EC、インターネット技術：民間での電子商取引やインターネット関係のビジネス実績をもとに、@nifty 等の民間機能の活用と連携を図った効率的なシステム開発
- 幅広い品揃え：コンサルティングサービスからプロダクトまで、お客さまの細かなご要望にも十分お応えできる豊富なコンポーネントのご提供

2.2.7 日本ユニシスが考える電子政府

米国クリントン前政権により提唱された「電子政府」は、日本政府においても「行政情報化推進基本計画」で、“21世紀の初頭に高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」の実現を目指す”とされた。さらに「デジタルニューディール」構想や「ミレニアムプロジェクト」等、官民を問わず新しい国家が誕生していると考え、このように進化する新しい政府を「電子政府」と考えている。

「電子政府」の実現は、インターネット通じて開かれた政府を早期に実現することが重要と考え、日本ユニシスは、電子政府を早期に実現可能なソリューション OG21 (Open Government 21) を提供している。

2.2.7.1 「電子政府」実現の為の課題

電子政府の実現においては、制度の変化、法律の改定、運用規定の改定、システム構築等の多くの改革が必要である。また、予算や職員配置等も必要となる。

特にシステム構築における課題は、

- システム構築時間が短い
- 段階的な導入によりシステムが複雑化する
- インターネットの活用によりセキュリティ対策が必要
- ネットワーク技術の革新により情報の多様化
- 担当職員の不足

2.2.7.2 「電子政府」実現に向けての課題解決

電子政府の実現に向けた課題解決の手段として、日本ユニシスは電子政府実現のためのソリューションOG21を提供している。(図 2.2.7-1 日本ユニシスのOG21概要図)

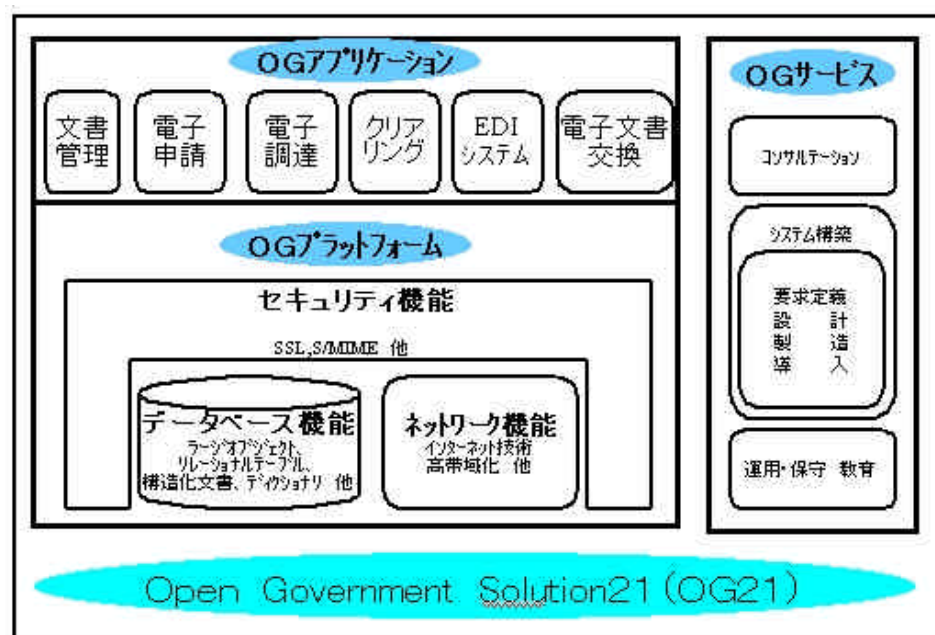


図 2.2.7-1 日本ユニシスのOG21概要図

OG 2 1のコンセプトは、

- 基盤ソフトウェア（OGプラットフォーム）の提供により安全で柔軟性の高いシステム構築が可能
- 業務アプリケーション（OGアプリケーション）の提供により安価で早期構築が可能
- システムの検討、構築、導入、運用、保守に亘るシステムライフサービス（OGサービス）の提供により職員の負担が少なく継続的なシステム運営が可能

を目指し、各種製品やサービスを提供している。

2.2.7.3 業務アプリケーションの具体例

(1) OGプラットフォーム概要

OGプラットフォームは、データベース機能、ネットワーク機能、セキュリティ機能を包含したアプリケーション構築のための基盤ソフトウェアです。電子政府ソリューションの共通機能を包含しており、これらの機能を利用しシステムを構築する。

(2) OG-DOCS（文書管理システム）概要

OGプラットフォームを採用した文書管理システムです。文書のライフサイクル全般を管理する総合的な文書管理システムであり、他のアプリケーション（電子申請、電子調達、クリアリング等）との連携も可能である。

① 特徴

OGプラットフォームを採用した文書管理専用のアプリケーションで、官公庁における文書管理業務に即している。

② 機能

文書保存管理機能、セキュリティ管理機能、ワークフロー管理機能、運用支援機能、行政文書ファイル管理機能、他システム連携機能（「図 2.2.7-2 日本ユニシスのOG-DOCS概要」参照）

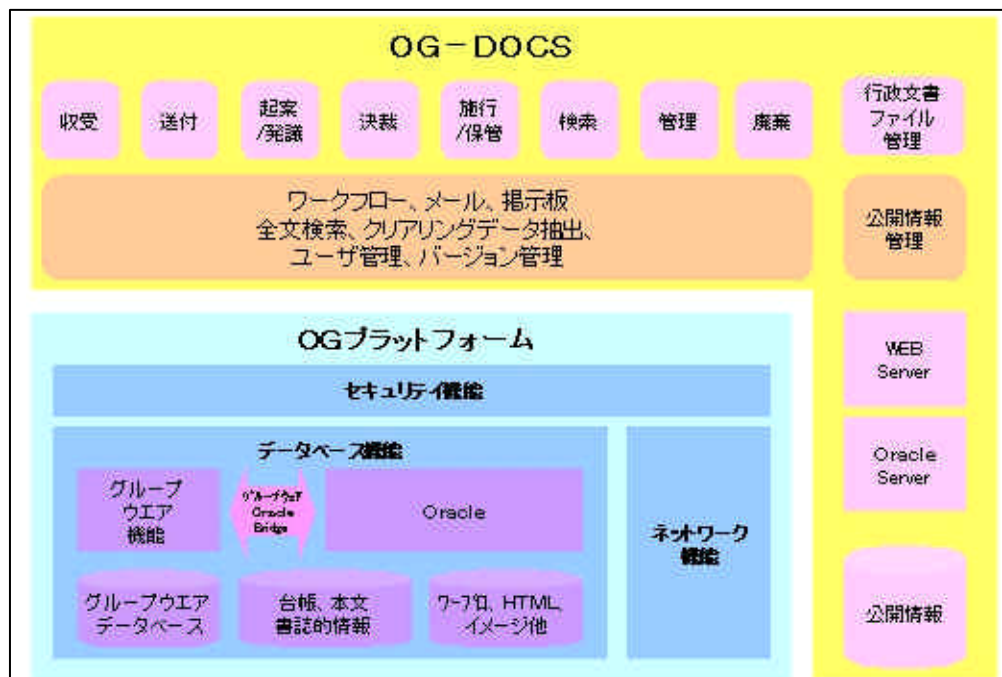


図 2.2.7-2 日本ユニシスのOG-DOCS概要

(3) OG-APPS (電子申請システム) 概要

OG-APPSはニューメディア開発協会が提供する「汎用電子申請システム」をベースに、全機能を網羅したモデル、簡易モデル、テンプレートの用途に応じた3種類の製品を提供する。

① 特徴

電子申請に係わるきめ細やかな機能をモデル化、カプセル化しているため、申請事務に応じたシステム構築が可能

② 機能

申請文書の作成等の申請支援機能、電子申請通信管理機能、申請受付機能、審査支援機能、各機能のテンプレートのうち、3種類の組み合わせによる製品 (図 2.2.7-3 日本ユニシスのOG-APPS概要)

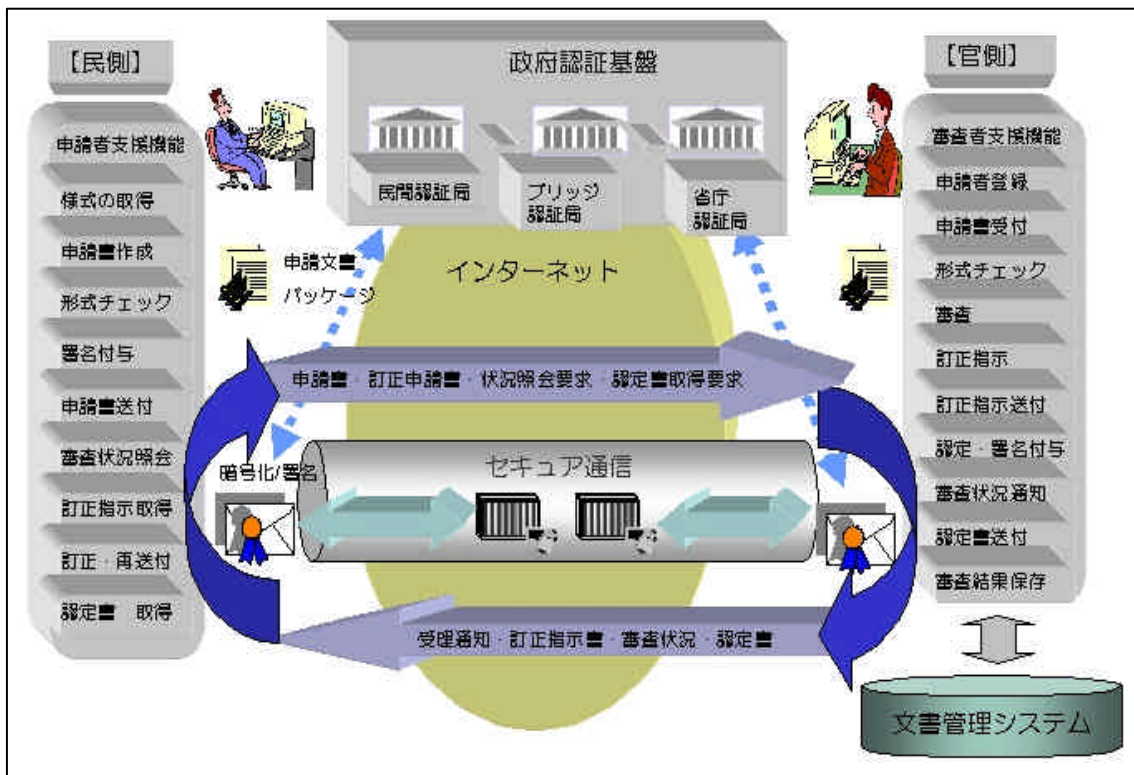


図 2.2.7-3 日本ユニシスのOG APPS概要

2.2.7.4 今後の「電子政府」に向けて

日本ユニシスは今後の電子政府の実現に向けて、以下のような点を掲げ努力していく。

- 政府機関と国民や企業が満足を得られるシステムの構築
- IT技術の進歩に即した技術と製品を継続的に提供
- 進化する政府に対応したソリューションの開発と提供
- 全世界の Unisys ネットワーク網により各国の電子政府の情報を提供
- 新しい組織や仕組みに合わせたシステムライフサービスの継承

2.2.8 マイクロソフトの電子政府イニシアティブ

引っ越し会社が到着し、家具や電気器具の梱包を開始した。インターネットTVの梱包にかかる前に、引っ越し業者が尋ねる。「転居届けは済みましたか?」家主は引っ越しのことで頭が一杯。すっかり忘れていた。すぐに届けを出すことにしよう。

リモコンのボタンをクリックしてお気に入りのWebチャンネルを選択し、デジタルコミュニティポータルを呼び出す。2、3回のクリックで転居届けのフォームが現れる。フォームに必要事項を記入し、提出ボタンをクリックすると、もう手続きは終了だ。

トランザクションを確認するダイアログを経て、デジタル署名された受領書が交付される。関連するすべての行政機関に、転居に関する情報がただちに通知される・・・。

市民として届け出の義務を果たそうとする時、行政機関とのやり取りがこんなにスムーズに運ぶものであろうか。残念ながら、今のところはまだ実現されていない。

2.2.8.1 電子政府とマイクロソフト

人々のライフスタイルは、インターネットサービス普及のおかげで、いつでも、どこでも、あらゆるネット機器を利用して、商品やサービスを手に入れる様式へと大きく変化して来た。そのため、企業も行政機関もこういったスタイルに対応する取組みがますます必要となってきた。

このような社会を実現するためには、「行政サービスの連携・統合」が大きな課題であるが、行政機関の業務プロセスを標準技術によって連携し、各機関がお互いに協力し合う必要がある。

マイクロソフトは電子政府フレームワークに関連し、次の3つの構想を提起している。

- Electronic Government Framework — 電子政府フレームワーク
- Government Portal — ガヴァメント ポータルサイト
- Digital Communities — デジタル コミュニティ

2.2.8.2 Electronic Government Framework — 電子政府フレームワーク

「ソフトウェアは、行政府の使う言葉そのものである」

マイクロソフトはコードネーム「GovTalk」という電子政府フレームワークを世界各国で提案してきており、米国、ヨーロッパではベンダ固有の製品・技術にとらわれないオープンなフレームワークとして高く評価されている。

この構想では、各種の障害を取り除いて政府サービスを統合し、いつでも、どこでも、どんな機器でもそのサービスを利用できるようにすることに焦点が置かれる。マイクロソフト電子政府フレームワーク構想には、サービス統合のために標準化された様々な技術、サービスが含まれており、司法、資材調達、教育、税金の申告など e-Governmentの重要な機能を包含している。

電子政府フレームワーク構想は、市民、企業、行政府並びに行政府の取引先に直接恩恵を施すものであるが、次のようなことが考えられる。

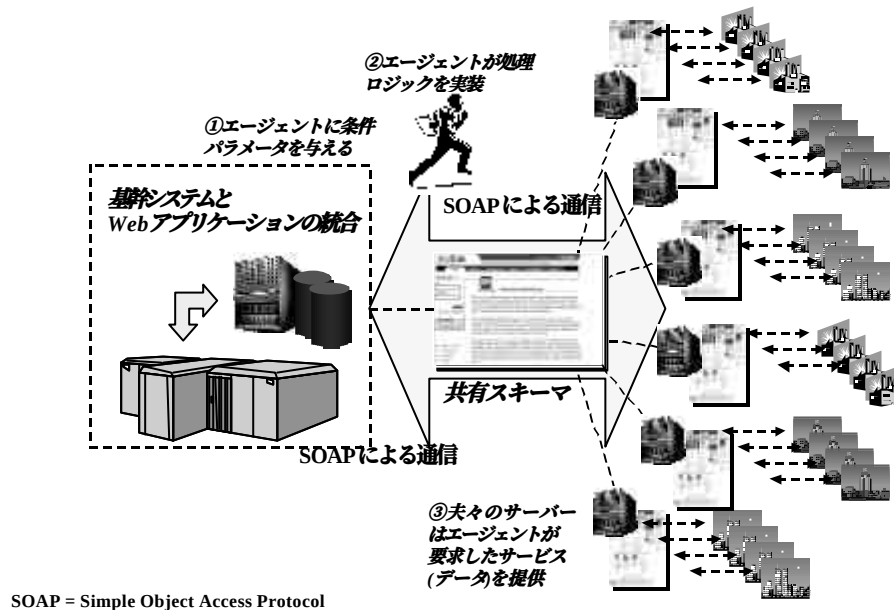
- 市民に対するサービスが、これまでよりも迅速に行われ、便利になる
- 行政府は、合理化した効率的な運営により、財務体質を改善することができる
- 取引先は、業務の電子化と協力体制により行政府のニーズに対応しやすくなる

標準かつ広く普及している技術を導入することにより、相互運用、再利用、共用、行政サービスをよりオープンな電子サービスに作り変えることができる。しかもそれは、行政府が現在保有して

いる、既存データ、アプリケーション、インフラを有効利用することも念頭に入れたものであるべきであろう。

既存システム並びにその資産を継続的に活用すると同時に、XML (eXtensible Mark-up Language)やXSL (Extensible Stylesheet Language)、SOAP(Simple Object Access Protocol)のように最新のオープンな技術を採用し、細かな情報スキーマ、企業向けサービス、協調モデルの標準化を図るのが、マイクロソフトから電子政府実現に向けた提言である。

XML, SOAPによるビジネスプロセス改革



2.2.8.3 Government Portal — ガヴァメント ポータル

「統合された電子政府のアーキテクチャ」

行政サービスを市民や企業に提供する方法として行政ポータルが注目を集めつつある。

マイクロソフトのガヴァメントポータル構想では、Webコンテンツ プロバイダ、システム インテグレータ、アプリケーション ソリューション プロバイダ、データ センターが標準技術を用いて幅広く提携することにより、中央省庁から地方自治体にいたるまで幅広いサービスが提供されるものとする。

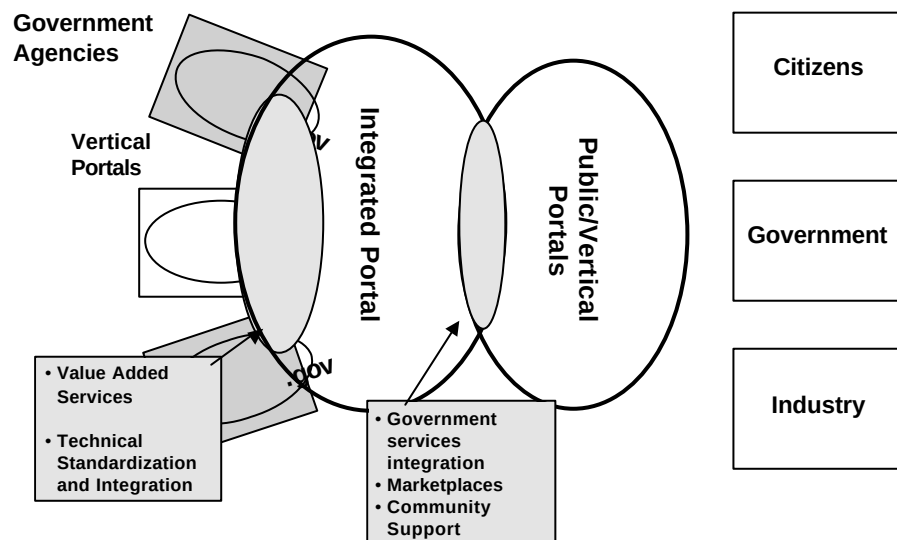
- ホームページ テンプレート、サイトのコンテンツ管理、索引による分類、パーソナライゼーション、インターネット検索、政府および企業のディレクトリなどの付加価値コンテンツ、ニュース ヘッドライン、旅行サービス、天気予報など。
- 電子決済、オンライン オークション、CRM(顧客関係管理)、地理情報の提供などの水平的サービスをサポートする共通のアプリケーション。
- バックエンドの既存アプリケーションとポータルアプリケーションを結ぶ、ディレクトリサービス、公証サービス、共通データ辞書とスキーマ レポジトリ、レガシーインテグレーションラップなど。

具体的には、次のようなサービスの提供を目指すことになる。

- Citizen to Government 新しい免許の発行、各種支払い、個人や企業情報の利用などの質の高い、個人向けサービスを提供できる。
- Business to Government 企業向けサービスのアプリケーション。行政府と民間企業のコミュニケーションを電子化することで、従来の紙ベースの手続きに置き換わるもの。行政府がオープンな標準化されたサービスを提供するならば、長期的には、行政府が、シームレスなサービスを提供するチャンネルとして企業と連携する道も開けてくると思われる。
- Government-to-Government 行政府向けサービスのアプリケーション。行政府内部の、そして行政機関間の電子的な連携を実現し、サービスをオンラインで提供するだけでなく、行政府の機能をリエンジニアリングする機会が生みだし、統合されたサービスを提供できるようになると考えられる。

ガヴァメントポータルの実現により、行政機関は確実に、全ての職員、企業、市民に使い勝手よく整理されたかたちで、最新かつ正確な情報を提供するという目標を達成できる。

ガヴァメントポータル構想



2.2.8.4 Digital Communities — デジタル コミュニティ

「テクノロジーこそ、経済発展、教育と社会の改革の原動力」

デジタル コミュニティ構想は、地方自治体や地域社会に電子政府を広く浸透させること、企業、特に、中小企業による電子商取引への切り換えをサポートすること、個人の地域レベルでの政治参加を推進することを目指すものである。

また、中央官庁と地方自治体にオンラインでアクセスし、アドバイス、情報、援助を提供することで、中小企業がデジタル革命に参加することも可能になり、地域の経済復興や活性化を加速させることも可能になると考えられる。

インターネットを経由して地域の問題に関する市民のフィードバックが増え、事前対応型の情報

に基づく行政運営、意思決定がスムーズに行われるようになる。市民の側から見ると、あらゆる社会的グループにインターネットでアクセスできることは、今日の「Netizen(ネチズン)」と呼ばれる電子市民に1つのチャンネルを提供するものにもなる。

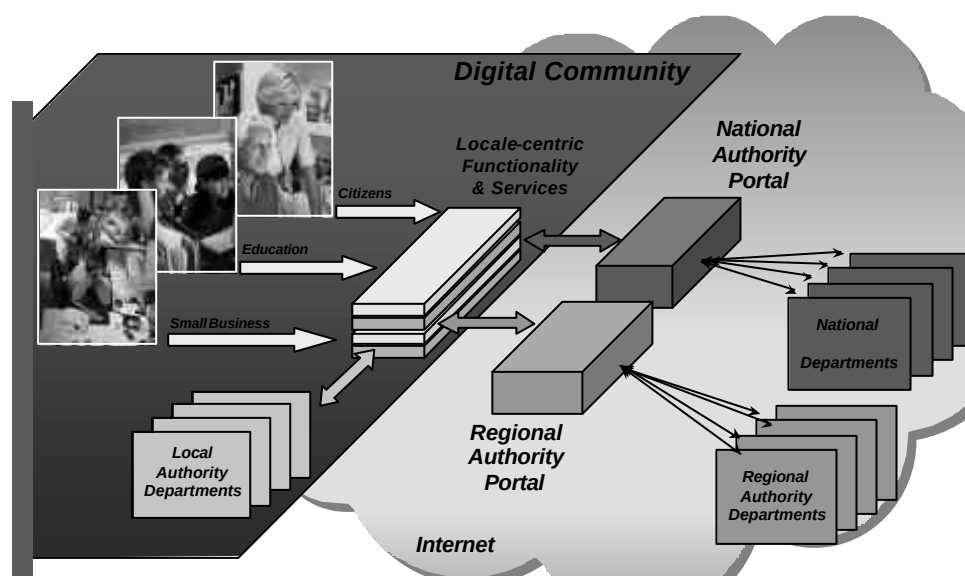
このデジタル革命への参加を推進するためには、

1. 人々を惹きつける魅力的なサービスやコンテンツの提供。
2. モジュールとして繰り返し使用することが可能なサービスの提供方法確立。
3. アウトソース可能なフレームワークとしてパッケージ化。行政府は、どれをアウトソースし、もしくはインハウスでホストするかを選択する。アウトソースによるコスト削減も可能。

デジタル コミュニティ ポータル構想には、次のようなサービスが含まれる。

- Basic Services: インターネット接続、電子メール、カレンダーリング、Webサイト ホスティング、メンバーシップ、資材調達管理、ストリーミング メディア
- Authority Services: 証明書/免許の発行、各種登録、支払い、安全なイントラネット、イベント カレンダーリング、オンライン世論調査、ディベート、投票
- Community Services: 地元議員のポータル、自治体の各部門のサイト、地方自治体職員 のサイト、コミュニティ サイト、イベント カレンダーリング、オンライン オーサリング、 パーソナル プロダクティビティ アプリケーション、人材募集と求職情報
- Business Services: Webホスティング、オンライン プロモーション、統合行政サービスへのアクセス、「地域お役立ちアドバイス」、パーソナル プロダクティビティや財務 会計ツール(給与、会計、請求書)、そして CRM(顧客関係管理)などのホスティド アプリケーションへの接続
- Education Services: オンラインによる学習と共同活動、カリキュラム管理、教師ネットワーク、生徒/教師の個人紹介

デジタル コミュニティ構想



2.2.9 GFI

2.2.9.1 現状の「認証」についての課題

「認証」の根底部分である「情報登録」の信頼性、安全性を向上させていくには、下記にあげる課題を解決する必要がある。

- インターネット及び電子商取引における責任主体の明確化
申請者、契約当事者の真正性の向上
- 初期登録時の「なりすまし」排除
認証サービス申請者自身の正当性の確認
- 容易な鍵流出による「なりすまし」未然防止
鍵データ自身の管理手法
- 鍵生成ポイントの明確化
実社会における、実印相当データの生成

2.2.9.2 現状課題の解決手法として

- 不動産入居及び購入者等に対し、大家である不動産業者が認証要求主体の審査確認を実行し、本人性・存在性・与信等の各条件をクリアされた場合にのみ、電子認証サービス対応の署名鍵を、本人に受け渡すこととした。このことにより、与信機能を果たし、なおかつ「なりすまし」が防げる。
- 当該システムでは、各認証機関対応の鍵生成機能を保有することで、利用者確認後、権限者により鍵を生成し、認証局に証明書を要求し、正当権限者に鍵と証明書を受け渡すといった作業を一貫して行うことができる。
- 生成した鍵のリカバリー用の鍵データ等は、正当権限者と大家とで分割して保有する。これにより、リカバリー必要時に備えると同時に、当該システム側の保有データのみでは、正当権限者が保有すべき署名鍵等のデータ入手ができなくした。

2.2.9.3 ソリューションの目的

国民生活の基盤となるべき電子政府システムにおける「認証」は、快適な高度情報化社会での生活を営む上で、当事者の正当な権利を確保するために必要不可欠な要素である。

「相対による本人確認も可能な、電子認証対応情報登録システム」では、その認証の高度化のため、登録精度の向上を実現する。

電子認証対応情報登録システムの提供は、インターネットや電子商取引の中でもとくに「認証」の根底部分である「情報登録」の信頼性、安全性向上のための根本的サービスを構築提供する。

2.2.9.4 電子認証の登録サポートシステムとして

電子認証対応情報登録システムは、電子政府の様々なアプリケーション対応の登録審査と、署名鍵などの受け渡しで、電子政府における認証システムへの登録時の、本人確認の精度向上を実現するサービスを提供する。

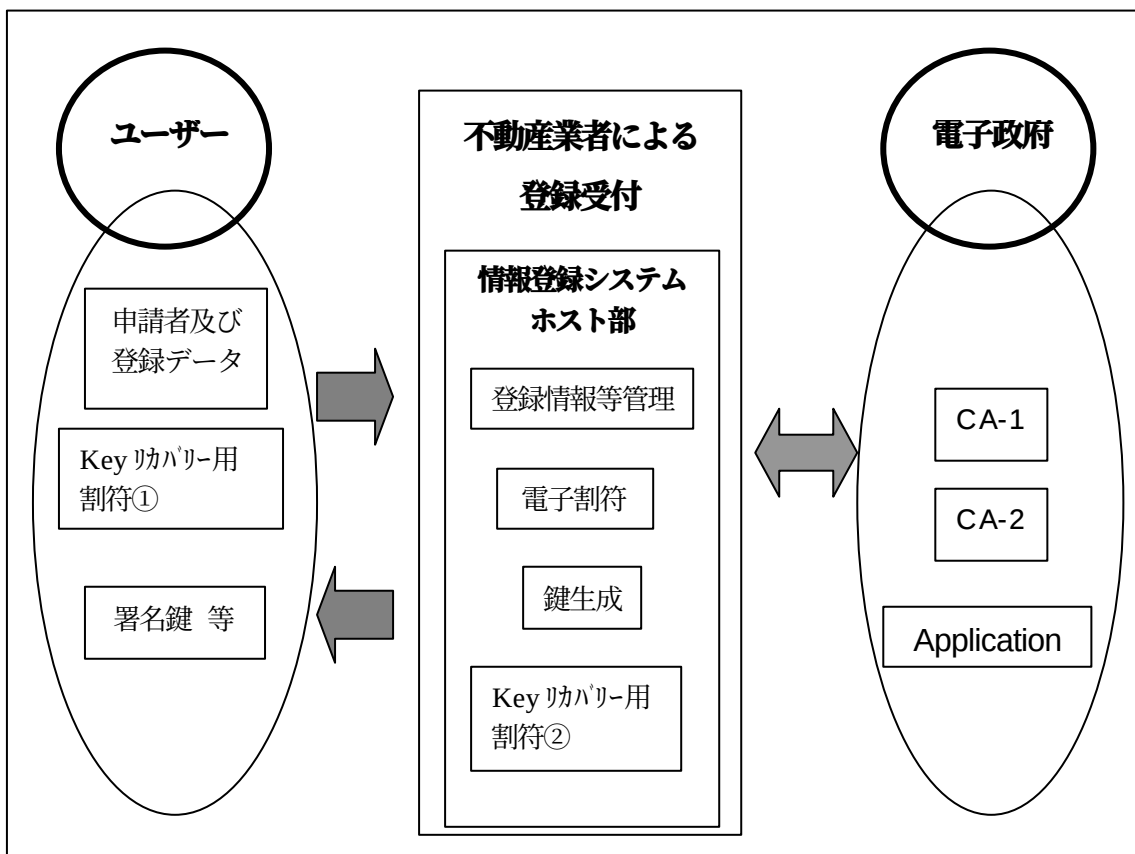


図 2.2.9-1 概要図

2.2.10 東芝の提案する電子政府ソリューション ～G-E C Solution ～

東芝は、「電子政府」という言葉が使われる以前から、この分野のソリューションを検討してきた。電子政府については、国民・企業サービスの向上や内部業務の効率化など、様々な観点で議論されている。最近では、国民・企業向けサービスをインターネットで提供すると同時に、内部業務をBPRし、ITを利用して意思決定を迅速化することにも関心が高まりつつある。組織構造をスリム化し、効率の良い情報化投資を行う、全体最適の視点が省庁・自治体においても重要である。

このゴールへの道は平坦ではないが、東芝は、自社での改革（経営変革2001運動）でのノウハウを生かしながら、お客様及びビジネスパートナーとともに実現を図りたいと考えている。

2.2.10.1 電子政府への取組み

現在、行政事務の効率化・住民サービスの向上を目指し、電子政府の実現が求められている。高度情報通信ネットワーク社会形成推進基本法（IT基本法）の成立、省庁の申請・届出等手続きの電子化アクションプランの策定、さらに、多くの自治体における電子自治体構築・IT化推進のための組織の設置や情報化計画などによって、省庁、地方自治体での電子政府・電子自治体の構築に向けての動きは、これからますます具体化していくものと考えられる。

東芝は、このような電子政府・電子自治体実現構想の本格化に先立ち、いち早く体系化を進めてきた。東芝のG-E Cソリューションは、電子政府・電子自治体実現に向けた最適なソリューションを提供する。

2.2.10.2 G-E Cソリューションの特長

(1) システム体系

東芝のG-E Cソリューションは、アプリケーションフレームワークという考え方に基づいたシステム体系をとっている。電子政府を構成する様々なシステムは、以下のアプリケーションフレームワークを意識して開発している。この考えに基づくことにより、開発機能を複数のシステムで流用できるため、重複開発を防止し、高いコストパフォーマンスを実現できる。

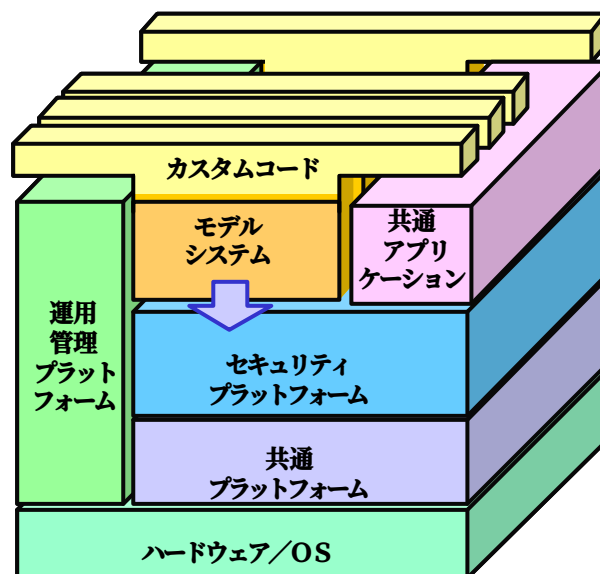


図 2.2.10-1 東芝のアプリケーションフレームワーク

① 共通プラットフォーム

事前に入念な検証を行ったミドルウェア群を共通プラットフォームとし、この上でアプリケーションシステムを構築する。様々なプラットフォームで動作するアプリケーション開発のため、Java 言語を用いたプラットフォームを採用している。

② セキュリティプラットフォーム

セキュリティプラットフォームでは、標準的な暗号技術と自社で開発した暗号・署名・認証技術を組み合わせることによって、システム全体に一貫して高い強度を有するセキュリティ環境を実現する。

③ 運用管理プラットフォーム

運用管理プラットフォームでは、システム管理ミドルウェアを用い、システム全体を円滑に運用するための統合運用管理環境を提供。システム開発の観点だけでなく、運用コストの削減、システム負荷への柔軟な対応を考慮している。

④ 共通アプリケーション

共通アプリケーションでは、電子政府実現への課題を解決する電子文書に対する原本性保証技術や、複数のサーバへのシングルサインオン技術などの汎用性の高い技術を提供する。

(2) 原本性保証技術

電子文書は紙文書よりも書き換え・改ざんが容易で、その痕跡が残りにくく、誰でも同じ物を作成しやすいという特性がある。この問題に対応するため、G-E Cソリューションでは、暗号技術・デジタル署名技術などのセキュリティ技術を利用して、原本性を保証した上で電子文書を保存するシステムを提供する。

(3) セキュリティ技術

システムの安全性を長期にわたって維持するためには、暗号技術だけでなくポリシー策定から、運用開始後の継続的なセキュリティ診断・監査によって、セキュリティレベルの水準を保ちつづける必要がある。東芝は、最新セキュリティ技術を提供すると同時に、ISO15408への準拠も意識し、コンサルティングから運用支援・セキュリティ診断体制までを一貫したソリューションとして提供していく。

2.2.10.3 G-E Cソリューションの概要

東芝は、具体的・現実的なソリューション体系と官公庁・自治体システムで今まで培ってきた技術、業務ノウハウを結集したモデルシステム群で、電子政府・電子自治体の実現を強力に支援する。

(1) 電子政府の4つの領域

G-E Cソリューションでは、電子政府の狙いを、自宅やオフィスのパソコン等からインターネットを利用して政府・自治体の機関・サービスにアクセスし、居ながらにして事務処理を完了できる仕組みの構築であるととらえ、電子政府・電子自治体の分野を以下の4つの領域に分けて考えている。

- 市民サービスの向上 ・ ・ G t o C
- 企業等の負担軽減 ・ ・ G t o B
- 行政事務の効率化・高度化 ・ ・ i n G
- 他行政機関等との密な連携 ・ ・ G t o G

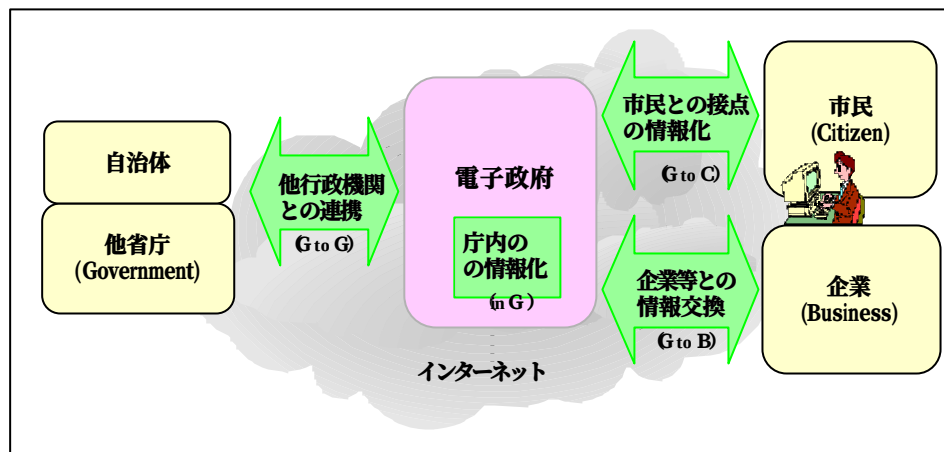


図 2.2.10-2 電子政府 電子自治体の「4つの領域」

(2) 9つのモデルシステム

さらに、電子政府・電子自治体を構築する際に実現すべき機能を9つのモデルシステムで構成する。お客様に納入するシステムは、カスタマイズを前提としたこれらのモデルシステムを利用して構築。これによって、システム構築期間を短縮することが可能となる。

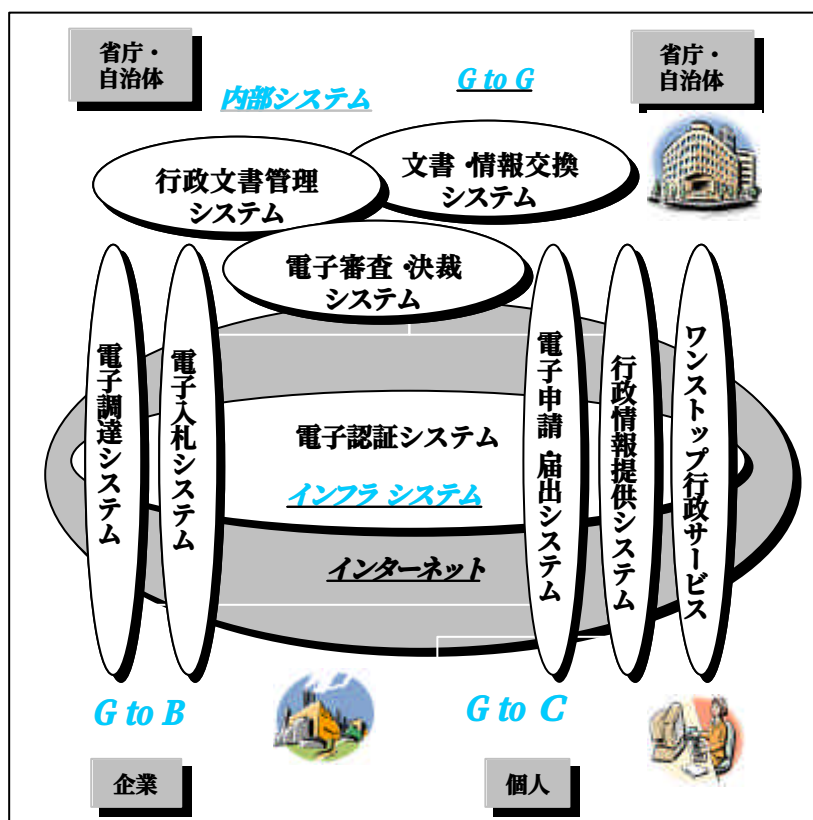


図 2.2.10-3 東芝の提案する9つのモデルシステム

- ① 文書・情報交換システム
省庁-自治体間を結ぶセキュアなネットワークシステムを実現
- ② 行政文書管理システム
情報公開法/情報公開条例要綱に対応した文書管理システム
- ③ 電子審査・決裁システム
ワークフロー管理技術を使って、審査・決裁業務を電子化
- ④ 電子調達システム
業者登録や公共工事、物品、サービス等の調達業務を電子化
- ⑤ 電子入札システム
Web技術を活用し、電子調達システムと連動して入札業務を電子化
- ⑥ 電子申請・届出システム
インターネット経由で申請を受け付け、申請・届出にかかる負担を軽減
- ⑦ 行政情報提供システム
インターネットを利用して、官公庁が保有する情報を検索・閲覧・提供
- ⑧ ワンストップ行政サービスシステム
複数の窓口への各種申請・届出が一度に行えるサービスを提供
- ⑨ 電子認証システム
インターネット上での安全な通信環境(GPKI)を実現

これらのモデルシステムは、既に複数のお客様に実際にご利用いただいている。そこでの要望などをフィードバックしながら、より完成度の高いモデルシステムの構築を目指していく。

2.2.10.4 おわりに

電子政府の実現により、省庁・自治体の職員の執務スタイルや、サービスを享受する国民の生活は大きく変わるであろう。電子政府がもたらす環境は、電気や水道のように当たり前かつ不可欠なライフラインや社会基盤になっていくと考えられる。

東芝は、コンセプトの立案、システムの構築、あるいは機器デバイスの開発・製造といった活動を通じて、こうした環境を現実のものとすることに寄与していく。

2.3 電子政府に向けた各国の取組みと推進策について

日本経済再生の起爆剤として首相直轄のミレニアム・プロジェクトの開始に向けた準備が進められている。ミレニアム・プロジェクトの一つである情報化プロジェクトの目玉には、2003年までの「スーパー電子政府」の実現が目標として掲げられている。この「スーパー電子政府」プロジェクトは、効率的で質の高い行政サービスを民間企業や国民に提供できるように、行政の総合的な情報化を一気に進めようとするものである。また、政府自らが社会全体の情報化推進の触媒となり、IT市場を拡大することを目指している。

この目標が掲げられたことにより、電子政府が日本国内で急速に注目を集めるようになったが、電子政府というコンセプトのもとに行政の情報化を総合的かつ急速に進めようとする動きは、行政改革の流れとともに1990年代半ばから米国、英国、シンガポールなど各国で始まっている。特に米国においては、巨額の財政赤字と行政サービスの質の低下に対する国民の批判を受けて、クリントン政権は大規模な行政改革運動を開始し、電子政府化の推進を重要な柱としている。

米国の行政改革においては、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）など民間の経営手法を取り入れた政府の業務プロセスの改善とともに、IT活用による政府内部の業務効率化が開始されたが、ITの利用範囲はオンラインによる国民への情報公開、インターネットでの税金申告など行政サービスのオンライン化へと広がってきている。近年では、有権者の登録や法制化プロセスのオンラインでの公開など政治の面も含めた電子政府化が視野に入ってきている。

本論（「資料2：電子政府実現に向けた各国の取組みと推進策について」参照）においては、先行する米国政府の動向を、電子政府構築を開始するに至る歴史的経緯を踏まえて分析し、米国以外の主要国における電子政府構築への取組みと国際協力の動向を概観する。

主な内容は次のとおりである。

- 米国のIT政策における二つの視座
- 米国の行政改革とIT
- 世界に広がる電子政府への取組み

3 WG活動テーマ

電子政府実現にあたっては、電子政府が成立するための条件に加え、電子政府を構築していく過程における条件を意識しておく必要がある。とくにE COMのミッション（EC推進、標準化推進、EC規模の拡大）に沿った視点を重視することが必要である。そこで、E COM電子政府WGの活動成果は、民と官＝民間企業・団体自身と高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）への提言という形式を想定する。

3.1 電子政府の定義

電子政府委員会では、過去の報告・検討を踏まえ、概ね経団連の“「一つ」の電子政府実現に向けた提案”の内容をベースとした検討を行ってきた。

ここでは、電子政府の定義として次のようにいう事ができる：電子政府とは、「行政事務の効率化・スリム化」および「国民への行政サービスの質的向上」を目的に、ITを積極的に導入するとともに、これに伴う制度・慣行の抜本的見直しを総合的・計画的に実行するもの。これにより行政内部および国民・事業者に対し、安全で多様かつシームレスなサービス提供を可能にする。

今までの実績や計画内容は、「行政手続きを、インターネットを利用してペーパーレスで行う事」が多いが、下記のような進展の下にある。

- 【今あるものの電子化】「行政情報化推進基本計画の改定について」に基づく、申請・届出等手続きの電子化推進。
- 【先進的に取組む】「産業競争力会議の提言」に基づく、2003年までに世界最高水準の電子政府の実現(ミレニアムプロジェクトでの電子政府プロジェクトでは、民間から政府、政府から民間への行政手続きを、インターネットを利用してペーパーレスで行える電子行政サービスの基盤を構築することが主眼である)。
- 【全般的な方向付け】2000年11月の「IT基本戦略」では、2003年度には文書の電子化、ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革が進み、電子情報が紙情報と同様に扱われる事を目標としている。

このような状況をベースに、E COM電子政府委員会は、電子政府具体化への取組みの進め方を検討した。

3.1.1 対象範囲

電子政府の実現に対応するにあたっては、上記のような取組みを広範囲にカバーし、かつとらわれず進めるものとする。中央省庁のみに限定せず、県市町村などの地方自治体を含めた行政府、さらには立法府や司法府までも含むものとする。

また、電子政府実現への活動には大きく①行政の効率化と、②IT導入によるシステム化の側面があるが、特に後者に注力して関係者へのメッセージ発信を行っていくものとする。

本委員会としては、①電子政府実現上の当面の課題（～2003年）と②次の課題（～2005年？）の時間軸に沿った整理をすることが重要と考える。つまり、当面の行政手続きのオンライン化等にあたって、国庫納付の電子化や電子調達などいわゆる「官民接点分野」にフォーカスするが、いずれは「電子政府＝政策＋産業競争力＋オンライン・サービス＋デジタルデモクラシー」に拡大していくものとする。

3.2 活動テーマ案

基本的考え方

電子政府WGの活動テーマについては次のような基本的考え方に基づいて検討した。

1. 国民（電子政府の利用者）の立場・視点からの活動
2. ECOM会員の有益となるテーマ選定
3. 早期の電子政府の実現に寄与するテーマ選定
4. 既に他の団体などで検討や調査活動を行っているものは当該団体の活動結果を見守ることとし、未着手の項目を選定
5. 政府部内のBPRそのものには立ち入らない

テーマ候補のピックアップ

電子政府を実現するためには多くの解決すべき課題があるが、上記の考え方に基づき、以下のようないくつかのテーマ候補を選出した。

1. 電子政府実現のための仕組み
 - 利用者の申請手続きなど行政サービスを受け付ける仕組み
 - 行政サービスを民間が代行提供していく仕組み
2. 認証・資格判定
 - 国民や企業の資格判定（資格証明）の仕組み
 - 民間認証局の機能および仕組み（格納媒体としてICカードの利用）
3. 電子政府システム構築ガイド
 - 複数ベンダを利用した電子政府構築ガイド
 - 行政情報サービスのASP化のガイドライン
 - 行政サービスシステムの運用ガイドライン
4. 行政ポータル
 - 行政ポータルサイトの構築ガイド
 - 行政ポータルサイトの運用ガイド
 - 行政ポータル総合サイトの利用促進
5. アウトソーシングの仕組み
 - 電子政府の早期構築に資するアウトソーシングの仕組み
 - 電子政府機能のアウトソーシングの法的制度
6. モデル・事例
 - 電子政府・自治体システムのベンチマーク
 - シンプルな構築事例モデルの提示（ASP）

テーマの選定

既に検討活動している電子政府関連の組織・団体（表 3.1.1-1 電子政府関連の組織・団体）の活動項目を調査し、基本的考え方に照らし次の3テーマを選定した。

- (1) 行政アウトソーシングの仕組みと促進

選定理由

電子政府の構成要素としては、「行政そのもの」と「行政遂行のための事務システム」とがある。行政そのものは行政自身が実施する必要がある。しかし、事務システムは単なる手段であるので行政府が自ら実施する必要はない。むしろ、行政府が独立してそれぞれ独自のシステムを作るのではなく、共通のシステムを共用して使用した方が経済的であり、また早期の構築ができる。

(2) 行政ポータル

選定理由

電子政府推進に伴い、行政サービスの多様化が進むが、国民からは複雑でわかりにくい仕掛けになると予想される。これらを解決するために、国民が利用しやすい「行政ポータル」の提言を具体的に行う必要がある。

(3) 電子政府・自治体のベンチマーク

選定理由

「世界最高水準の電子政府実現」のためには、常に国内外の優秀な事例との比較分析を行い改善をしていく必要がある。このため、優秀事例の収集、比較、分析、改善提言と改善実施のサイクルを回す方策を確立する必要がある。

表 3.1.1-1 電子政府関連の組織 団体

組織名	情報源	URL
アジアPKIフォーラム推進協議会	報道	http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/0012/1215.html
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	HP	http://www.jampa.gr.jp/
電子文書・電子申請推進協議会	報道	http://www.toppan-f.co.jp/topics/press/prs_denshi1.html
電子申請推進推進コンソーシアム	HP	http://www.e-ap.gr.jp/link/
申告手続の電子化等に関する研究会	HP	http://www.jikken.nta.go.jp/index.html
次世代ICカード研究会（NICSS）	HP	http://www.nicss.gr.jp/main.htm

3.2.1 行政アウトソーシングの仕組みと促進

WG活動テーマ

「行政のアウトソーシングの仕組みと促進」

WGの目的

各官庁・地方自治体は電子政府実現の推進に伴って、新しいサービス体制を整備する必要があるが、現状の体制、予算では自治体各々で取組むにはいくつかの課題がある。またサービスの効率化という側面からも外部資源活用の検討が必要であると考えられる。

従って本WGでは、官庁・地方自治体におけるアウトソーシングの有効な活用法について提言することを目的とする。

3.2.1.1 活動概要

- ① アウトソーシングの動向調査
 - 国・自治体の動向・方針整理
 - 国内外事例の整理
- ② アウトソーシングの形態と特徴比較検討
 - 従来型
 - i DC
 - A S P
 - P F I 方式
- ③ アウトソーシング実施における問題点の整理
 - アウトソーシングにより、行政サービスを実施する場合における、契約、コスト・効率、制度、技術、運用等の側面からの問題点の整理
- ④ アウトソーシングの適用業務の洗い出し
 - 国・自治体業務におけるアウトソーシングニーズの整理
- ⑤ アウトソーシングにおける役割分担検討
 - 国・自治体が行う作業と民間が行う作業の切り分け
- ⑥ アウトソーシングモデル業務の検討
 - 行政アウトソーシングモデルの作成

3.2.1.2 成果物としてのターゲット

WGにて作成した成果物「行政アウトソーシング促進に関する提言（仮称）」による高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部への提言を最終アウトプットと考える。コスト削減、技術的側面から効果を定量的、定性的に表現しアウトソーシングを勧める主旨のものとする。

期待される効果

行政サービスのアウトソーシング実現モデル（具体例提案）を示す。さらに、電子政府・電子自治体におけるP F Iの可能性および優位性を提示する（ただし、これはP F Iの現状からみて難しい面がある）。

また、成果物としての提言によりアウトソーシングが促進され、次のことが期待できる。

1. 国・自治体

- 民間の活力を利用することで電子政府実現を早期に効率的に行える。
- サービスレベル向上、コスト削減、スピード、テクノロジー活用、行財政改革などの効果を期待できる。

2. 住民

- 早期に安全性、信頼性の高い電子政府サービスを享受できる。

3. 企業

- 民間企業の活性化が行える。

3.2.1.3 検討スケジュール

	H 13. 4～H 13. 9	H 13. 10～H. 14. 3
活動内容	WGの立ち上げ準備 アウトソーシングの動向調査 アウトソーシングの形態と特徴比較検討 アウトソーシング実施における問題点の整理 アウトソーシング適用業務の洗い出し	アウトソーシングにおける役割分担検討 アウトソーシングモデル業務の検討 提言書の作成

3.2.1.4 活動内容（活動概要の詳細内容）

項番	目的及び成果物	活動内容
①	アウトソーシングの動向、国・自治体の施策について把握し、アウトソーシングに対するニーズの整理を行う、また、既にアウトソーシングを実施している国・自治体の事例の整理を行う。	①国・自治体の動向・方針の整理 国の電子政府構想や高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、地方公共団体の情報化施策など、行政動向の側面から今後公共団体の進む方向性（基本方針）を纏める。また、住民のニーズなど社会動向の変化から公共機関に求められているものを纏める。 ・ネットワークを活用した行政の簡素化 効率化 高度・多様化する住民ニーズへの対応 地域における情報基盤の整備 電子商取引の推進 行政の効率化 国民の申請・届出の負担軽減 等 ②国内外事例の整理 事例の整理、事例から得られる教訓（問題点等）を纏める。 国内アウトソーシング事例 海外アウトソーシング事例
②	従来型のアウトソーシング方式に加え、新しいアウトソーシングの形態に関する特徴比較検討と事例調査を行う。	①従来型と新しいアウトソーシング形態の相違点の整理 導入効果 ② DC、ASP の事例と課題 ③ PF方式の事例と課題 ・第三セクタ方式との違い ・米国方式、英国方式、日本方式、IT-PF の違い ・事例]パソコン配備におけるPF方式導入事例 等

③	国・自治体がアウトソーシングを有効な手段として、実際に実施する際の問題点を整理する。	アウトソーシングを実施の際に妨げとなる要因の整理 ・技術的に難しい側面（セキュリティ等）の整理 ・行政サービス運営上、問題となる法律、制度面の整理 ・アウトソーシングのコスト・効率の評価方法 ・契約の問題整理（サービスレベルの保証等） ・雇用の問題整理 等
④	国・自治体の業務で、アウトソーシング可能な業務、アウトソーシングすべき業務、及びその形態等について整理を行う。	① 民間委託可能な業務の洗い出し ② 非効率業務（重点コスト削減対象業務）の洗い出し ③ 民間ノウハウが高い業務の洗い出し ④ アウトソーシングに向いている理由付け
⑤	アウトソーシング実施時の、官側民側のそれぞれの役割、作業項目について整理を行う。	① ネットワーク、システム運用周りに対する作業項目の整理 ② 運用人員、運用環境に関する規定項目の整理 ③ 行政サービスにおける責任の明確化 （作業項目例） 業務スケジュールの作成 運用体制 障害時運用 システム構築 データ保管管理 資源管理 等
⑥	上記①～⑤の検討結果を基に、アウトソーシングが有効と考えられる電子行政サービスモデルを作成する。	電子行政を行う上で重要となる認証業務等のアウトソーシングモデルを検討する。

3.2.1.5 取組みに当たっての留意点

WGに向って以下のような項目を留意点として指示する。

- 活動内容項番③までの問題点整理の結果を踏まえて中間報告を作成し、活動内容項番④の範囲を絞り、ECOMとしての方向性を定める。
- 電子行政適用に向けてのアウトソーシングに主眼を置いて検討する。
- すでに発表された資料（各省庁等が発表したもの）、すでに調査済みの情報（海外事例等）を有効に活用して検討を進める。
- 自治体だけでなく、省庁にも目を向けたアウトソーシングを検討する。
- 各社とも秘密事項に関わらない範囲内で積極的に情報を出して協力する。
- 提言の内容に関してはなるべく定量的に示す。

3.2.2 行政ポータル

WG活動テーマ

「行政ポータルの定義と仕組み」

WGの目的

各官庁・地方自治体は電子政府実現の推進に伴い、サービスの多様化が見込まれる。サービスの多様化は、企業や国民にとって望ましいことであるが、申請等を複雑にする要素でもある。同様にサービスを提供する各官庁や地方自治体にとって、新たな課題である。

この課題を解決する方法として行政ポータルサイトの設立を提言し、行政ポータルの定義とその仕組みについての検討を本WGの目的とする。

3.2.2.1 活動概要

1. 行政ポータルの定義
 - 行政ポータルの必要性の整理
 - 行政ポータルの役割の定義
 - 国内外事例の整理
2. 行政ポータルのモデル形態と特徴比較検討
 - 省庁横断型ポータル
 - 省内縦断型ポータル
 - 外郭団体等連携ポータル
3. 行政ポータルの適用業務と機能の洗い出し
 - 行政ポータルの適用業務とサービスの整理
 - 行政ポータルのシステム化機能の洗い出し
4. 行政ポータルの運営スケジュールの検討
 - 運営方式の検討
 - 運営準備作業とスケジュールの検討
5. 行政ポータルの想定される課題の整理
 - 行政ポータル設立時における課題の整理

3.2.2.2 成果物としてのターゲット

WGにて作成した成果物「行政ポータルの定義と仕組みに関する提言（仮称）」による高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部並びに地方自治情報センターへの提言を最終アウトプットと考える。コスト削減、技術的側面から効果を定量的、定性的な検討を引き続き実施することを主旨とする。

期待される効果

1. G t o G
 - 中央官庁、地方自治体の行政ポータルが互いに連携することにより、官公庁間の電子的情報流通の促進、オンラインによるサービスの連携が実現される。
 - 現在の垂直的なシステム・サービスを横断的なサービスヘリエン지니어リングに広げること、B t o G／C t o Gへ統合されたサービスを提供可能となる。

2. B t o G

- 官公庁と民間企業コミュニケーションの電子化を推進するとともに、使いやすいポータルを提供することで電子手続きの利用率向上が期待できる。
- 行政ポータルがオープンで標準化された技術を採用することで、将来B t o Gのシームレスなサービス連携も実現可能となる。

3. C t o G

- 国民・市民がバックエンドシステムを意識することなく、必要な時に必要なサービスがポータルを通して利用可能となる。
- また、官公庁業務並びにサービスへの意識が高まり、行政に対する評価、サービス改善へのフィードバックが期待できる。

3.2.2.3 検討スケジュール

	H13. 4～H. 13 9	H 13. 10～ H 14. 1
活動内容	行政ポータルの定義 行政ポータルのモデル形態と特徴比較検討 行政ポータルの適用業務と機能の洗い出し	行政ポータルの運営スケジュールの検討 行政ポータルの想定される課題の整理 提言書の作成 継続検討内容の整理

3.2.2.4 活動内容（活動概要の詳細内容）

項番	目的及び成果物	活 動 内 容
①	電子申請を中心とした新しいサービス形態を調査し、行政ポータルの必要性を整理する。 また、必要とされる機能について定義を行う。また、海外の事例を調査し日本における行政ポータルの定義を行う。	① 行政ポータルの必要性の整理 電子政府における電子申請等による企業や国民側のサービスの多様化を調査し、行政ポータルの必要性について整理する。 電子政府における電子申請の形態の整理 電子申請における企業や国民のニーズの調査 行政ポータルの必要性の整理 ② 行政ポータルの役割の定義 行政ポータルの役割について、官側、民側の立場でその役割を定義する。 ③ 国内外事例の整理 事例の整理、事例から得られる教訓（問題点等）を纏める。 国内の民間企業におけるポータルサイ ト事例 海外の行政ポータルサイ ト事例
②	上記①に基づき行政ポータルのモデル形態を想定しその特徴の比較検討を行う	① 行政ポータルのモデル形態の想定 ・省庁横断型ポータルサイト ・省庁縦断型ポータルサイト ・外郭団体等連携ポータルサイト ② 特徴の比較検討 モデル形態別の特徴を比較検討する。

③	行政ポータル適用業務を洗い出しサービス内容の整理を行う。 また、コンピュータシステム上の機能の整理を行う。	① 行政ポータル適用業務とサービスの整理 ・国民、企業側へのサービス内容の揭示 情報開示、情報提供) ・24時間、受付組織を問わず申請等の代理受理 行政側システムの代理サービス 等 ② 行政ポータルシステムの機能の整理 各行政サービスとのインターフェース 利用者とのインターフェース ポータル間のインターフェース
④	行政ポータル実施時の、運営母体側について検討を行い、運営開始の条件や準備項目の整理を行う。	① 行政ポータルの運営母体の検討 行政ポータルの運営母体の検討において、民営、官営、第三セクター方式等の検討を行う。 ② 運営開始の条件の整理と準備項目の整理 ③ 運営開始までのスケジュールの検討
⑤	行政ポータル設立における課題を整理し、解決の為の方法について議論を深める。	① 行政ポータル設立時の課題の整理 行政ポータル運営上、問題となる法律、制度面の整理 ・システム構築上の技術的課題の整理 ・行政サービス効果の評価方法 ② 課題解決に向かい検討ポイントの整理 課題解決のポイントの整理と継続すべき検討内容の整理を行う。

3.2.2.5 取組みに際しての留意点

- 活動内容の項番②から⑤を検討するにあたっては、ベンダだけでなく、行政機関や自治体も参加する必要があるのではないか。ないしは徹底してヒアリングするという手法とる。
- 「関連団体との調整」も大きな課題と考える。（自治体に関してはLASDEC）
- 総務省（旧自治省）では、総合行政ネットワーク（LGWAN、旧称「SGN」）の上で自治体向けのASPを構築する構想があるので、それも視野に入れること。
- カナダ等での先進事例をみた場合、民間によるサービス提供をさせた方がより有益な行政ポータルが構築できるのではないかと、電子政府委員会では予測していること。
- 検討が複数年度にまたがることが予想され、短期・中期での課題の整理、ゴールの明確化が必要となる。
- 運用主体の責任、権限の明確化が必要となる。

3.2.3 電子政府・自治体のベンチマーク

WG活動テーマ

「ベンチマーキング」

WGの目的

「世界最高水準の電子政府実現」という目標達成には国内外の優秀な事例との比較で分析、改善しまた分析するというサイクルを何回か回す必要がある。

この視点に立ち国内外の優秀な事例を収集、比較、分析、編纂、公表する仕組みを開発し、政府への提言につなげる。

その後に「世界最高水準の電子政府」の条件、日本特有の理想形を探ると共に「政策評価」との関係についても検討する。

3.2.3.1 活動概要

1. ベンチマーキングの計画策定
 - 長期計画
 - 短期計画
2. ベンチマーキングの仕組み策定
 - ベンチマーキングの事例収集
 - 手法の検討、決定
 - 事例収集方法、
 - 判定方法（判定項目、判定基準、採点方法など）の検討、決定
3. 事例収集
 - 比較対象の選定（国、自治体）
 - 収集体制の整備
4. 比較分析
 - 判定項目ごとの比較
 - 総合判定、ランキング
5. 報告書作成
 - 公表基準設定
 - 継続的運営母体に関する提案
6. 「世界最高水準の電子政府」の条件洗い出し
 - 日本特有の条件とは

3.2.3.2 成果物としてのターゲット

WGにて作成した成果物「電子政府に関するベンチマーキング実施報告（仮称）」は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部への提言を最終アウトプットと考える。自他共に世界最高水準と認める電子政府構築のためには継続的なベンチマーキングが非常に有効であるとの主旨とする。

期待される効果

- 日本政府や自治体にとって世界のベストプラクティスとの比較からそれらとのギャップを把握できる事により、より良い電子政府実現のスピードアップが図れ電子政府の目的とするメリットの早期享受が期待できる。

- 民間企業にとっては電子商取引推進のバリエーションが早期に取り除かれる事の期待と、より良い電子商取引環境の構築への期待が共に持てる。

3.2.3.3 検討スケジュール

	H13. 4 ～ H13. 9	H13. 10 ～ H 14. 3
活動内容	ベンチマーキングの計画策定 ベンチマーキングの仕組み策定 事例収集 ①	事例収集 ② 比較分析 報告書作成 「世界最高水準の電子政府」の条件洗い出し

3.2.3.4 活動内容（活動概要の詳細内容）

項番	目的及び成果物	活動内容
①	ベンチマーキングの目的、範囲、費用対効果を明確にすると共に、継続的实施を念頭にフェージング計画を立て年度計画とする。作業負担の見積もり、資金手当て方策を考慮し実行体制を決める。	① 長期計画 事業目的を明確にする 国際間の分析または国内自治体間の分析のどちらかを行い、その公表のレベルをどうするか、などの事業範囲を明確にする 事業目的、事業範囲を基に年度計画を作成する 費用対効果についても検討する ② 短期計画 ・当初年度の目的、範囲、体制、スケジュールを明確にする ・分析対象の選定方針を明確にする ・作業負担の見積もり、コスト見積もりを行う
②	電子政府のベンチマーキングに最もふさわしい手法、分析方法等の仕組みを策定する。	① ベンチマーキング事例の収集 ② 手法の検討と決定 ・手法の比較 評価 ・プロセス計量化技法、多次元分析等 国内外の事例を研究 ③ 事例収集方法の検討 書類／面接／アンケート ・収集要領の文書化 含む情報提供者へのインセンティブ ④ 判定方法の検討 ・判定項目 数値化可能な項目に限定するか？ ・判定基準 判定結果の表現結果とマッチした基準 ・判定結果の表現方法の検討、妥当性、客観性の検証
③	比較分析する電子政府、電子自治体の事例を収集する。	① 分析対象の選定 ・国内 ・海外 ② 収集体制の整備 増員、外注など ③ 質問項目等の作成 ④ 収集

④	収集された電子政府、電子自治体の事例を②で定めた分析方法に従って分析する。	①判定項目ごとの比較 判定基準に則り数値化 数値化だけではなく特記事項があればそれも判定 ②総合判定、ランキング ⑤の公表基準にもよるか総合判定も文言と数値の両方で行う ③チャートでの表現
⑤	公表基準を定め、それに則り判定結果をまとめる。	① 公表基準設定 ② 分野別ベストプラクティス ③ 国別ランキング ④ 自治体別ランキング ⑤ 総合ランキング ⑥ 総評 ⑦ シンポジウム開催
⑥	上記項番①～⑤の作業結果を基に、世界最高水準の電子政府になるための条件を探る。	各ベストプラクティスの総和から電子政府の理想形を描く。その理想形と現状とのギャップを計測し世界最高水準になるための必要条件を把握する。日本特有の条件等があればそれを考慮し、またグローバルに提言すべきことがないかどうかを確認する。

3.2.3.5 取組みに際しての留意点

- 一回のみの事業にするか継続事業とするかについては議論されたが、継続しないと意味が無いという意見が多かった。
- 電子商取引という軸に重点を置く事によりE COMの事業として意味がある。
- 地方自治体の情報化は一律には進展しないので、先進的な取組みを行う自治体と取組みが遅れる自治体とでは、電子政府（自治体）の実現度には差が生じる。電子自治体としてクリアすべきプロファイルも作りたい。

資料 1：電子政府実現に向けた取組について

電子政府実現に向けた取組について
－情報化社会に対応した行政情報化の推進－

平成12年7月11日(火)

総務庁行政管理局行政情報システム企画課
副管理官 橋本 敏

1. 電子政府実現に向けた取組の概要

- (1) 情報化社会と電子政府
- (2) 政府における情報化の推進体制
- (3) 主要事項の取組状況と今後の取組概要
 - 情報システム関係予算
 - 基盤整備
 - 社会と行政の接点の情報化
 - 行政部内の情報化

2. 申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み

- (1) 目的、背景
- (2) 基本的枠組み」の概要
 - 基本方針
 - 整備方針

1. 電子政府実現に向けた取組の概要

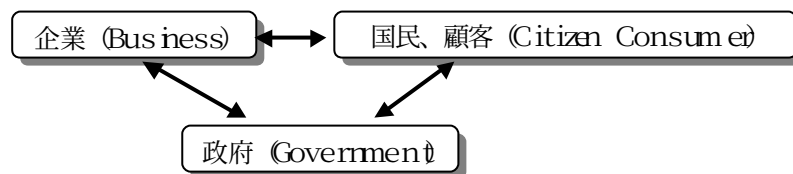
(1) 情報化社会と電子政府

インターネットの爆発的普及、廉価で多様な情報通信機器、ソフトの普及

社会・経済活動のネットワーク化進展、IT革命



政府（行政）部門のデジタル化、ネットワーク化が重要課題
ITを活用した行政改革、G to B、G to Cのデジタル化、ネットワーク化



(2) 政府における情報化の推進体制

【社会全体の情報化の推進】

高度情報通信社会推進本部 → IT戦略本部（12年7月設置）

本部長：総理、本部員：全閣僚

高度情報通信社会推進に向けた基本方針」

- 電子商取引等推進のための環境整備
- 公共分野（行政、研究等10分野）の情報化 等

【行政情報化の推進】



連携・整合性の確保

各省庁：個別施策の情報化
総務庁：政府全体の取組に
ついての総合調整 } 行政情報システム各
省庁連絡会議（各
省庁官房長クラス）

行政情報化推進基本計画」

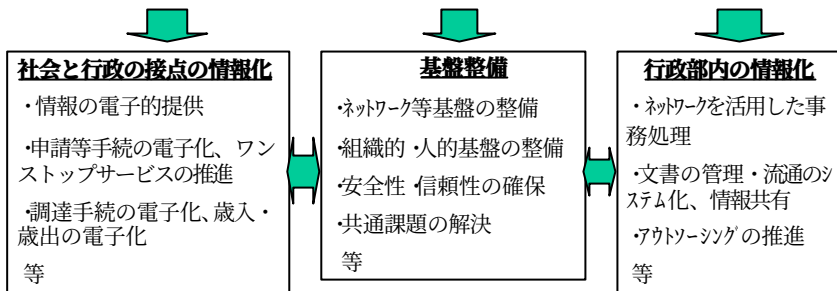
電子政府
評価・助
言会議



行政情報化推進基本計画」平成9年12月閣議決定)の概要

理念、目標

- 情報通信技術の成果の活用と制度・慣行の見直しにより、国民サービスの飛躍的向上と行政運営の質的向上
- 事務を高度に情報化し、21世紀初頭に**電子政府実現**
 - ・行政情報へのアクセス改善
 - ・行政手続に係る国民の負担軽減、利便性の向上
 - ・事務・事業の簡素化・効率化、行政運営の高度化



(3) 主要事項の取組状況と今後の取組

● 情報システム関係予算の推移

最近5か年間の情報システム関係予算の状況

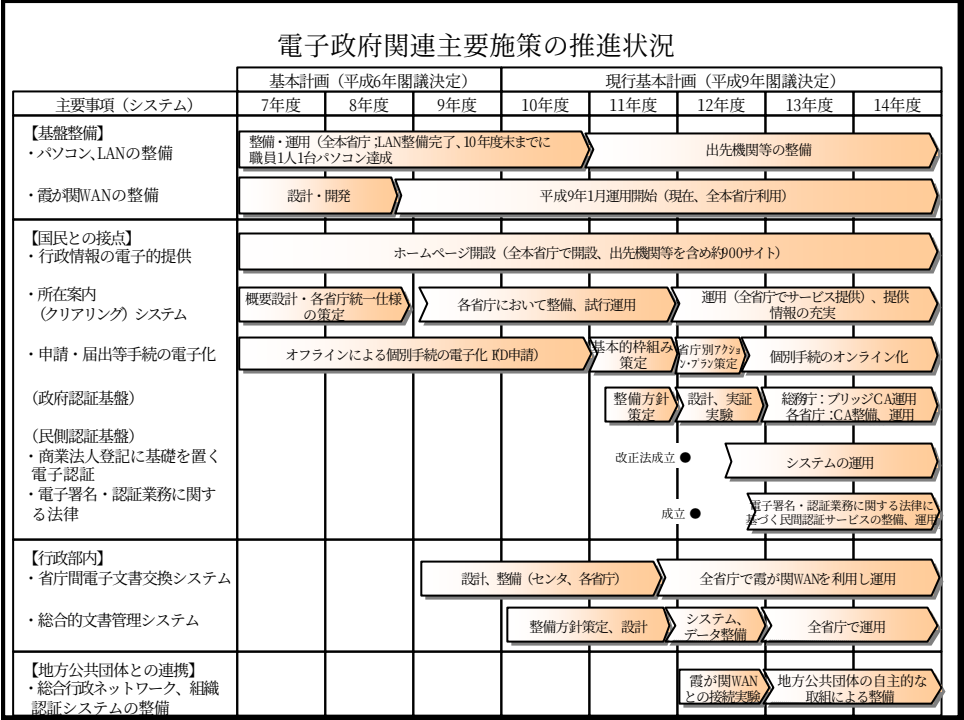
単位:億円

予算区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
一般会計	2,077 [57]	2,220	2,291 [1,281]	2,569 [355]	2,879
伸び率	—	6.9%	3.2%	<192> 12.1%	<274> 12.1%
特別会計	7,478	8,904	9,085 [174]	8,672 [25]	8,610
伸び率	—	19.1%	2.0%	<1> △4.5%	△0.7%
合計	9,555 [57]	11,023	11,376 [1,455]	11,241 [379]	11,489
伸び率	—	15.4%	3.2%	<192> △1.2%	<274> 2.2%

(注) 1 裸数字は、各年度の当初予算額、[]内数字は、補正予算額で外数。

2 < >内数字は、11年度については「情報通信・科学技術・環境等21世紀発展基盤整備特別枠」として、12年度は「情報通信・科学技術・環境等経済新生特別枠」で措置された予算額であり、当初予算額の内数。

主な個別事項の内容及び予算額は、「行政情報化の推進状況報告」参照。
<http://www.somucho.go.jp>



基盤整備

● ネットワーク等基盤

- ・本省庁LAN、一人一台パソコンの整備：10年度末までに本省庁達成
国の行政機関全体では、1.6人にPC1台）
- ・霞が関WAN（省庁間の専用ネットワーク）：平成9年1月から運用



- ・13年1月の省庁再編対応（各省庁LAN、独立法人化対応等）

国と地方公共団体間を結ぶセキュアなネットワークの整備

霞が関WAN（国のネット）と総合行政ネットワーク（地方公共団体間ネット）の相互接続（12年度「実証実験（自治省：777百万円）」）

● 共通課題の解決

- ネットワークを利用し、国民・企業と行政が手続を行うに当たっての課題
 - ・申請、届出等申請者及び許可等処分通知を行う行政機関のなりすまし、データの改ざん防止－申請者側、行政機関側の認証－
 - ・印紙の貼付に代わる手数料の納付方法
 - ・申請等の到達時期
 - ・電子文書の原本性
- 等 について、総務庁において、「共通課題研究会」(学識経験者で構成)を開催し検討を進め、その検討結果を「インターネットによる行政手続の実現のために」として整理(平成12年3月)



申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」
平成12年度～15年度までの電子化方針)

● 安全性・信頼性の確保

- 「行政情報システムの安全対策指針」(平成11年8月 行政情報システム各省庁連絡会議了承)
- 「ハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画」(平成12年1月 情報セキュリティ関係局長等会議決定)
- 自民党サイバーテロ・ハッカー対策プロジェクトチーム
「ハッカー対策・サイバーテロ対策緊急提言」(平成12年2月)
- 高度情報通信社会推進本部に「情報セキュリティ対策推進会議」設置(平成12年2月)



信頼性の高い電子政府の基盤を構築するため、

- 「情報セキュリティポリシーのガイドライン」、行政機関のセキュリティポリシー」
- 各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品等の利用方針」等を今後策定

社会と行政の接点の情報化

○ 行政情報の電子的提供

- インターネットホームページによる情報提供 :全国で874サイト
- 情報の所在、入手方法を案内する「クリアリングシステム」整備 :13省庁で運用
- 各省庁クリアリングシステムや上記874サイトで提供している情報を総合的・横断的に検索できる「総合案内クリアリングシステム」の運用 総務庁



- 白書、法令等基礎的公開情報の提供充実 総務庁では、インターネットによる法令データ提供検討)
- 監視体制強化等によるセキュリティの向上
- 各省庁における電子情報提供の取組み (主なもの) :

アジア歴史資料センター開設準備 (総理府 : 38百万円)、総合科学技術会議等情報化 (科学技術庁 : 150百万円)、沖縄県経済振興データベース事業 (沖縄開発庁 : 98百万円)、外交記録公開インターネットシステム (外務省 : 26百万円)、行政情報のデジタル化 (文部省 : 79百万円) 等

● 申請・届出等手続の電子化

- 電子化の見直し手続数 9,089件

11年度末電子化数 3,024件 (大半がオフライン申請容認)

添付書類の真正性の保証に課題があるもの等の理由により、当面実施困難としている手続数 : 3,766件)

【主な電子化事例】

(オフライン・FD等による申請)

- ・医薬品等のFD申請・審査システム (厚生省 ; 95年～)
- ・原子炉等規制法及び放射線障害防止法における申請・届出等手続の電子化 (科学技術庁 ; 99年～)
- ・金融機関からのリスク関連情報のFD等による申請 (金融監督庁 ; 99年～)

(オンライン申請)

- ・特許出願等に係るペーパーレスシステム (特許庁 ; 90年～)
- ・新世代統計システム (通商産業省 ; 2000年～)
- ・入出港の届出 (海上保安庁 ; 99年～)



インターネットを利用したオンライン申請の実現

－ 2003年度までに、民から官へ、官から民への手続を原則インターネットで行える「電子政府」の基盤構築－



- 申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」に基づき、各省庁において、手続のオンライン化に関し、「アクション・プラン」策定（2000年度早期策定）

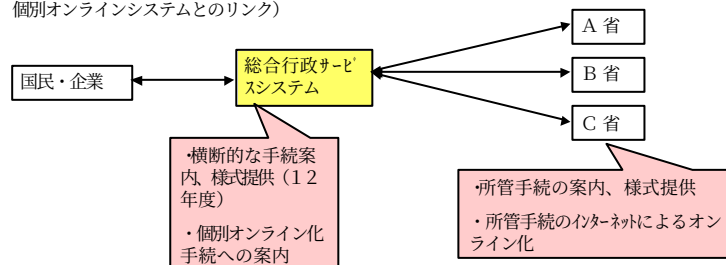
アクション・プランに沿って、2003年度までに、手続のオンライン化

● ワンストップサービスの推進

- ネットワーク等情報通信技術を活用し、国民・企業が自宅、オフィスに居ながら、又は身近な場所で各種行政サービスが受けられる仕組み。
－ 究極的には一回又は一箇所で各種サービスが受けられる機能を実現－
- 「ワンストップサービスの推進について」平成12年3月改定)に基づき段階的・計画的に整備

【ワンストップサービスの実現形態】

- ① ネット上の総合窓口によるサービス（総合行政サービスシステムによる総合的な手続の案内、個別オンラインシステムとのリンク）



【ワンストップサービスの実現形態】

② 特定分野におけるワンストップサービス



（輸出入及び港湾諸手続のワンストップサービス）

- ・通関情報処理システム（大蔵省；A irNacs 78年～、SeaNacs91年～）
- ・輸入食品監視支援システム（厚生省；97年～）
- ・植物防疫法、家畜伝染病予防法による輸入検査手続（農林水産省；97年～）
- ・外為法に基づく輸出入許可及び承認手続（通商産業省；2000年～）
- ・入出港の届出（海上保安庁；99年～）
- ・乗員上陸許可支援システム（法務省；2000年度 詳細設計）

が連携し、各種手続のワンストップサービスを実現

自動車保有関係手続のワンストップサービス）

バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について（平成11年12月 高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議の設置
- ・12年度以降実証実験（150百万円）、17年度目途にシステムの稼働開始

● 調達手続の電子化

【公共事業】

建設省 公共事業支援統合情報システム（建設CALS/EC）の整備（12年度 一部地方建設局において、工事等の調達手続の電子化）

・公共事業関係省庁において、公共事業CALS/EC整備

【非公共事業】

バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について（平成11年12月 高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、

・全省庁の調達情報を一元的に提供する**政府調達情報統合データベース**の整備（12年度整備、13年度から提供開始）

・最寄りの行政機関に業者登録を行うことにより、全機関で有効とするための審査基準を統一、12年度中に**資格審査・名簿作成を一元的に行うシステム**を整備（13年度定期審査（13年1月）から実施）

（350百万円）

・17年度目途に電子入札 開札導入

行政内部の情報化

● LAN等基盤を活用したペーパーレス化、情報共有の推進

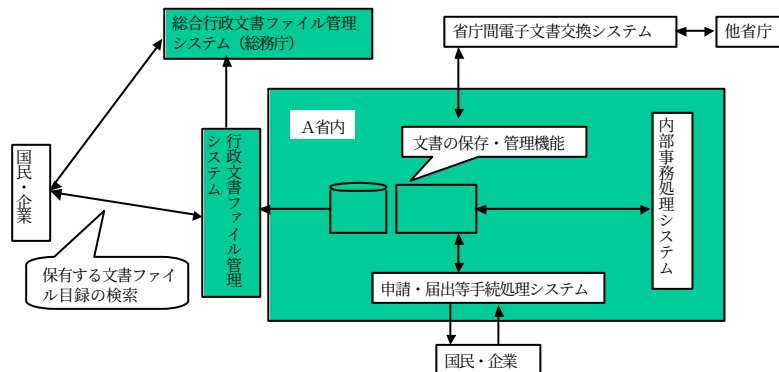
「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」
 (平成11年12月 高度情報通信社会推進本部決定)に基づき、
 省庁別に事務 連絡、通知、協議、調整等)のペーパーレス化 電子化)
行動計画を策定し、14年度までに事務処理の電子化実施

【12年度における主な取組み】

- ・電子開示財務内容分析システムの整備（金融監督庁；75百万円）
 - ・ODA統合データ統計検索システムの整備（外務省；42百万円）
 - ・新普通財産統計システムの整備（大蔵省；187百万円）
 - ・行政事務のペーパーレス化への対応（文部省；1,061百万円）
- 等

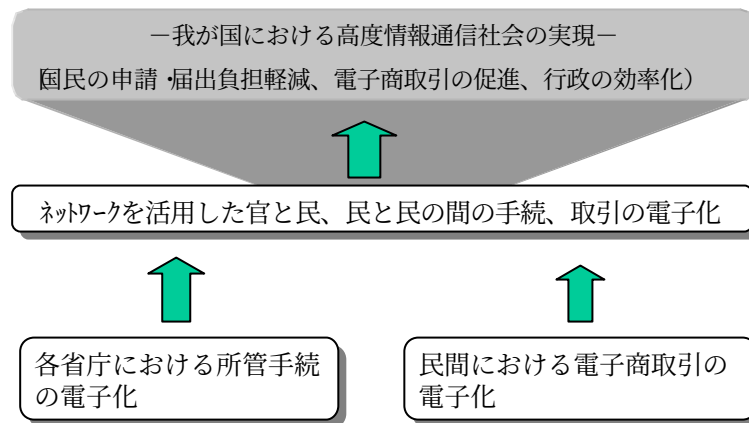
● 文書の管理・流通のシステム化

- 霞が関WANの基本機能として、**省庁間電子文書交換システム**を整備（12年3月から運用開始）
 →今後、地方公共団体との電子文書交換が課題
- 平成13年4月1日からの情報公開法の施行を踏まえ、**総合的な文書管理システム**を各省庁において整備



2. 申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み

(1) 目的、背景



行政情報化推進基本計画 (9年12月 閣議決定)

雇用創出・産業力強化のための規制改革
(11年7月 雇用構造転換・雇用対策本部決定)

経済新生対策 (11年11月 経済対策閣僚会議)

ミレニアム・プロジェクトー電子政府の実現ー
(11年12月 内閣総理大臣決定)

基本的枠組みー電子政府実現のためのトータル・プランー

- 基本方針 : 国民と政府との間の手続を、原則15年度までにオンライン化
- 整備方針 : 共通基盤についての年次計画
- 省庁別のアクション・プラン ; 個別プロジェクトについての年次計画

(2) 基本的枠組み」の概要

第1 基本方針

国民等と行政との間のすべての申請・届出等手続について、原則として、平成15年度までにオンライン化を実現

主な内容)

- 公開鍵暗号方式によるデジタル署名を用いた認証システムの整備
- 手数料の納付について、インターネットを活用した口座振込の活用
- 電子文書の保存・管理に当たっては、記録内容の改ざんを防止するなど安全を確保できるシステムを整備
- オンライン化に当たって、一層の安全性・信頼性を確保
- 到達時期・相手方がその内容を了知し得る状態となったとき（当該文書が受け取る側のアクセスできるシステムに入ったとき）
- 各省庁において、所管法令等の精査、見直し

第2 整備方針

基盤となる制度・システムの整備及び個別手続のオンライン化を年次計画に沿って実施

主な内容)

● 行政機関側、申請者側の認証システムの整備

【行政機関側の認証システム】

・12年7月までに、行政機関側の認証システムの基本的仕様策定

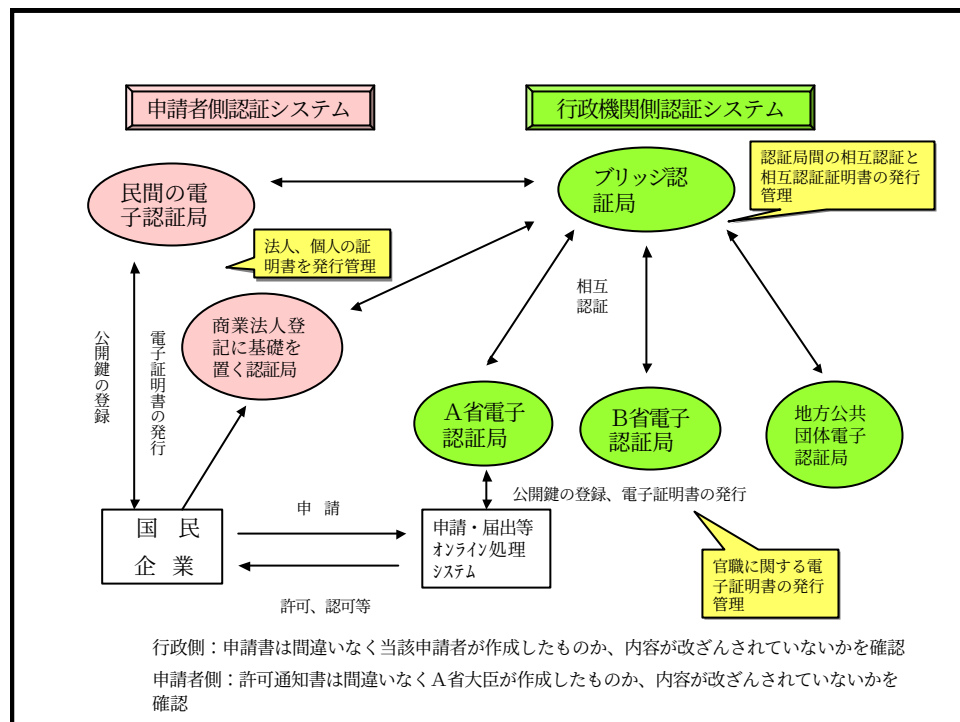
各省庁認証局 通商産業省、運輸省、郵政省は先導的に12年度整備、13年度から運用。その他の省庁も遅くとも15年度までに整備

ブリッジ認証局 総務庁において、12年度中に整備、13年度から運用

【申請者側の認証システム】

商業法人登記に基礎を置く電子認証システム 法務省において、12年度中に整備、速やかに運用

電子署名 認証業務に関する法制度 郵政省、通商産業省、法務省において、12年度中に整備



- 手数料納付 ;15年度までにインターネットを利用した手数料の口座振替を可能とするシステムの構築、所要の法令整備
- 文書管理規則等の整備 ;12年中に電子化に対応すべく所要の見直し
- 情報セキュリティ関連の基盤技術の開発 通商産業省、郵政省等において開発、普及
 - ミレニアム・プロジェクト; 防衛庁「コンピュータ・セキュリティ基盤整備」(1,203百万円)
 - 通商産業省「セキュリティ技術開発」(1,020百万円)
 - 郵政省「公共電気通信システムの開発」(1,400百万円)
- 先導的な取組み ;15年度までに実用化する以下の取組を参考に整備

- ミレニアム・プロジェクト;
 - 原子力安全規制等の諸手続 (科学技術庁 ; 215 百万円)
 - 有価証券報告書等の提出・縦覧手続等 (大蔵省 ; 467 百万円)
 - 国税の申告手続等 (大蔵省 (国税庁) ; 555 百万円)
 - 通商産業省所管法令における国への申請・届出手続 (約1,800件) (通商産業省 ; 汎用電子申請システム 390百万円、外為法EDI 250百万円)
 - 運輸省所管法令における国への申請・届出手続 (約1,500件) (運輸省 ; 688 百万円)
 - 郵政省所管法令 (電気通信関係行政分野) における国への申請・届出手続 (約300件) (郵政省 ; 政府認証基盤の整備 400 百万円)

第3 省庁別アクション・プラン

各省庁は、12年度早期に15年度までの具体的な**タイム・スケジュール**を示した**アクション・プラン**を策定、公表

- **省庁内オンライン化基盤整備計画**；
 - ・ 共通基盤となる制度・システムの整備スケジュール
- **個別手続のオンライン化実施計画**；
 - ・ 申請・届出等手続ごとに年次別の オンライン化実施時期を明示
 - ・ 15年度までに実施困難なものは理由と実施時期明示

第4 フォローアップ

各省庁 ;アクション・プランについて、毎年度フォローアップ、公表

総務庁 ;各省庁のフォローアップ結果の報告を受け、高度情報通信社会推進本部へ報告、公表

基本的枠組みに基づく主な年次計画

		平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)
申請・届出等手続の 電子化の推進方策 (各省庁)		共通課題の検討 及び基本的枠組 みの策定	アクション プラン 策定	予算 要求	アクション・プランの実施	
認 証 基 盤 構 築	政府認証基盤 (GPKI)の整備	整備方針 策定	パイロット システムの 設計・構築	オンライン化 プロジェクト との連携に よる実証実験	政府認証システムの運用	
	電子署名・認証 法制の整備		○ 国会提出	電子署名・認証法に基づく 民の認証サービスの整備、運用		
	商業登記に基礎を 置く電子認証		システム 構築	システム運用		
	情報セキュリティ関連 の基盤技術	セキュリティ関連の製品、技術等の開発、成果の普及				
民間から政府への申請 等の電子化				各省庁の行政手続の電 子化に適用		
		インターネット等のネットワークを経由して 行政手続が出来るシステムの構築・運用				
総合行政ネットワーク の構築			実証実験	＝	地方公共団体による自主的な取組	➡

資料 2：電子政府実現に向けた

各国の取組みと推進策について

本資料は、次の資料からの抜粋である。

「The Competitive Government ―世界最先端の電子政府実現による国際競争力再生―」、
2000年5月、日立総合研究所

目 次

1. 米国のIT政策における二つの視座・・・・・・・・・・ 2

1.1 米国IT政策の歴史的経緯・・・・・・・・・・	2
(1) 「ヤングレポート」が示した官民の役割に関する考え方・・・・・・・・・・	2
(2) NII構想における二つの視座・・・・・・・・・・	3
1.2 IT産業育成において政府の果たした役割・・・・・・・・・・	5
(1) 法律・制度の支援・・・・・・・・・・	5
(2) 基礎研究開発への投資・・・・・・・・・・	7
(3) 米国IT産業の到達点・・・・・・・・・・	10

2. 米国の行政改革とIT・・・・・・・・・・ 11

2.1 米国の行政改革の歴史的経緯・・・・・・・・・・	11
2.2 米国の行政改革推進組織・・・・・・・・・・	13
2.3 行政改革の抱える課題・・・・・・・・・・	15

3. 世界的に広がる電子政府への取り組み・・・・・・・・ 17

3.1 米国における電子政府の定義・・・・・・・・・・	17
3.2 米国における電子政府の到達点・・・・・・・・・・	18
(1) 行政効率化・・・・・・・・・・	18
(2) 情報公開・・・・・・・・・・	19
(3) 国民に対するサービス向上・・・・・・・・・・	19
(4) 黎明期にある新たな民主政治（デジタル・デモクラシー）・・・・・・・・・・	21
3.3 米国における電子政府化の今後の方向性・・・・・・・・・・	21
3.4 電子政府をめぐる世界の動向・・・・・・・・・・	23
(1) 電子政府で先行する各国の動向・・・・・・・・・・	23
(2) 国際協力の動き・・・・・・・・・・	24

1. 米国のIT政策における二つの視座

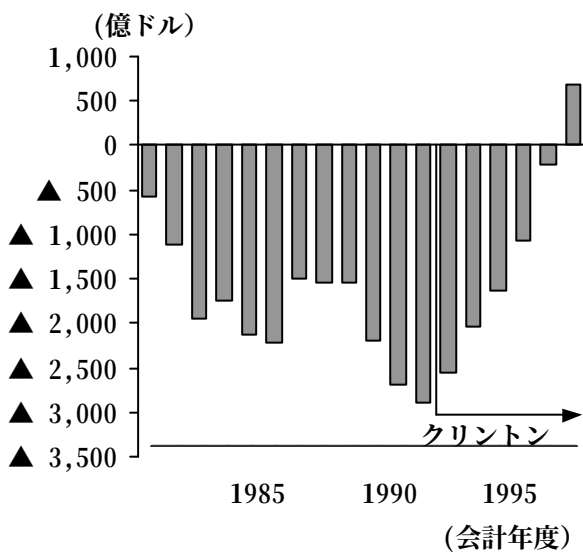
1.1 米国IT政策の歴史的経緯

(1) 「ヤングレポート」が示した官民の役割に関する考え方

初めに、現在電子政府構築で世界をリードする米国において、どのような歴史的経緯の中で電子政府への流れが形成されたのかを振り返ってみたい。

現在でこそ、IT関連の設備投資と個人消費の拡大をリード役に8年を越える歴史的にもまれな長期間の景気拡大を続ける米国であるが、今から約15年前、1980年代半ばには、政府は約2,200億ドルもの巨額の財政赤字を抱え、民間部門も生産性の低下による国際競争力低下に苦しんでいた（図

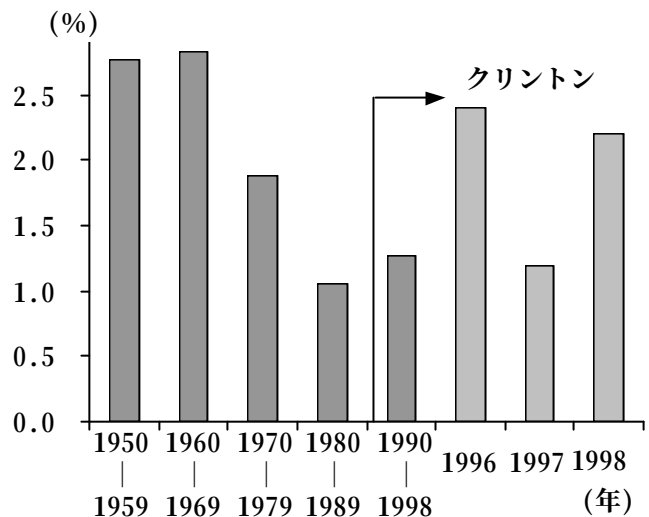
1.1、図1.2）。



資料：Office of Management and Budget

図1.1 米国の財政赤字の推移

[1980年代は巨額の赤字が継続]



資料：Bureau of Labor Statistics

図1.2 労働生産性推移

[1970年代以降生産性低下傾向]

1981年に就任したレーガン大統領は、規制緩和による市場競争の拡大と減税を組み合わせた産業の活性化政策、いわゆる「サプライサイド(供給側)」重視の経済政策を進めていた。これは、日本を含め戦後多くの先進国において経済政策の中心となっていた政府による公共需要創出による成長政策、すなわち「需要サイド」重視の経済政策からの大きな転換であった。レーガノミックスと呼ばれたレーガンの経済政策がいまだ大きな成果を達成するに至らず、むしろ大規模な減税実施によって財政赤字が拡大する状況にあった1985年1月、大統領直轄の組織として米国の産業競争力回復の方策を検討してきた大統領産業競争力委員会の最終報告書が公表された。この委員会は、当時ヒューレット・パッカートの社長であったジョン・A・ヤング氏が委員長を務め、モルガン・スタンレ

一相談役会長ロバート・H・B・ボールドウィン氏、大統領科学顧問ジョージ・A・キーワース2世博士など官民の有力者がメンバに名を連ねていた。この最終報告書は、正式には「大統領産業競争力委員会報告書 一全世界競争、新しい現実―」というタイトルであったが、後に委員長の名をとって通称「ヤングレポート」と呼ばれることとなる。

「ヤングレポート」では、後に民主党のクリントン政権が誕生しても、基本的に変化することなく今日まで一貫している官民の役割に関する考え方が示されている（表1.1）。それは、産業競争力の強化は、あくまでも民間企業の自助努力を促すことが基本であるということ、その上で政府は、企業活動を活発化するための環境整備に積極的な役割を果たすべき、ということである。ここで環境整備とは、法律・制度の整備、規制緩和、そして、民間が単独では実施が困難である基礎的な研究については政府が必要な支援を行うことなどである。日本では、米国ではひたすらその役割を縮小した「小さな政府」が目指されてきたように伝えられてきたが、財政支出を削減するという面だけをとらえて、政府の役割全体を縮小させてきた、と考えることは正しくない。民間企業活動の舞台を整える、という点において、政府が一定の役割を果たしてきたということを認識すべきであろう。

表1.1 「ヤングレポート」とNIIの提言内容

レポート名	大統領産業競争力委員会報告書 ―全世界競争、新しい現実― （「ヤングレポート」）	国家情報基盤（NII）：行動へのアジェンダ
発表時期	1985年1月	1993年5月
背景	国際的競争激化への危機感	民間主導のIT化の進展
目的	・ <u>民間の自助努力を要求</u> ・ 政府に、金融・財政政策、教育政策などマクロ政策の改善とミクロの産業競争力政策への注意を喚起し、<u>政府に一定の役割を要請</u> ・ 大統領直轄の産業競争力委員会からの政策提言	・ IT、NIIの重要性を提唱 ・ その構築の主役は民間であるとの認識の上に、<u>政府としての役割も明確化</u> ・ 既に進行している民間のIT産業の興隆を政権として後押しするという<u>行動への決意表明、約束</u> ・ NIIによって実現される、新しい効率的な<u>社会のビジョンの提示</u>
焦点となる産業	・ 製造業	・ IT産業

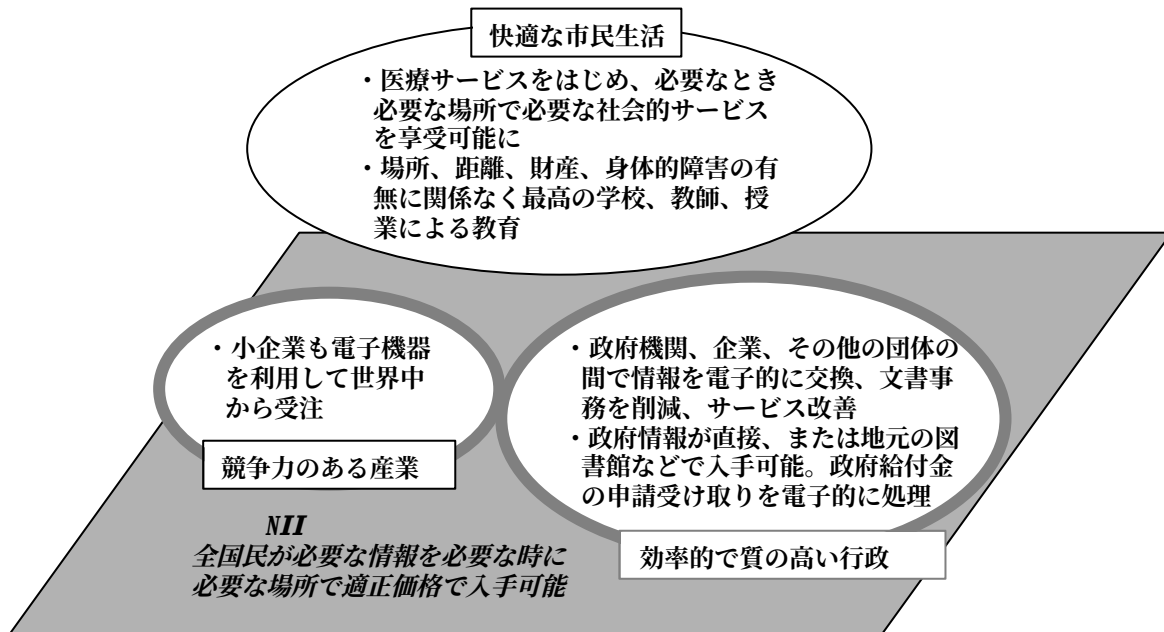
資料：The Report of the President's Commission on Industrial Competitiveness (1985)、
THE NATIONAL INFORMATION INFRASTRUCTURE: AGENDA FOR ACTION (1993) より作成

(2) NII構想における二つの視座

レーガン大統領の退任後、同じ共和党のブッシュ政権を経て、1993年には民主党のクリントン政権が誕生した。前記のようにクリントン政権においても「ヤングレポート」で提起された官民の役割に関する考え方は継承されていくのだが、クリントン政権においては主にゴア副大統領のイニシアチブによって、IT産業に政策の焦点があてられることとなる。1993年に発表されたNII（National

Information Infrastructure、国家情報基盤）構想においては、IT政策における二つの大きな視座が示されている（図1.3）。

それは、第一に、従来から日本でも指摘されてきたように、産業としてのIT産業そのものの育成と他産業でのIT利用を広げることによって米国産業全体としての競争力再生を図る、というビジョンを示したことである。第二に、NIIによって効率的で質の高い行政を構築する、としたことである。NIIではこれら二つ、競争力のある産業と効率的な行政を基盤に国民の福祉の向上を最終目的としている。二つの視座のうち、効率的で質の高い行政の実現という点は、少なくとも日本ではこれまであまり注目されてこなかったが、社会全体にとって重要な意味を持つ。NIIによって行政業務を効率化することは財政赤字削減につながり、またオンラインでの行政サービス提供が可能となることで、市民生活の快適性、利便性向上を通じた市民生活の質（Quality of Life）の向上をもたらすと考えられた。また、民間企業にとっても、よりスムーズな企業活動が可能となるという意味で、産業競争力向上にも資するという考え方が示されている。



資料：THE NATIONAL INFORMATION INFRASTRUCTURE: AGENDA FOR ACTION (1993) より作成

図1.3 NIIに示された将来へのビジョン

[NIIによって競争力のある産業、効率的で質の高い行政を実現]

また、NIIではこれら二つの実現の基盤となるIT産業の育成において、かつて「ヤングレポート」が示したように、政府が民間企業活動の環境を整備し、企業が自由に競争を行い、活発な活動を行えるための土俵作りをしていくことを約束している（表1.2）。このように、NII構想は、米国社会の将来のビジョンを提示し、その実現の主体は民間企業であり、政府は民間企業の活動を妨げない環境を作っていくという決意を表明したものである。

表1.2 政府の行動の9原則

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間部門の投資を促進 2. 負担可能な料金で情報資源を利用できる「ユニバーサルサービス」の概念を拡大 3. 技術革新とアプリケーション開発を促進する触媒としての役割を推進 4. 継ぎ目のない、双方向かつユーザ主導型のNII運用推進 5. 情報保護とネットワークの信頼性を保障 6. 周波数管理の改善 7. 知的所有権の保護 8. 政府部内や諸外国との調整 9. 政府情報へのアクセスを可能にし、政府調達を改善 |
|---|

資料：THE NATIONAL INFORMATION INFRASTRUCTURE: AGENDA FOR ACTION (1993) より作成

[政府はIT分野での自由な企業活動のための環境整備を約束]

1.2 IT産業育成において政府の果たした役割

現実に米国政府は、こうした二つの視座に立ってどのような役割を果たしたのだろうか。初めに第一の視座、すなわち産業育成においてどのような具体的役割を政府が果たしたのか検証してみたい。

(1) 法律・制度の支援

第一に政府は、規制緩和、税制優遇措置など、法律・制度面から、民間企業の活動を活発化するための環境を整えた（表1.3）。

例えば、規制緩和に関しては1996年電気通信法において、新規参入と競争促進を促す政策を実施した。米国においても、通信事業は公益事業の一つと考えられており、1934年の電気通信法でさまざまな規制が課されていた。その後、パソコン通信、ボイスメールなどの「高度通信サービス」や市場シェアの低い「非支配的キャリア」に対する規制を緩和するなど、自由化が段階的に進められてきたが、1996年の法改正によって、地域通信への参入促進、長距離通信の競争促進のため、規制が大幅に緩和されIT分野での自由な企業活動の場が確保された。

また、税制面では民間の研究開発投資を促進するため、過去3年間の平均研究開発支出を超える支出を行った場合、その一部について税額控除を認める制度を創設し、現在まで継続されている。

このほか、短期的に成果の出る研究開発に傾きがちな民間企業を、リスクは高くても成功後のリターンの大きい研究を行うように方向付けする目的で、連邦政府が企業の研究開発資金を援助する先進技術プログラム(ATP)が存在する。この制度は1981年に創設されていたが、クリントン政権において技術政策の目玉として大幅に拡大された。このプログラムに支出される金額は1994年の1億9,950万ドルから1999年2億350万ドルへ増大している。また、クリントン政権は、より汎用性の高い基礎技術に焦点を当てるため、あらゆる分野を対象とするgeneral programに加え、特定の重要技術を対象としたfocused programを創設した。

表1.3 IT産業育成のための法律・制度面での環境整備

目的	法律・制度	年	内容
参入・競争の促進	1996年電気通信法	1934	・公衆通信事業者、無線通信事業者免許の付与、線路敷設の認可、外資規制など、 <u>公益事業として通信産業を規制</u>
		1970年代	・「基本電気通信」と「高度通信サービス」を区別。「高度通信サービス」に関しては規制を解除
		1982	・「支配的キャリア」と「非支配的キャリア」を区別。「非支配的キャリア」に対する規制を解除
		1984	・AT&T 分割
		1991	・料金規制にプライス・キャップ（上限料金）制を採用
		1996	・ <u>Free for All</u> を目指した参入規制緩和 ①地域ベル電話会社による新規サービスへの参入 ②州内通信市場の開放 ③地域電話会社によるケーブルテレビの提供 ④ケーブル事業者による通信サービス ⑤電力、ガス会社の電気通信事業への参入
民間の研究開発投資の促進	研究開発費税額控除制度	1981	・過去3年間の平均研究開発支出を超える支出を行った企業に対して、その増額分の25%相当を <u>タックス・クレジットとして付与</u> することを決定 ・企業が大学や研究機関に研究開発のための設備や施設を寄付した場合にも費用の一部を所得控除可能
		1996	・制度の3年間の延長を決定
民間の技術開発を支援、方向付け	先進技術プログラム(ATP)	1987	・技術の早期商業化や製造技術の改善に必要な基礎研究の実施に関し <u>企業に資金援助</u> 。技術競争力法の一部として確立 ・レーガン政権下では、制度として存在したものの、実行されず
		1993	・クリントン政権の下で経済成長を目的とした技術政策の中心として <u>強化</u> 。短期的に成果の出る研究開発に傾きがちな民間企業を、リスクは高くても成功後のリターンの大きい研究も行うように方向付けするための官民協力政策との位置付け。ただし、製品開発には関与せず、汎用性の高い基礎技術に焦点 ・あらゆる分野を対象とするgeneral programに加え、特定の重要技術を対象としたfocused programを創設 ・金額は1994年の1億9,950万ドルから <u>1999年2億350万ドルへ拡大</u>
中小企業・ベンチャー支援	中小企業技術革新制度(SBIR)	1982	・中小企業技術革新促進法で政府研究予算の2.0%をハイテク・ベンチャー企業に振り向けることを義務付け
		1992	・SBIRの改良、拡大を決定し、SBIRの割り当てを政府研究予算の2.5%に増額。個別プロジェクトへの資金提供額上限を拡大、プロジェクトの段階により10万ドルと75万ドルを上限に提供。実施期間を2000年10月まで延長
		1997	・SBIRの資金は1997年度で年間11億ドル超

資料：Lewis M. Branscomb, *Investing in Innovation* (1998)

白川一郎 「グローバル化と進化する情報通信産業」（1999年）ほか各種資料より作成

[規制緩和、税制見直し、研究開発・中小企業支援制度などを通じた環境整備]

さらに、ベンチャー企業育成を図るため、政府研究予算の一定額をベンチャー企業支援に振り向

けることを義務付けた中小企業技術革新制度(SBIR)が1982年に設けられている。1997年にこの制度の中小企業向け予算割り当ての割合が増大され、結果として年間11億ドル以上が、ベンチャー企業の研究開発支援に当てられることとなっている。

(2) 基礎研究開発への投資

IT産業育成に政府が果たしたもう一つの重要な役割としては、基礎研究面での取り組みが挙げられる。1990年代に入ってから、米国のIT関連の研究開発支出は、連邦政府、民間企業ともにほかの産業での研究開発支出を上回る伸びを示しており、積極的な研究開発が今日の米国IT産業の基礎を築いてきた(表1.4)。米国IT産業の発展は、基本的にはシリコンバレーに集積した企業群に代表される、優れた発想とチャレンジ・スピリットをもった起業家、それを支えるベンチャー・キャピタルなどのリスクマネーがもたらしたものであるが、IT関連の研究開発投資、とりわけ基礎研究において連邦政府が果たした役割にも注目する必要がある。

表1.4 IT関連研究開発支出の動向

(単位：10億ドル、%)

	年度	1993	1994	1995	1996	1997
連邦政府	全産業	26.9	27.4	28.4	28.3	29.4
	対前年比伸び率	9.8	1.9	3.7	▲ 0.6	3.9
	IT関連	1.7	1.6	1.8	1.8	1.9
	対前年比伸び率	11.5	▲ 7.9	12.6	1.1	5.4
民間企業	全産業	94.6	97.1	108.7	121.0	133.6
	対前年比伸び率	0.2	2.7	11.9	11.4	10.4
	IT関連	25.2	24.8	31.5	39.0	44.2
	対前年比伸び率	NA	▲ 1.5	27.0	23.9	13.3

資料：National Science Foundation資料より作成

[IT分野の研究開発支出は官民とも増加]

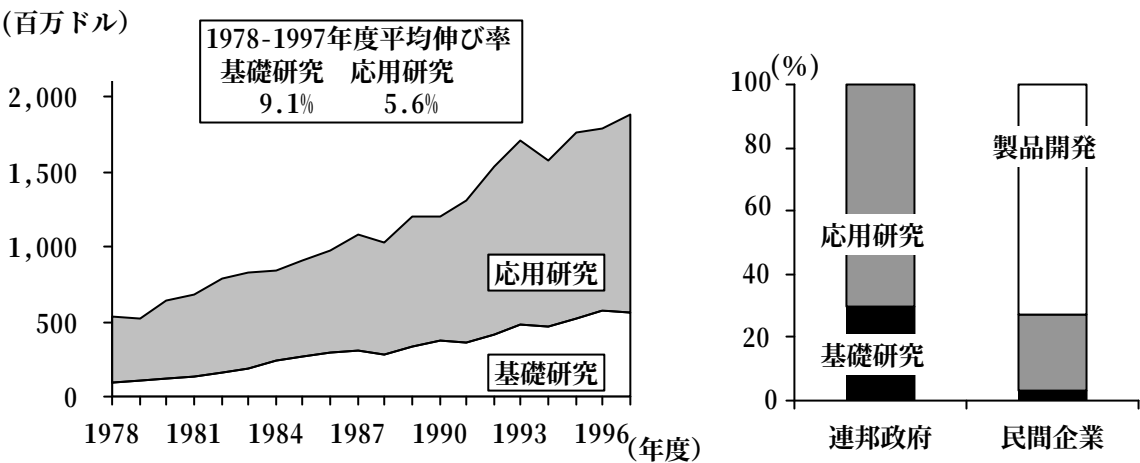
(参考) 表1.4、表1.5、図1.4、図1.5でIT関連研究開発支出として含まれる分野

連邦政府	・ Computer Sciences and Electrical Engineering
民間企業	・ Office, Computing and Accounting Machines ・ Communications Equipment ・ Electronic Component ・ Communications Services ・ Computer and Data-Processing Services

図1.4に示す通り、連邦政府のIT関連の基礎研究支出は応用研究への支出を上回る速度で増加して

きている。その結果、1997年には、民間企業では研究開発支出のわずか3%しか基礎研究に向けられていないのに対し、連邦政府の研究開発支出の約3割が基礎研究費用となっている（図1.5）。

また、IT関連の基礎研究支出に関しても3割を連邦政府が負担している（表1.5）。このように、研究開発支出全体でみると、民間企業の絶対額が大きいものの、基礎研究に関しては連邦政府の役割を無視することはできない。



資料：National Science Foundation

資料：National Science Foundation

図1.4 米国連邦政府のIT関連研究支出の内訳 図1.5 IT関連研究開発支出の目的別内訳（1997年）
 [基礎研究が応用研究を上回る速度で拡大] [政府は基礎研究重視、民間は開発重視]

表1.5 IT関連研究開発支出における連邦政府の位置付け

(単位：100万ドル、%)

	合計	基礎研究	応用研究	開発
連邦政府・民間企業合計	46,039	1,987	11,608	31,732
	100	100	100	100
連邦政府	1,887	562	1,324	NA
	4	28	11	-
民間企業	44,152	1,425	10,284	31,732
	96	72	89	-

注：下段は連邦政府・民間企業合計を100とした割合

資料：National Science Foundation資料より作成

[基礎研究費費用の3割を連邦政府が負担]

また、1990年代に入って米国がIT産業の優位を確立することができた大きな理由は、米国国防省

の研究開発から生まれたインターネットの爆発的な広がりであったが、米国政府は、将来にわたって米国の優位を継続すべく、現在も連邦政府主導の研究開発プログラムを実施している。クリントン政権になってからは新たに、Next Generation Internet (NGI)、Information Technology for the 21st Century (IT²) という二つの研究開発プログラムが開始された（表1.6）。NGIは、高速の次世代インターネットとアプリケーションの開発を目指し、研究機関を次世代ネットワークで接続した実用実験を行うものである。IT²とは、人間の言語を聞き話し理解するコンピュータなど将来へ向けた革新的基礎情報技術の研究開発と、IT利用の経済・社会的インパクトなど社会科学分野の研究の両方を実施し、21世紀のIT産業の基礎を政府主導で形成していこうとするものである。いずれのプログラムも、民間企業には負担の難しい、長期的でリスクの高い基礎研究は連邦政府が行うことで、次世代のIT産業の発展への礎を築くという自負に支えられたものである。政府はこうしたプログラムの実施を通じて民間の研究開発投資を先導し、誘発するナビゲータとしての役割を果たしてきたといえる。

表1.6 連邦政府が推進中の研究開発プログラム

	NGI	IT ²
基本認識	連邦政府が蒔いた少額の種が、産業界や大学の莫大な投資を誘発しインターネットの巨大な成長市場を創造。次の論理的なステップが次世代の高速インターネットへの政府の投資	政府の長期的情報通信技術研究への投資は、この技術の米国にとっての重要性に比して不十分。情報革命継続に必要な長期的基礎技術研究への投資を民間部門が行う可能性は低く、政府の投資が必要
開始時期	1998年	2000年
予算	1998年度実績 1 億500万ドル	2000年度 3 億6,600万ドルを提案
研究内容	①次世代ネットワーク技術の実験 ②新技術のデモと将来の研究支援のために大学と国立研究機関を接続し、次世代ネットワークの実験場を開発 ③国家目標実現のための革新的アプリケーションの開発とデモ	①基礎的情報技術（ソフトウェア、言語を話し聞き理解するコンピュータ、情報のビジュアル化、スケーラブル情報インフラ、ハイエンドコンピューティング） ②科学技術、国家目的用先端コンピューティング ④情報技術の経済的、社会的インプリケーションと人材開発

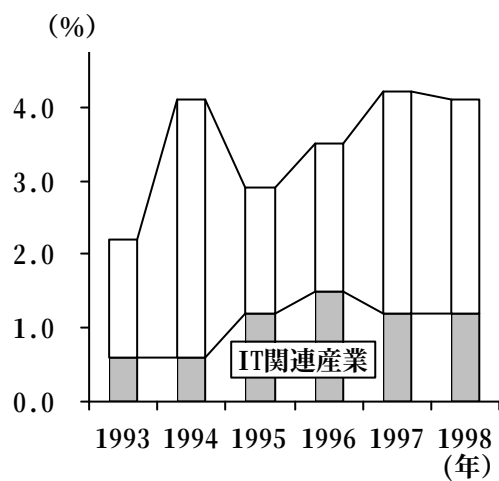
資料：Next Generation Internet Initiative, Concept Paper (1997)

Information Technology for The Twenty-First Century (1999) より作成

[連邦政府が将来のIT産業の基礎となる研究を実施]

(3) 米国IT産業の到達点

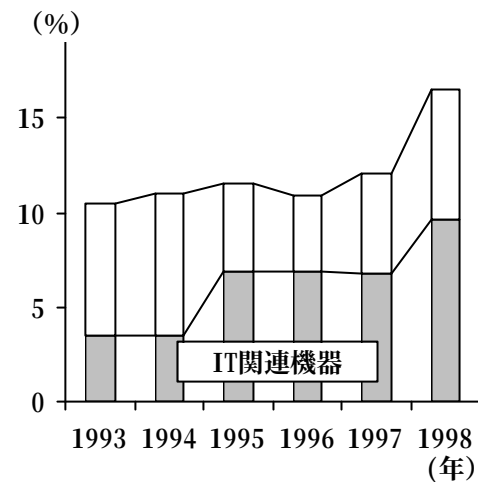
以上のように、政府によって整えられた環境を前提に、米国IT産業は民間主導で発展し、結果として米国の経済成長を牽引した。本年商務省が発表したレポート、The EMERGING DIGITAL ECONOMY IIでは、1998年の実質経済成長の約3割がIT関連産業の成長によってもたらされたものであり（図1.6）、実質設備投資の伸び率の約6割がIT関連投資であると報告されるに至っている（図1.7）。



資料：米国商務省

The EMERGING DIGITAL ECONOMY II
(1999)

図1.6 実質経済成長率へのIT産業の寄与度
[IT産業が成長を牽引]



資料：米国商務省

The EMERGING DIGITAL ECONOMY II
(1999)

図1.7 実質設備投資伸び率に占めるIT機器
[IT関連が設備投資の主役に]

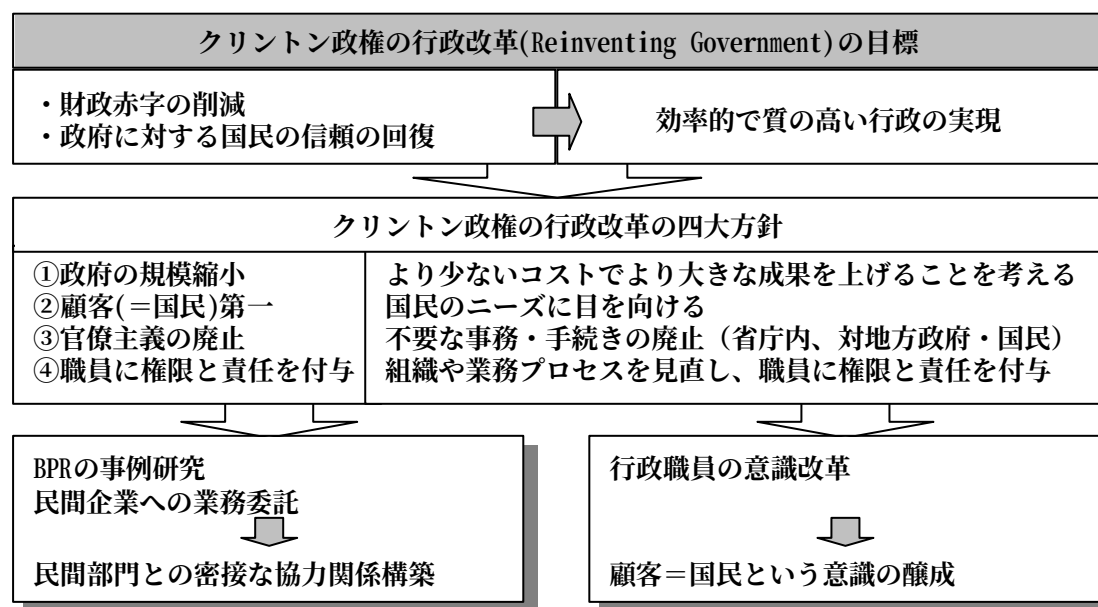
2. 米国の行政改革とIT

2.1 米国の行政改革の歴史的経緯

NIIが示した第二の大きな視座、効率的で質の高い行政の構築については、当初から政府調達などにおいてITの活用が実施項目として掲げられていたが、その動きが本格化したのはインターネットが米国民に普及し始めてからである。

クリントン政権発足直後の米連邦政府は、約3,000億ドルという巨額の財政赤字と、米連邦政府の不正や無駄な支出に起因する、政府に対する米国民の信頼の喪失という問題に直面していた。クリントン政権以前にも財政赤字の削減や行政の改革を試みた政権はあったが、冷戦による軍事支出の増加が本格的な改革を阻んでいた。しかし、1991年のソ連崩壊とともに冷戦は終了し、改革に着手する環境が整った。

クリントン大統領は大統領選にて財政赤字の削減と行政に対する国民の信頼回復を公約に掲げていたこともあり、就任直後から行政改革に着手した。クリントン大統領のいう「行政改革」(Reinventing Government)は、日本で捉えられている省庁再編にとどまらない。クリントン政権は①政府の規模縮小、②顧客(=国民)第一、③官僚主義の廃止、④職員に権限と責任を付与、の四大方針を掲げ、行政のあり方まで言及している点が特徴として挙げられる。また、民間企業のビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)の事例研究や民間企業への業務委託など、改革の実施において民間部門との協力関係を構築しようとしていることが、これまでの政権と異なる点といえる(図2.1)。



資料：National Partnership for Reinventing Government資料より作成

図2.1 クリントン政権の行政改革の概要

[民間部門との協力関係に基づく改革の実施]

表2.1 米国の行政改革関連法制定の推移

年	実施項目	法律など	内容
1980	人員・紙の削減	Government Paperwork Reduction Act of 1980	行政の効率化を推進するため政府内の紙を削減
1990		Chief Financial Officers Act of 1990	主要省庁にChief Financial Officer (CFO)を設置し、成果を報告することを義務付け
1993	業務プロセスの改善	Government Performance and Results Act of 1993	各省庁に①長期目標の作成②毎年の具体的な達成目標の設定③達成目標に対する達成度の評価、を義務付け
1994		Government Management Reform Act of 1994	各省庁による財務報告書の強化 成果に基づく財務報告を義務付け
1995		Federal Acquisition Stream-lining Act of 1994	各省庁に顧客サービス計画を立案することを義務付け 2004年までに連邦政府機関の総調達のうち95%をEDI化することを義務付け 各省庁の主要な調達項目についてコストと実際の金額、改善導入スケジュール、到達目標を記録し追跡調査するように制定
		ITの積極的活用	Paperwork Reduction Act of 1995
	Federal Financial Management Improvement Act of 1996		各省庁が予算と実推を容易に把握できるような環境整備を目指す
Information Technology Management Reform Act of 1996	各省庁の予算立案プロセスに情報化投資計画と結果評価方法を盛り込むことを義務付け 各省庁にChief Information Officer (CIO)を置くことを義務付け		
1998	Debt Collection Improvement Act of 1996		1999年までに連邦政府の支払いをすべて電子化することを義務付け
1996	ITの積極的活用	Freedom of Information Act of 1996	各省庁が国民に電子的に各種記録を公開することを義務付け
		Government Paperwork Elimination Act of 1998	2003年を期限として紙による文書作成業務を撤廃
		Federal Activities Inventory Reform Act of 1998	各省庁の商業活動についての目録を作成し、同様のサービスを行う民間部門とコスト比較し、民営化できるか否かを検討することを義務付け。またその内容の公開を義務付け

資料：各種資料より作成

〔行政改革の進展に伴いIT利用が積極化〕

米国の行政改革は複数の法律制定により省庁の取り組みを義務化することによって促進された（表2.1）。特に、1993年に成立したGPRA法（Government Performance Result Act）が大きな契機となり、行政の業務プロセスそのものを根本的に見直し、改善しようとする動きに展開していった。

GPRA法は、2000年までの7年間の猶予期間を設けた後、連邦政府のすべての省庁に対して、あらゆる政策と予算について、具体的な目標設定と指標を使つての説明を義務付けるものである。すなわち、行政に対して明確に数値で説明可能な生産性の向上を求めたのである。連邦政府の各機関が、アンダーセンコンサルティングなど民間のコンサルティング会社に依頼し、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）に取り組み始めたのはこの時期からである。

さらに、こうした業務プロセス改善の動きは、1994年に成立したFederal Acquisition Stream-lining Actをきっかけに促進されることとなる。同法は二つの点でGPRA法と並んでクリントン政権の行政改革の中で重要な役割を占めている。第一に同法が各省庁に顧客サービス計画を立案することを義務付けたことにより、初めて政府職員に顧客＝国民という意識が芽生え、顧客のニーズに合致したサービスは何かということを考えるようになった。第二に、同法が2004年までに連邦政府機関の総調達のうち95%をEDI化することを義務付けたことにより、行政改革においてITが活用される契機となった。その後、インターネットの急速な拡大に伴いITの行政における活用も急速に加速していった。

2.2 米国の行政改革推進組織

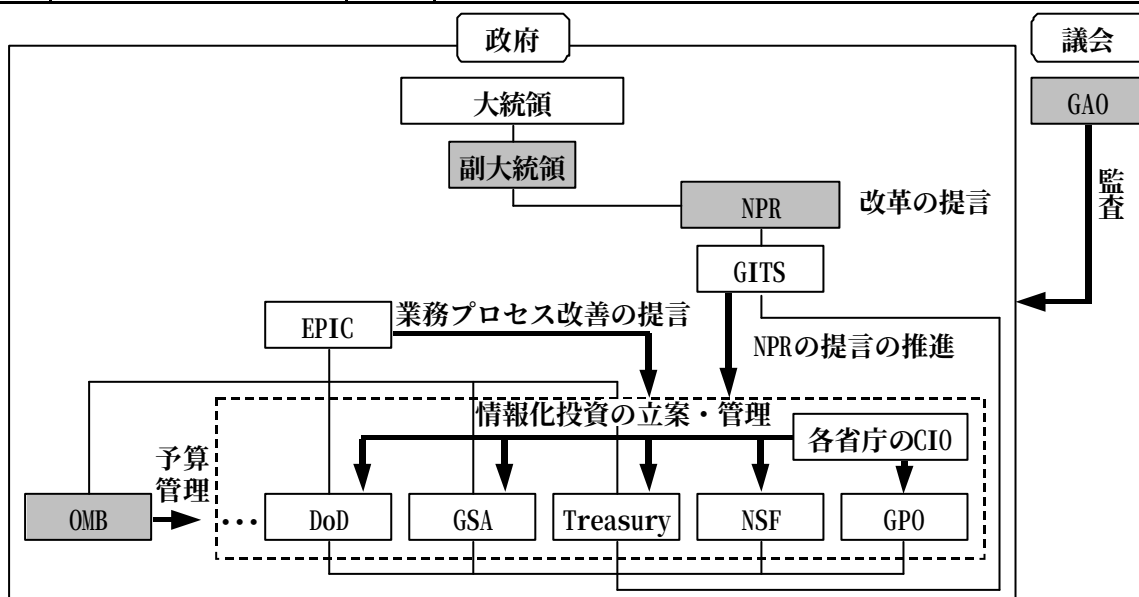
米国では単に法律だけではなく、連邦政府が組織的にも行政改革を後押ししてきた。1993年以降今日まで、米国の行政改革全体を統括し、一連の行政改革の推進とそこでのITの活用においてリーダーシップを発揮してきたのは、ゴア副大統領である。実務的にはゴア副大統領をトップに、図2.2に示した体制で行政改革は推進されてきた。

このうち、NPR（National Partnership for Reinventing Government）は、1993年にゴア副大統領の直轄組織として設立され、GPRA法に基づき各省庁、政府機関の垣根を越えたベスト・プラクティスを追求し、各省庁に実行させる役割を担ってきた。当初NPRは人員削減や不要な用紙の削減に活動の主眼を置いていたが、インターネットの普及に伴いITの活用を推進することが役割の中心になっている。また民間部門におけるインターネットの普及に合わせて、政府内でもIT化を推し進めるために各省庁の代表を集めたCIO（Chief Information Officers）、GITS（Government Information Technology Services）、EPIC（Electronic Processes Initiatives Committee）といった機関も設置された。

行政改革を推進したのは新しい組織ばかりではない。特にOMB（The Office of Management and Budget）とGAO（General Accounting Office）は、改革の取り組みをチェックすることで積極的に改革を後押しした。OMBは、NPRと連携しながら、各省庁の提出してきた予算案を精査し、このように仕事のプロセスを改善すれば、もっと予算を減らすことができると提案する役割を果たしている。これに対しGAOは議会直属の監査機関で、その業務は、既に起きた個別業務の監査だけではなく、現

在立案中の政策についても政策の妥当性を評価したり、議会が出した仮説に対する政策判断の選択肢を提供するなど、日本の会計監査院よりも広範囲にわたる。クリントン政権において行政改革が開始した後、GAOは議会の観点からOMBを含めた政府の改革の進捗を監査し、さまざまな改善勧告を公表している。

	組織名	略称	役割
新たに設立された組織	National Partnership for Reinventing Government	NPR	1993年に設立。ゴア副大統領直轄の組織。各省庁、地方府の改革を推進
	Chief Information Officers	CIO	1996年に設立。各省庁の幹部が担当。省庁内の情報化投資の立案・成果管理に責任を持つ
	Government Information Technology Services	GITS	1996年に設立。NPRの提言の推進母体。各省庁より複数の担当者が集まり、政府内におけるIT利用の促進と省庁間の協力関係樹立を目指す
	Electronic Processes Initiatives Committee	EPIC	1997年に設立。OMB、GSA、Department of Defense (DoD)、Department of the Treasury (Treasury) の幹部が集まり、政府のビジネスプロセスや政府のECを改善するための具体的方策を提言
伝統的な組織	General Services Administration	GSA	日本の総務庁に相当
	National Science Foundation	NSF	日本の科学技術庁に相当。政府の情報化に関する研究開発を実施
	Government Printing Office	GPO	日本の大蔵省印刷局に相当。文書の電子化を推進
	Office of Management and Budget	OMB	政府の予算管理を実施。改革の進捗をチェック
	General Accounting Office	GAO	日本でいう会計検査院だが、日本とは異なり議会の観点から改革の進捗、OMBの業務を監査



資料：各省庁資料より作成

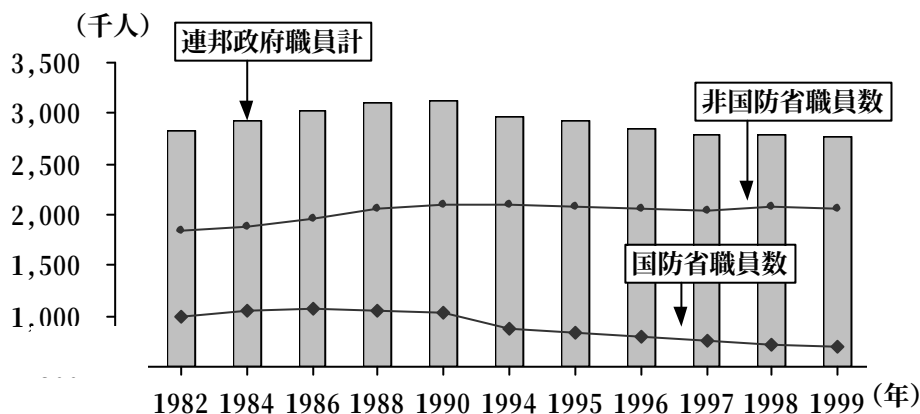
図2.2 クリントン政権の行政改革推進体制

[NPR主導による行政改革]

NPRは、行政改革の進展によりクリントン政権は1993年以降1998年までの5年間で351,000人の連邦政府職員、16,000ページ分の規制の削減に成功したと発表している。成功の理由としては、改革の成果を求める議会の圧力が強かったことや、民間部門の協力を得たこと、またゴア副大統領が継続的に行政改革の運動にかかわり、数々のイニシアチブを実現するなどリーダーシップを発揮したことが挙げられる。特にゴア副大統領主導で1994年から始まったハンマーアワード(Hammer Award)は、クリントン政権の改革の四大方針、①政府の規模の縮小、②顧客第一、③官僚主義の廃止、④職員に権限と責任付与、のうち一つでも実現した省庁や地方自治団体を表彰するというプログラムであるが、省庁に対する改革のインセンティブとして機能した。

2.3 行政改革の抱える課題

しかし、成功しているように見える米国においても行政改革は実現の途上にある。改革の成果として挙げられている連邦政府における人員の削減を省庁別にみると、実際には冷戦の終結により縮小が決まっていた国防省が中心となって行われてきており、それ以外の省庁における人員の削減は緒についたばかりである（図2.3）。



資料：Office of Personnel Management

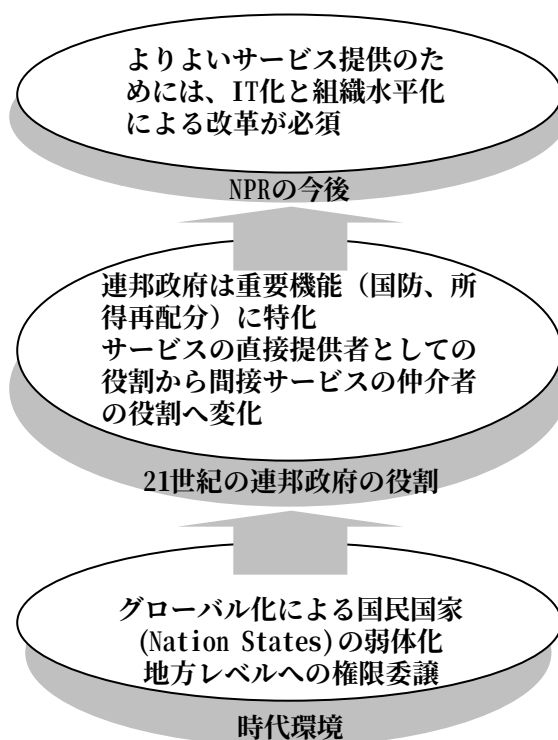
図2.3 連邦政府の職員数の推移

〔これまでの連邦政府職員の削減は国防省が中心〕

また、GPRA法により各省庁ごとに数値で説明可能な目標の設定が義務付けられたが、1998年度に各省庁の提出した目標を、GAOが実現の可能性や数値での説明の可否を指数化し100点満点で採点したところ、各省庁の平均は42.2点にとどまった。これは、各省庁においてGPRA法の求める目標を新たに設定することの難しさを示しており、さらに改革の実現が容易ではないことを物語っている。

さらに、民主党系シンクタンクであるブルッキングス研究所は、NPRの問題点として民間企業や地

方・外国政府のベスト・プラクティスの吸収に注力したため、実務中心で全体を貫くコンセプトが脆弱であることを指摘している。その上で同研究所は、今後、時代環境における政府の役割について明確なコンセプトを打ち出し、それに基づいた改革を進めることを提言している。具体的には、今後、グローバル化と地方への権限委譲が進展する中で、連邦政府が果たすべき役割を、所得再配分や国防などの重要機能に明確に限定し、しかもサービスを直接提供するのではなく、間接的なブローカーとしての役割を果たすことになるとの認識を示している。こうした役割を連邦政府が果たしていくためには、IT化と組織水平化による改革が必須となるとしている（図2.4）。



資料： Donald F. Kettl, *Reinventing Government: A Fifth-Year Report Card* (1998) より作成

図2.4 今後の改革の方向性

〔新時代の連邦政府の役割についてのコンセプトを明確化〕

ただし、行政改革は米国の競争力を維持するために不可欠なプロセスであるとの認識は官民を問わず広がっており、同時に行政の業務プロセスの改革を通じて最終的には行政文化の変革を実現するものと認識されている。また、インターネットの普及に伴い、行政文化の変革の手段としてITがもっとも有効であるとの共通認識も広まっており、こうした素地の下に次章以降で述べる Electronic Government（電子政府）という概念が醸成されている。

3. 世界的に広がる電子政府への取り組み

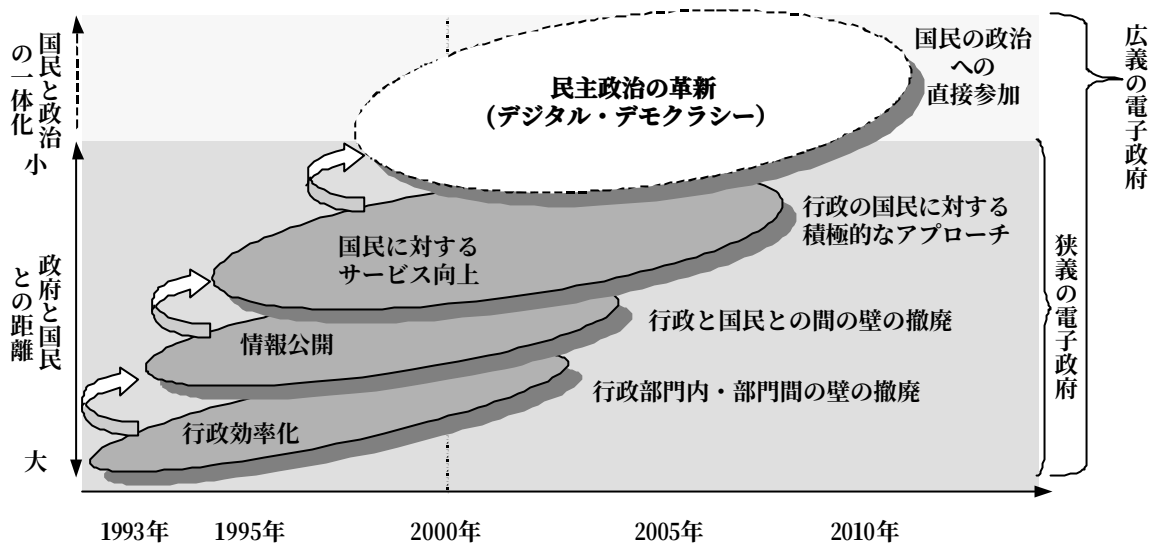
3.1 米国における電子政府の定義

米国では、クリントン政権発足当初よりITを活用した新たな政府として電子政府という考え方が存在していた。NPRが1993年に発表した“Reengineering Through Information Technology”というレポートには既にElectronic Government（電子政府）という用語が用いられている。

しかし、電子政府の概念が官民双方で急速に広がっていったのは、行政改革の推進とそこでのITの活用が加速し始めた1995年前後からである。電子政府は当初、まさに行政改革と一体化した概念と捉えられ、行政効率化を意味するものと理解されていた。その後、民間部門におけるインターネットの利用の広がりとともに、ネットワークを通じて一般市民や企業が使いやすい形で行政情報を公開するという情報公開の概念、またネットワークを通じてさまざまな行政サービスを提供することによって、より利便性を高めるというサービス向上の概念が確立されてきている。

さらに、最近になって、インターネットを活用することによって、民主政治の革新（デジタル・デモクラシー）が実現するのではないか、という議論も活発化している。すなわち、インターネットを通じての選挙キャンペーンの実施、オンライン投票、選挙期間以外はコミュニケーションの少なかった選出議員とのコミュニケーション拡大、法制化プロセスのオープン化などによって、市民と政治の距離をより短縮することができるのではないか、と考えられている。

こうした現状を踏まえて考えると、狭義の電子政府とは、行政と市民・企業間におけるやりとりの電子化・ネットワーク化による、①効率向上、②情報公開の利便性向上、③サービス向上を意味する、と考えるべきであろう。また、近い将来を展望した広義の電子政府としては、政治と行政、政治と市民・企業間も含めたやりとりの頻度とスピード向上による新たな民主政治（デジタル・デモクラシー）までを含めて考えるべきであろう（図3.1）。



資料：各種資料より作成

図3.1 米国における電子政府の進展

[民主政治の革新の可能性]

3.2 米国における電子政府の到達点

(1) 行政効率化

米国政府の電子政府への転換において、まず着手されたのが行政の効率化である。IT利用による行政の効率化は自省庁内の無駄なプロセスの排除とネットワーク化に伴う他省庁・自治体との連絡の緊密化という結果となって現れる。NIIの中で政府が取り組む重要課題として政府調達改善が取り上げられていたことから、クリントン政権はこれに重点的に取り組み、成功を収めている。

それまで政府職員が備品を購入する際には、何枚もの申請用紙への記入と複数の部署の決裁を必要とした。クリントン政権ではスマートカード(ICカード)とインターネットの利用、民間企業のBPR手法導入による業務プロセス見直しにより、備品購入までの日数を大幅に短縮し、トランザクションコストの削減を実現している(表3.1)。

表3.1 米国連邦政府における調達の改善

	IT化	BPR
実施事項	・スマートカード(インターネット)の利用による支払い ・政府調達関連データベースの構築	・職員への権限委譲 ・購入手続の簡素化
成果	・紙の削減 ・費用管理の容易化	・決裁プロセスの改善
	・購入までの日数短縮 (23~53日→5~10日) ・トランザクションコストの削減 (\$120/トランザクション→\$58/トランザクション)	

資料：General Services Administration資料より作成

[IT化とBPRの推進により効率化が進展]

(2) 情報公開

米国ではインターネットの普及に伴い、情報公開の定義が、単に行政情報を国民に公開するという意味から利用者の地理的、身体的制約などにかかわらず情報を利用する環境を提供するというユニバーサルアクセスも含めた考え方に広がっている。これに呼応して1996年にはFreedom of Information Actが施行され、各省庁は国民に対し各種記録を電子的な手段を用いて公開することが義務付けられたため、インターネット上での情報公開は促進された（表3.2）。

表3.2 米国政府の情報公開に関する取り組み

省庁など	無料で公開する情報	日本の現状
Whitehouse	大統領の演説、記者会見など	・首相の主要な発言のみ公開
Department of Commerce(DoC)		—
Bureau of Census	国勢統計のデータ（さまざまな切り口で自由に活用可能）	・国勢統計のデータは公表されているが、米国ほど細分化された情報は公開されず
Department of Defense(DoD)		—
Directorate for Information Operations and Reports	国防省関連職員の人員統計、国防省納入業者リストおよび納入金額、国防省調達マニュアルなど	・同様の情報は公表されているが、米国ほど細分化された情報は公開されず
Department of Transportation(DoT)		—
Bureau of Transportation Statistics	州ごとの旅行統計、航空会社に関する統計、地理情報	・ホームページへの掲載なし
Federal Aviation Administration	航空事故発生報告、航空安全情報など	・ホームページへの掲載なし
Congress	議会に提出されている法案、審議の状況、可決された法律	・法案の審議の状況は揭示 ・可決された法律は揭示しているが最新情報の掲載なし

資料：各省庁ホームページなどより作成

[各種情報に国民がアクセスすることが可能]

情報公開の代表例としては、国勢統計が挙げられる。米国では既に1億以上の世帯、2,000万件以上の企業の情報が収容された国勢統計が、インターネットを通じて利用者に無償で提供されている。利用者は、地域、人口、人種、言語、持ち家などさまざまな切り口でデータを自由に活用することができる。

(3) 国民に対するサービス向上

米国ではサービスの向上は、当初は各省庁ごとに進められ、政府情報公開の延長上の情報提供サービスを中心として整備された。しかし、民間部門におけるインターネットの普及と検索技術やセキュリティ技術の向上に伴い、政府もこうした技術を用いて利用者のニーズに応じた、より便利で使いやすいサービスを提供すべきであるという認識が広がっている。その中で政府サービスは、単

なる情報提供から電子化された届け出・申請手続きを含むものへと発展し、また単独の省庁の取り組みから省庁横断的なワンストップサービスへと変容しようとしている。

各種届け出・申請手続きの電子化の代表例は、内国歳入庁（IRS）による税金の電子申告手続きである。IRSは従来税金の還付申請を書類で受け付けていたが、電話のプッシュホンおよびインターネットでの申請を可能とするシステムを導入した。紙の申請ではエラー率が16%にのぼり、エラー修正のために国民は数回IRSとのやりとりを実施しなければならなかった。新サービス導入後は、エラーは0%となり、申請時間も従来の半分の約6分に短縮された（図3.2）。



資料：http://www.irs.gov/elec_svs/index.html

図3.2 IRSのホームページ

[ホームページにて電子税金申告が実現]

ワンストップサービスは、1998年に発表されたNPRの新たな戦略、“America@Its Best”の中で政府が顧客志向を実現するための重点項目として挙げられている。実際に連邦政府は、民間企業のポータルウェブサイト（ポータル＝正門）を参考にしつつ国民を学生・高齢者・中小企業経営者・旅行者などセグメントに分け、そのセグメントのニーズに応じた省庁横断的なワンストップサービスの整備を進めている。例えば高齢者向けのワンストップサービスのサイトを訪れると、住所変更手続きや老人ホームの比較検討、社会保険関係の書類請求などが一カ所のサイトでできるようになっている（図3.3）。



資料：http://www.seniors.gov/

図3.3 高齢者用の連邦政府のホームページ

〔インターネット・ワンストップサービスの実現〕

しかし、国民に対するサービスが飛躍的に向上したにもかかわらず、IRSは米国民から依然として非効率的で不正が多い組織であると批判されている。このことから、電子政府の実現においては行政の効率向上、情報公開、サービス向上の三つを並行して進めることが成果を上げ、国民にも理解されるための必須条件である。

(4) 黎明期にある新たな民主政治（デジタル・デモクラシー）

米国の電子政府は既に次の段階に進もうとしている。インターネットのオープンで双方向のコミュニケーションを可能にするという特性が米国の民主政治をも変えようとしているのである。米国では多くの議員が有権者と直接対話をするためにホームページを開設し、政策に対する意見を募っている。また、2000年の大統領選に向け、候補者は既に選挙キャンペーンのホームページを設け、有権者に対し自らの政策をアピールしている。1960年の大統領選におけるケネディとニクソン両候補者によるテレビ討論の結果が選挙の結果を左右し、その後の大統領選のあり方を変えたように、2000年の大統領選はインターネット活用元年となり、今後の大統領選のあり方を変えることになるだろう。

3.3 米国における電子政府化の今後の方向性

IT使用による政府内の効率化から、市民サービスのオンライン化、インターネットを用いた政治活動へと広がりを見せてきた電子政府であるが、ここで、今後の方向性について若干触れておきたい。

米国政府は電子政府が成立する前提として、誰もが安心して快適にネットワークを利用できるための基盤整備を重視している。NIIのコンセプトにも示されているように、ネットワークインフラの構築やセキュリティ技術の確立、データベースの構築や電子社会到来に備えた法規制の整備、国民への教育などを行わずして電子政府は成立しない。この基盤整備に関する米国政府の取り組みとしてNational Science Foundation (NSF) のDigital Government Programを紹介する。

Digital Government Programは、NSFが電子政府化を推進する研究開発に資金を提供するプログラムで、1997年に開始され、1999年度は1万ドルの予算を獲得している。このプログラムの研究分野を見てみると、ITの利用による政府内の効率化、情報公開、行政サービスのオンライン化を実現する研究とともに、データベースの構築や政府のECを実現するためのセキュリティ技術の確立といった基盤技術の研究や、電子政府を実現するための法規制のあり方の研究が含まれている（表3.3）。

表3.3 NSF Digital Government Programの概要

開始時期	1997 年度
目的	・ 連邦政府が膨大な情報の収集、保管、提供を行う主体であり、情報技術の主要ユーザであることを認識。 ・ コンピュータ、情報科学研究と連邦政府にとって必要な中長期的研究開発、実験が交わる部分に資金を提供 ・ 各省庁、省庁間、政府間の業務や政府と市民の相互の関係を改善することに資する研究プロジェクトを支援
補助金	・ 1998年度100万ドル、1999年度100万ドル、2000年度300万ドル ・ 1999年度には10～20件程度の3年間（内容によっては例外的に5年間まで可）の研究プロジェクト支援を予定
応募要件	・ プロジェクトに最低一つの連邦政府機関がコミットしていることが要件
研究分野例	1. Intelligent Information Integration 2. Very large scale data and information acquisition and management for geospatial and multidimensional data 3. Advanced analytics for large datasets/information collections 4. Electronic transaction and electronic commerce technologies 5. Information service for citizen/customers 6. Research in the application of information technology to general law and regulation

注：National Science Foundationは独立した米国政府機関で、研究助成や研究契約を通じ科学研究・教育・エンジニアリングを推進。年間約2万件の研究プログラムに予算約33億ドルを投下。

資料：National Science Foundation資料より作成

[電子政府実現のための研究開発に資金を提供]

こうした基盤整備は連邦政府単独では実施できないため、民間企業と大学、非営利団体などの協力が不可欠となる。1998年にNSFが資金を提供し、オーバニー大学が主催してDigital Government Programに関する提言を募るワークショップが開催されたが、そこでも、政府間、官・民・非営利組

織など多方面の関係を含んだ研究の支援が提言されるなど、官民の協力関係は今後強められることが考えられる。

3.4 電子政府をめぐる世界の動向

(1) 電子政府で先行する各国の動向

Electronic Government、Digital Government、Government on-lineなど呼び方はさまざまであるが、電子政府に相当するコンセプトを目標として打ち出し、行政の総合的な情報化を進めている国は米国だけではない。ここでは、電子政府への積極的な取り組みを行い注目を集めている国として、シンガポール、カナダ、英国、マレーシアを取り上げる（表3.4）。

シンガポールでは、1995年より行政サービス向上、改革プログラムと平行して、Connected Governmentプロジェクトがスタートし、個別の情報化プロジェクトから政府全体の情報化を進める段階へと移行した。スマートカードの行政サービスでの活用や情報キオスクでの自動車保有更新手続きなどが既に実施されている。

カナダも財政赤字をきっかけに、比較的早い時期から電子政府化に取り組んでいる国の一つである。2000年までにカナダをmost connected countriesの一つとすることを目標に行政サービスのオンライン化を広範に進めている。

英国では、1996年に発表されたグリーンペーパーを契機として、government.directという電子政府化プロジェクトがスタートした。歳入や物品税についての情報を公共アクセスターミナルで公開するなどの試みが既に実施されており、また、2002年までに公共調達25%を電子化するという目標が注目を集めている。

また、マレーシアでは、電子政府化プロジェクトはマレーシアが国家をあげて推進しているマルチメディア・スーパー・コリドー計画に含まれており、政府は電子政府化を民間部門のIT化やマルチメディア・スーパー・コリドー計画推進の触媒とすることを目的としている。この電子政府化プロジェクト自体は初期段階であるが、経験の豊かな民間事業者と緊密な連携をとりつつ急速に推進することを目指している。

表3.4 各国における電子政府プロジェクト

国	プロジェクト名	開始時期	実施理由・目的	実施内容・予定
シンガポール	Connected Government	1995	・1981年より行政サービスコンピュータ化プログラムを展開 ・1995年に行政サービス向上、改革プログラムPublic Service for 21st Century を開始。並行して、個別の情報化プロジェクトから政府全体の情報化を進めることによって、より統合された質の高いサービスを提供することを目指し展開	・スマートカードの行政サービスでの活用実施 ・情報キオスクでの自動車保有更新手続き実施などを既に実現
カナダ	Government on-line	1995	・財政赤字解消のため1993年から行政サービスの見直しを開始。当初は政府内部の効率化に、次第に外部へのサービス提供にもITを使用 ・1995年から包括的デジタル化プロジェクトConnecting Canadiansを展開。2000年までにカナダをmost connected countriesの一つとすることが目標。このプロジェクトの一部として行政サービスのオンライン化Government on-lineを実施	・企業向けビジネス情報の提供（200万件の書類にアクセス可能） ・消費者向け情報など広範囲に提供
英国	government . direct	1996	・1996年に発表されたグリーンペーパーを契機として、Information Society Initiativeの一部として開始。同時に、より良い政府を目指した行政改革の一連の流れとして位置付け	・歳入、物品税などについての情報を公共アクセスターミナルで公開 ・オンライン上でビジネスに必要な政府書類の書式を公開済み ・2002年までに公共調達25%の電子化が目標。2005年までに50%、2008年までに100%電子化を提案
マレーシア	Electronic government	-	・推進中のマルチメディア・スーパー・コリドー計画(MSC)の重要プロジェクトとして特定された七つのプロジェクトの一つ ・IT導入による行政手続きの変革を契機とした行政改革を実現することと政府のIT化をMSC推進の触媒とすることが目的	・プロジェクト自体は初期段階であるが、経験の豊かな民間事業者と緊密な連携をとりつつ急速に推進

資料：各種資料より作成

[1990年代半ばから各国が電子政府化プロジェクトを展開]

(2) 国際協力の動き

各国個別に電子政府化を進める動きに加えて、国際的な協力の動きも広がっている。1995年2月にブラッセルで開催されたG8閣僚会議では、情報化社会に向けた11のパイロット・プロジェクトをス

タートさせることが決定されたが、電子政府もそのうちの一つで“G8 Government On-line Project”としてとりあげられている（表3.5）。その後、G8以外の各国も参加が可能な枠組みが形成され、先進国のみならず途上国の関心も高く、結果的には24カ国、三つの国際機関、欧州委員会が参加する大プロジェクトとなった。

“G8 Government On-line Project”では、今世紀中に政府業務の大半を電子的に行える環境を実現すべく、技術利用の拡大、情報拡大が進められた。このプロジェクト自体、インターネットやEメールなど電子的な通信手段を駆使して進められたが、現在では当然のように思われるこうしたプロジェクト推進方法も、1995年当時は極めて画期的かつ困難なことであり、これらの試みを通じて、各国はノウハウを蓄積した。また、各国間で先進的な電子政府プロジェクトの紹介、解決すべき課題の検討なども進められてきた。今後、各国の電子政府プロジェクトが進展するに従い、各国の政府間、省庁間、行政と民間の間で、技術の共通基盤を確立することの重要性がクローズアップされ、例えば、機密性の確保、本人保証などを実現する政府公開鍵基盤（Government Public-Key Infrastructure）の整備などの重要課題が、こうした国際協力の中で検討されていくことが予想され、注目が必要である。

表3.5 G8 Government On-line Projectの概要

時期	1995年2月～1999年4月
概要	・1995年2月、ブラッセルにおける閣僚会議で決定された情報社会に向けた11のパイロットプロジェクト(広帯域ネットワークのグローバルな互換性、電子図書館、電子博物館など)の一つとしてスタート ・今世紀中に政府業務の大半を電子的に行えるように技術の使用をスケールアップすることを目的とした施策の推進、情報共有
参加国・団体	G8メンバー以外も参加可能な枠組みを形成した結果、24カ国の政府、三つの国際機関、欧州委員会が参加
成果	・白書、レポートを完成： 「民主主義と政府のオンラインサービス」 「政府のインターネット活用に関する調査」 「行政サービス改善のための情報共有化と情報再利用」 ・ホームページに各国のリンクを作ることなどで国際的な公共情報へのアクセスを改善、書類ベースの業務や取引を電子的手段に転換 ・電子的方法による本プロジェクトの実現 ・国際的な情報交換とネットワークの形成、各国内に電子政府への関心を喚起

資料：G8 Government On-line Project Final Project Report(1999)より作成

[多国間の協力も既に開始]

メンバーリスト

委員長	徳武 康雄	富士通(株) システム本部第三システム事業部 担当部長
委員	牧野 兼明	(株)NTT データ 公共事業本部 公共営業本部 部長
	上甲 徹	沖電気工業(株) (SSC) 社会基盤システム事業部 電子政府SE 部
	保倉 豊	グローバルフレンドシップ(株) 代表取締役社長
	木村 甲治	東京電力(株) システム企画部 副部長
	高橋 巖	日本アイ・ビー・エム(株) 公共システム事業部 電子政府ソリューション営業部 担当部長
	片岡 幸一	(財)日本情報処理開発協会 企画室 企画課 課長
	高橋 潤一	日本ユニシス(株) Eマーケティング部企画室 担当課長
	立岡 繁	(株)日立製作所 公共システム事業部 事業企画本部長
	酒井美智子	(株)日立製作所 公共システム事業部 電子政府推進プロジェクト推進センタ
	丹波 伸行	(株)富士総合研究所 解析技術第1部 CALS 推進室 主事研究員
	塩崎 透	日本電気(株) 第一ソリューション営業事業本部 市場開発部 マーケティングエキスパート
	岩尾 康史	マイクロソフト (株) 電子政府ソリューション推進グループ
	松下 邦彦	(株)東芝 官公情報システム事業部 電子政府ソリューション部電子ソリューション推進担当課長
	黒岩 恵	ECOM 企画部会
	鍛原 弘到	ECOM 企画部会
	大島 雅男	ECOM 電子政府委員会
オブザーバ		
	橋本 敏	総務省 行政管理局行政情報システム企画課 課長補佐
	湯沢 広吉	経済産業省 商務情報政策局情報政策課 課長補佐
	楠木 真次	経済産業省 商務情報政策局情報政策課 行政情報化係長

禁無断転載

平成13年3月発行

発行：電子商取引推進協議会

東京都江東区青海2-45

タイム24ビル10階

Tel 03-5500-3600

E-mail info@ecom.or.jp